

足立栗園編



神道發達史上

東京
開發社

例言

一 本書は、我が國の特有とする神道古來の沿革を叙せん爲め、編者數年の研究に基き、極めて公平無私に筆を執り、成るべく評論を用ひず、専ら年次を逐ふて、發達變遷の蹟を記述せるものなり、而して此卷にありては、神代之事蹟は書記、古事記舊事紀等に考へて、傳説の儘に之を臚列し、人代に至りては歷世の神祭神祇令等に關する事蹟を略叙し、又儒教の影響、佛教の感化にも及び、尙ほ上古佛家の經營に成りし山王兩部の神道をも、其簡要を擧げて之を記述したり、されば以上神儒佛の事蹟を對比して、並せ考ふる所あらば、上古に於ける我が國神道の大槩を了知すべく、亦後世に於ける諸種の神道の興起せし淵源をも窺ひ知るに足らんか。

一 本書を編述せんとするに當り、新古書を參考し引用せるもの、數百卷に上れり、こは中卷下卷完了の後に於て公にすべし、たゞ此卷を編成するに當り、故栗田博士の神祇志料に待つ箇所多かりしこと、并に三縁山某院主か、其珍襲の神書を多く貸與せられしは、予の最も便益を感せし所にして、深く謝する所なり。

一 神代卷に關する推考は、別に後日を以て公にする時あるべし、本書か傳説の儘を引用せしは、たゞ神道の淵源として、之を叙述するに止まればなり、其他歴代大家の神道意見は、書中往々其大要を抄録することせり、上卷成るに及んで、聊か本書の由來を明かにす。

明治三十四年一月

編者 識

神道發達史

上卷目次

第一章 太古の國土經營

- | | |
|----------|---------------|
| 一節 神世七代 | 二節 淤能碁呂島 |
| 三節 大八洲出生 | 四節 諸神生成 |
| 五節 三柱貴神 | 六節 二尊退隱 |
| 七節 天岩戸隱 | 八節 神子降臨 |
| 九節 曾戸茂梨 | 十節 叢雲劍 |
| 十一節 須賀宮 | 十二節 大己貴神、少彥名神 |

第二章 太古の國家成立

- | | |
|---------------|------------|
| 一節 平國之讖 | 二節 大己貴讓國 |
| 三節 天孫降臨 | 四節 啓行神、護衛神 |
| 五節 三十二神、二十五物部 | 六節 吾田の帝都 |

目次

一

七節 綿津見國

第三章 太古の社會整理

一節 農桑の起源

三節 醫藥禁厭の法

五節 大嘗の政

七節 矛の由來

二節 造船術

四節 國民の階級

六節 太兆の卜事

二五

第四章 上古の敬神と祭祀

一節 最初の神教

三節 鳥見の靈時

五節 征韓の神託

七節 歷世の敬神

二節 祭政一致

四節 最初の神託

六節 鎮魂以下の大祭

三一

第五章 上古の神社と神儀

一節 伊勢五十鈴宮

二節 賀茂三輪等の諸神社

三九

三節 尾張熱田宮

五節 征韓以後の諸國神社

七節 諸種の神儀

四節 征韓以前の諸國神社

六節 伊勢豊受宮大神

第六章 儒教傳來の影響

一節 漢籍の渡來

三節 道德の變遷

五節 龜卜説

二節 漢學の傳播

四節 敬神思想の變移

四六

第七章 佛教傳來の影響

一節 佛教の傳來

三節 崇佛家の勝利

五節 敬神思想の再變

二節 敬神思想の衝突

四節 文藝の進歩

五三

第八章 佛教傳來當時の神道

一節 海外の神祭

二節 賀茂葵祭

六〇

目次

三

三節 鹿戸皇太子之神祭

四節 先代舊事本紀の修撰

四

第九章 三教一致説……………六四

一節 聖德太子

二節 三教兼用

三節 十七憲法

四節 枝葉花實説

第十章 神佛習合の先蹤……………七一

一節 役小角

二節 僧泰澄

三節 僧勝道

四節 久能山と箱根山

第十一章 大化改新前後の神道……………七八

一節 弊政の刷新

二節 大化の改新と神事

三節 伊勢神宮の崇重

四節 大寶令中の神祇官

五節 大寶令中の神祇令

六節 代々の神祭

第十二章 本地垂迹説……………七八

一節 本迹の出處

二節 僧行基

三節 奈良大佛

四節 神佛の合一

第十三章 奈良朝の神道……………九五

一節 敬神の詔勅

二節 八幡神の崇奉

三節 春日神社

四節 古事記の修撰

五節 日本書紀の修撰

第十四章 山王一實神道……………一〇三

一節 僧最澄

二節 最澄奇蹟

三節 山王垂跡

四節 山王の由來

五節 一實の字義

六節 治國利人の法

第十五章 平安初政の神道……………一一六

一節 平安初政の敬神

二節 祓を科する法

三節 神祭に關する法令

四節 神事の莊嚴

五節 氏神の始

六節 修史事業と神祇史

第十六章 兩部習合神道……………一二六

- 一節 兩部の出處
- 二節 僧空海
- 三節 空海奇蹟
- 四節 神宮と沙門
- 五節 神代習合
- 六節 毘盧遮那
- 七節 諸神勸請

第十七章 山王神道の發達……………一四〇

- 一節 僧圓仁
- 二節 十二番神
- 三節 僧圓珍
- 四節 新羅明神
- 三節 日吉の七社十四座

第十八章 藤氏攝關時代の神道……………一五一

- 一節 神階を定む
- 二節 神社の整理

第十九章 藤氏榮華時代の神道……………一五六

- 一節 神人の戒飭
- 二節 三善清行の封事

- 三節 延喜式
- 四節 諸國神名帳
- 五節 諸社の奉幣
- 六節 天滿天神

第二十章 院宣時代の神道……………一六九

- 一節 神事復興の企圖
- 二節 藤原宗忠の敬神
- 三節 藤原敏光の敬神
- 四節 神事の類廢

第二十一章 兩部神道の發達……………一七七

- 一節 八幡大自在菩薩
- 二節 石清水八幡宮
- 三節 八幡放生會
- 四節 春日明神の佛緣
- 五節 北野天滿大自在天神

第二十二章 山王兩部兩神道の競争……………一八七

- 一節 春日明神と天台
- 二節 賀茂明神の佛緣
- 三節 松尾明神の佛緣
- 四節 祇園社
- 五節 天滿天神と台家
- 六節 貴船明神と鞍馬寺

第二十三章 神道と修驗道……………一九九

- 一節 僧聖實
- 二節 僧口寂
- 三節 僧淨藏
- 四節 僧增譽
- 五節 三山入峯
- 六節 熊野權現

第二十四章 諸社の神輿と佛徒……………二〇八

- 一節 叡山三井の確執
- 二節 延暦園城兩寺の闘争
- 三節 僧徒神輿と助かす
- 四節 南都大寺の争闘
- 五節 延暦奥福兩寺の争闘
- 六節 白山神輿の入洛

第二十五章 平家時代の神道……………二一五

- 一節 神事の類廢と平家の専横
- 二節 源氏追討と神社奉幣
- 三節 福原遷都と大禮舉行

神道發達史上卷

第一章

太古の國土經營

足立栗園編

我日本の開化は其端邊々神代に啓けたり、神祖始めて國土を經營し、斯民を愛撫し玉ふによりて、國家は立ち社會は成りぬ、之を以て宏遠なる神代の歴史は儼存し、深厚なる祖宗の徳業は傳承す、然れども言々子孫に口傳したるものなるより、文字定まりし時、之を書に上すに至て、傳説は數種に分れたり。

○一節 神世七代 日本書紀、古事記、舊事本紀、各々多少、神世七代の名目を異にせり、左に之を列記すべし。

日本書記 本文并に一書の説をも參取す、
一代 國常立尊又の名、國底立尊

二代 國狹槌尊又の名國狹立尊

三代 豐斟淳尊又の名豐國主尊、豐組野尊、豐香節野尊、浮經野、豐買尊、豐國野尊、豐留野尊、葉木國野尊、見野尊

以上 獨化純男の三神

四代 泥土煮尊、妹、沙土煮尊、又の名泥土根尊、妹、沙土根尊

五代 大戸之遺尊、妹、大苦邊尊、又の名大戸摩彦尊、妹、大戸摩姬尊、大富道尊、妹、大富邊尊

六代 面足尊、妹、惶根尊、又の名吾屋惶根尊、妹、忌榎城根尊、青榎城根尊、妹、吾屋榎城根尊

七代 伊非諾尊、妹、伊非冊尊、此二神は青榎城根尊の子とも云ひ、又は國常立尊、天鏡尊、天萬尊、沫瀧尊、子々傳へて伊非諾尊に至るともいふ。

以上 男女耦生の八神

舊事本紀

天祖 天瓊日、天狹霧、國瓊日、國狹霧

一代 天御中主尊、可美葦牙彦皇尊

別天神 天八下尊、天三降尊、天合尊、又天鏡尊、天八百日尊、天八十萬魂尊、高皇產靈尊、津速魂尊

二代 國常立尊、豐國主尊

三代 角楯尊、妹、活楯尊

四代 泥土煮尊、妹、沙土煮尊

五代 大苦彦尊、妹、大苦邊尊

六代 青榎城根尊、妹、吾屋榎城根尊

七代 伊非諾尊、伊非冊尊

古事記

別天神 天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神

一代 國之常立神

二代 豐雲野神

- 三代 宇比地邇神、妹、順比智邇神、
- 四代 角楸神、妹、活楸神、
- 五代 意富斗能地神、妹、大斗乃辯神、
- 六代 游母陀琉神、妹、阿夜阿志古泥神、
- 七代 伊耶那岐神、妹、伊耶那美神、

○二 淤能基呂島 天神、伊非諾、伊非冊の二尊をして、多陀用幣流國漂蕩之意を修理固成せしめんとて、天之瓊矛を賜ふて言依し玉ふ、二尊乃ち天浮橋に立ち、其瓊矛を指下して、捕許袁呂、許袁呂に畫鳴して引上げ玉ふ時、其矛の末より垂れ落る鹽、累積して島と成れり、これ即ち淤能基呂島なり、二尊よりて其島に天降り、天之御柱を立て、八尋殿を見立て、國土を生成さんとて相契り、諾尊は左より廻り、冊尊は右より廻りて相逢ふことを約し玉ふ、約竟りて廻り逢ふ時、冊尊先づ唱ふ玉ふより諾尊悦び玉はず、最初に姪子を生み、次に淡島を生む、共に良からず、二尊乃ち天神の旨を伺はんとて參り玉ふ、

○三 大八洲出生 時に天神布斗麻邇太兆に卜はせて、男先づ唱へて女之に和

せと教へ玉ふ、二尊乃ち返り降り、諾尊先づ阿那邇夜志、愛袁登賣袁、妍哉可愛少男袁と唱へ玉ひ、冊尊次に阿那邇夜志、愛袁登古袁、妍哉可愛少男袁と和し玉ふ、かく唱和して相逢ひ、終に大八洲國を生み玉へり、大八洲とは淡道、伊豫の二名島、一身四面即ち伊豫、讚岐、粟、土左、隱岐、筑紫島、一身四面即ち筑紫、豊、國、肥、國、熊曹、伊岐、津島、佐度、大倭、豊秋津島、以上八島是なり、或は佐度を除き、肥、國を分ちて、日向國を加ふともいへり、かくて後、還り坐して時に、吉備、見島、小豆島、大島、女島、知訶島、兩見島を生み玉ふ、前後合せて十四島なり、其處々の小島は皆これ水沫、潮凝りて成れるものなりと、

○四 諸神生成 國土既に出生して後、海、風、山、木等多くの諸神は生れ玉へり、下に列記する所即是なり、
最初の七神

- 大事忍男神、石土毘古神、石巢比賣神、大戸日別神、天之吹男神、大屋毘古神、風木津別之忍男神
- 次に海神 大綿津見神
- 次に水戸神 速秋津日子神、速秋津比賣神

此二神、河海に因て持別て生坐せる神あり

沫那^{スナ}蘇^サ神、沫那^{スナ}美^ミ神、頰那^{クサ}蘇^サ神、頰那^{クサ}美^ミ神、天之水分^{ミツノ}神、國之水分^{クニノ}神、天之久比^{ヒコ}奢^サ母^モ智^チ神、是なり、

次に風神 志那都比古神、志那斗^ト辨^ハ神、

次に木神 久々能智神、

次に山神 大山津見神、

次に野神 鹿屋野比賣神、又の名野椎神

此山野二神、山野に因て持別て生坐せる神あり

天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹霧神、天之關戸神、國之關戸神、天戶感子神、大戶感女神、

次に鳥之石楠船神、又の名天鳥船神

次に大宜都比賣神

○節三柱ノ貴神 かくて諸冊二尊、天下の君たるべき神を生まんとして、三柱、貴神を生み玉へり、日神大日靈尊、月神月讀尊、素盞鳥尊是なり、大日靈尊、生れなから光

華明彩、六合に照徹したまふ、乃ち天上に送りて高天原を治めしめ玉ふ、月讀尊、光彩日神に次きて明麗なり、乃ち天上に送りて夜之食國を知ろしめ玉ふ、素盞鳴尊、即ち天下(又は海原)を知らし玉ふ事となれり、然るに素尊常に哭泣するをわざとし、青山を枯山と泣き枯し、河海をも泣き乾かす、之を以て惡神の音、狹蠅の如く、萬物の妖、吹風の如く、皆發れり、

○節二尊隱退 其後伊弉冊尊、火神、阿^カ遇^ウ突^ツ智^チを生むによりて御身焼け、悶惱の時、金山毘古、金山毘賣の二神を生み、既に神避り玉ふ、時に冊尊諸尊に告げて窺ひ見玉ふなどありしに、諸尊見玉ひしかば、冊尊吾は下津國を知らんとて、石隠れし玉ひ與美津枚板にて、多くの神を生し、置き玉ふ、水神彌都波能賣神、土神波邇移麻比賣神是なり、此土神を火神娶りて和久集日神を生み玉ふ、此神の子を豊宇氣毘賣神、又の名豊山宇氣神といひて、伊勢大御神の御僕都神等、山氣大神是なり、時に諸尊哭きて泣澤女神を生み、又佩せたる十拳劔を抜き、て阿遇突智神を斬り玉ふ、其時成しませる神多し、石^{イハ}拆^ヒ神、根^ネ拆^ヒ神、石^{イハ}筒^{ツツ}之^ノ男^ヲ神、瓊^{ニギハヤヒ}速^{ハヤヒ}日^ヒ神、瓊^{ニギハヤヒ}速^{ハヤヒ}日^ヒ神、閻^{ミコト}添^ソ加^カ美^ミ神、閻^{ミコト}御^ミ津^ツ羽^ハ神、これ刀の前に着ける血、刀の本に着ける血、手上に集れる血によつて生れる神なり、阿遇

突智神の骸よりも神成れり、正鹿山津見神、湊山津見神、奥山津見神、關山津見神、志
 蘇山津見神、羽山津見神、原山津見神、戸山津見神、是なり、諸尊それより妹冊尊を見ん
 と欲し、黄泉國に追往き玉ふ、冊尊時に八種の雷神に擁せられて、諸尊の入るを欲せ
 り、諸尊乃ち逃れ還る、冊尊己れを辱めしめて、八雷神に千五百の黄泉軍を副へて之
 を追はしむ、黄泉比良坂に到る時、諸尊坂の本なる桃子を取て追軍を待ち撃ちしに
 皆退き還れり、諸尊乃ち桃子に意富加牟豆美命の名を賜ひ、葦原中ツ國なる蒼生の
 苦を救へよと詔し玉ふ、既にして冊尊自ら追ひ來りし時、諸尊千引石を以て黄泉比
 良坂を塞ぎ、通路を絶ちて歸り玉ふ、其時冊尊は一日に千人を死に誘はんと玉ひ
 諸尊は一日に千五百人を生まんと宣へり、而して諸尊唾し玉ふ時、成りませる神あ
 り、速玉之男神といひ、掃き玉ふ時、成りませるは、泉津事解之男神是なり、又雷神追來
 りし時、諸尊杖を投げて成りませるを來名戸之神とす、かくて諸尊吾は醜き汚穢國
 に至りきとて、御身の腹せん爲め、粟門及び速吸名門に到り玉ひしも、潮急なりしか
 ば、筑紫なる日向の橋、小門之阿波岐原に幸して、曉し玉へり、時に投棄玉ひし御帶、御
 裳、御衣、禊冠、左右の手纏に成りませる神多し、道之長乳齒神、時置師神、和豆良比能宇

道俟神、飽嚙之宇斯神、奥疎神、奥津那蘇佐昆古神、奥津甲斐辨羅神、邊疎神、邊津那蘇佐
 昆古神、邊津甲斐辨羅神是なり、時に上瀬は漸速し、下瀬は漸弱しと詔し、中瀬に墮り
 潜ぎて滌給ふ時に成り坐せるは、八十禍津日神、大禍津日神なり、次に其禍を直さん
 として成り坐せるは、神直昆神、大直日神、伊豆能賣神なり、次に水底に滌き玉ふ時、成
 りませるは、底津綿津見神、底箇之男命なり、水中に滌き玉ふ時に成りませるは、中津
 綿津見神なり、水上に滌き玉ふ時に成りませるは、上津綿津見神、上箇之男命なり、き
 かくて後、諸尊功成り徳大にして、天に登りて復命し玉ひ、口之少宮に在せしが、又幽
 宮を淡路國に構へて長く隠れ玉へり。

○七 節天ノ岩戸隠 素盞鳴尊既にして天に昇り、其惡業尙は止む時なし、天照大

神、大日靈尊之を見聞し玉ふと雖も、愠り恨み玉はず、素尊愈々募り、大神、忌服屋に坐
 して神衣を合せ織り玉ふに際し、其服屋の頂を穿ちて、天斑馬を逆刺して墮し入れ
 玉ふ、天衣織女見て驚き、機より墮ちて神去れり、大神の乃ち天石屋戸を開きて隠れ
 玉ふ、高天原爲めに光りなく、葦原中國これによりて聞し、萬神の聲狹細爲し、萬妖悉く
 發せり、八百萬神憂ひ迷ひ、天安の河原に會して所斷の方を識り玉ふ、こゝに於て高皇

靈神の子思兼、神思ひ慮り、常世の長鳴鳥を集めて鳴かしめ、天、安河の河上の天、堅石
 を取り、天、金山の鎌を取りて、鍛入天津麻羅を求めて、石凝姥命に科して鏡を作らし
 め、玉祖命に科して八尺、勾總之五百津、御須麻流を作らしめ、天見屋命、天太玉命をし
 て、天香山の眞男鹿の肩拔に内抜きて、天香山の天婆々迦を取りて占はしめ、麻迦那
 波しめて天、香山の五百津眞賢木を根許士爾許士て、上枝には八尺、勾總の五百津御
 須麻流を取り著け、中枝には八咫鏡を取り繫け、下枝には白丹寸手、青丹寸手を取り垂
 で、此種々の物を太玉命をして布刀御幣と共に取持て見屋命をして布刀部を言辭
 中さしめ、天手力雄命を御戸の掖に隠れ立たしめ、天、御女命をして手次に天香山の
 天之日影を繫け、天香山の天之眞折を纏として天香山の小竹葉を手草に結び、手に
 著鐔之矛を持たしめ、天之石屋戸の前に庭燎を擧げ、汗氣伏せて踏みど、いろこし、神
 懸して胸乳掛け出し、裳緒をほどに忍垂し、而して後ち八百萬神高天原助く計りに
 共咲ひしぬ、大神怪みて天石屋戸を細めに開け、其由問ひ玉ひし時、天御女命答へて
 貴き神坐すを歡樂すといひ、天見屋命、天太玉命鏡をさし出せり、大神愈々怪しみ、少
 しく御戸を開き窺ひ玉ふを、手力雄命御手を取りて引出し奉り、太玉命、久米繩をも

ちて後方に引渡し、これより内へ還り入り玉ふなど申しき、大神出てませしにより、
 高天原及び葦原中、國自ら照りて明かなり、諸神相見て面皆白しと手を伸して歌舞
 しぬ、八百萬神こゝに於て相議りて素盞鳴尊に手座置戸を科せ、其被具を賣めて鬚
 を切り手足の爪を抜き、其罪を贖はしめて、神逐にやらひぎ

○八節 神子降誕

素尊、諸神に逐はれて去らんとするや、われ一たび姉の尊を見
 て去りぬべしとて、天により玉ふ、天照大神之を聞き、怪しみ覺して、御身に武装して
 待ち玉ふ、素尊之を見て誓ひて言ひ玉はく、我れ若し不善を懷きて上り來つるなら
 ば、今我が鬻まん玉より女子を生むべし、若し清き心あらは必す男子を生まんと、姉
 尊之を諾ひて全しく誓ひ玉ふ、而して後、姉神先づ帶せる劍を鬻みて生し玉へる神
 は、市杵島比賣、湍津比賣、田霧比賣、三柱の日女神なり、素尊次に其鬻に纏へる五百津
 御須麻流の瓊を嚼みて生す所の神は、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳尊、天之穗日命、天
 津彦根命、活津彦根命、煖之速日命、熊野忍隅命、以上六柱の日子神なりき、こゝに於て
 素尊我か天上に來りし意も達し終へたり、今は衆神の意に従ひ、永く根國に罷らん、
 姉尊は平安に天國を照しませ、我れ亦清き心を以て生せる見等を姉尊に奉つるの

みとの玉ひ、終に降り還り玉ひぬ、天照大神乃ち六柱の日子神を取りて御子とし養ひ玉ふ。

○九 曾戸茂梨

素尊逐はれて其子五十猛命と共に新羅に降る、居住暫時にして興言して曰く、此地は我に居ることを欲せずと、乃ち埴土を以て船を造り、乗りて東に渡り、出雲國簸川上なる島上、峯に到り玉へり、素尊が新羅に降り居玉ひしは曾戸茂梨といへる地なり、蓋し曾戸茂梨は韓語にして、ソシは牛、モリは頭、意即ち牛頭なりと、古人之を考證して牛頭は韓國樂浪に在る地名なりといへり、近世の考證にては、牛頭は漢時の臨屯郡にして、今の朝鮮江原道春川府に在り、東國輿地勝覽江原道の條に、春川都護府京都を距るこま二百五里本と、猶國新羅善德王六年牛首州と爲し、郡主を置く云々、又牛頭山府北十三里に在りとするもの、其證なりと云々、此牛頭の文字は其語源、印度に出てたるものにして、現に祇園社に祭るといへる牛頭天王其證なり、牛頭の語佛經に散見せり、華嚴經に曰く、摩羅耶山に旃檀香を出す、名つけて牛頭と曰ふ云々、名義集に曰く、此山峰の狀牛頭の如し、此峰中に於て旃檀樹を生ず、故に牛頭と名づく云々、大論に曰く、摩梨山を除いて旃檀を出すことなし、白

檀は熱病を治し、赤檀は風腫を去る云々、牛頭は即ち竺土の旃檀木を指せしものと見ゆ、然るに朝鮮の始祖は之に近き因縁を有せり、平安道妙香山即ち太伯山に太古神人ありて檀木の下に降り、國人立て、君と爲す、之を檀君といふ、國を朝鮮と號し、平壤に都す云々、以上を以て推すに檀君とは牛頭天王といふ事にして、即ち曾戸茂梨に降り玉ひしとある素盞鳴尊は檀君に似通へるか如し、或は平安道、江原道所在異なり、檀君は即ち素尊の子五十猛命にして、江原道より平安道に遷りて國君となられしものなるべし、そは延喜式卷十に出雲國意宇郡玉作湯神社、全社は韓國に坐す伊太氏神社なりとある、伊太氏は五十猛と音相近くして共に韓國に縁ある神たればなりと、亦一説なり、太古の事固より測知すべからずと雖も、日韓當時の關係より推せば、或は信憑すべき節なきにあらず。

○十 叢雲ノ劍

素尊出雲に在り、簸の河上より簪流れ下れるを見て、水上に入りありと覺し、竟めて上り玉ふ、老夫老女二人あり、童女を中に置いて泣く、尊乃ち名を問ひ玉ふに、老夫答へて我は國津神、大山津見神の子、名は足摩乳妻の名は手摩乳女の名は奇稻田比賣と呼ふといへり、重ねて其哭けるよしを問ひ玉ふに、我が子もど

八人あり高志の八岐大蛇毎年來り喫ふ、今唯一人を殘すに、大蛇また來るべき時に際せり、故に泣くのみと、尊乃ち其名を告げ女を我れに奉れ、我れよく其大蛇を退治せんと、老夫婦をして酒を具へしめ、自らは女装して隠れ待ち玉ふ、期の如く八岐大蛇來り、先づ酒あるを見て飲みて泥醉す、尊乃ち帶かせる、十握の劔を抜き、大蛇を斬りて寸々になし云へり、窟の川血になりて流る、其尾を切るにいたり、御劔の刃毀くよりて刺し割りて見玉ふに、都牟刈之太刀ありき、異物と覺して天照大神に献らる、撥雲劔これなり、大蛇の在る所常に黒雲掩ひたりしより此名ありと、八岐大蛇とは八尺ほどの大身の男にして、越國の惡神なりしなるべし、老夫婦の父大山津見神は伊弉諾、伊弉册の神の生み玉ひし速秋津日子神、速秋津比賣神の生み玉ひし所なり

○十一 須賀宮　かくて素雲出雲國にあり宮造るべき地を求めて須賀に到り我れ此地に來りて心すがくしとの玉ひ、爲めに宮居し玉へり、故に其地を須賀といふ、素尊、須賀宮を造り玉ふ時、其地に雲立騰りぬ、乃ち御歌を咏し玉ふて曰く、

夜久毛多都(八雲立)伊豆毛夜弊賀岐(出雲八重墻都麻基微爾(妻籠に)夜弊賀岐都久流(八重墻造る)曾能夜弊賀岐(其八重墻を)

乃ち妃奇稻田姫と棲み玉ふ、而して後、脚摩乳を喚ひて、汝は我が宮の首に任すとして、名を稻田宮主須佐之八耳神と名つけ玉ふ、幾くもなく生み玉ふ御子の神は八島土奴美神、其神大山津見神の女大市姫を娶りて大年神、稻倉魂神の二柱神を生み玉へり、かくて素尊は熊成峯にましく、遂に根國に入り玉ひぬ。

○十二 大己貴神、少彦名神　大己貴神は素盞鳴尊の御子なりといひ、或は六世の孫ともいふ、素尊の後なり、初め大己貴神、出雲御火之御前に坐せし時、波穗より天之羅摩(カ)に乗りて來れる神あり、鶴(ト)の皮を内剝て衣服としぬ、其名を問ふに答へず、諸神に問へども知るものなし、故に久延昆古を召して問ひ玉ふに、此は神産巢日神の御子少名昆古那神なりと答へぬ、乃ち使を遣はして神産巢日御祖命に白し上けしに、詔して此は我が子也、吾か生める子千五百座あり、其中最も惡しくして放養に順はず、爲めに吾か手俣(タ)より漏れ墮ちし子それなり、憐み養ひて汝葦原色許(ア)男命と兄弟となりて、其國を作り堅めよとの玉へり、大己貴神こゝに於て少彦名神と共に歸心戮力して國土を經營し玉ふ、かくて大己貴神、少彦名神に語り給はく、吾等か造りし國善く成せりや否やと、少彦名神答へて、或は成せる處あり、成さざる所も

ありとの玉ふ、幾くもなく少彦名神は常世國に去り玉ひしを以て、大己貴神獨りよく諸國を巡化し、出雲に至て興言し玉はく、葦原、中國、本と亂れ荒ひたりしを、吾れ能く暴を挫きて和順せしめ了んぬ、之に因て見ば、此國を治めん者、今吾れ一人のみ、而も何れの神と謀てよく此國を作らんとありし時、偶々海原を照して來れる神あり、告げて曰く、吾れ在らざんば、此國平かなること能はず、若し大功を建てんと欲せば、共に事を爲すべしと、大己貴神乃ち其名を問ひ玉ふ、答へて曰く、吾は汝の幸魂奇魂なりと、重ねて今何れに住まんと思ひ玉ふ、そとありしに、吾をば倭の青垣山の山上に齋い奉るべしと、答へ玉ふ、大己貴神よりて彼處に御室を營みて鎮座せしめ玉ふ、故に御室山といふ、これ大己貴神の和魂なる三輪の大物主神なり、荒魂神は別に狹井社に坐す、かく素尊の後は天神の命を奉して我が國土を經營し玉へり、太古神代の事幽玄にして測り知るべからず、また固より輕々しく推論すべきにあらず、故に傳説の儘に従ひて之を録せり、然も伊弉諾、伊弉册兩尊より始めて天照大神、素盞鳴尊、大己貴命の諸神が夙に我が國土を經營し玉ひ、以て斯民をして安住せしめ玉ひしは固より疑ひもなく、仰き貴ひ奉つるべき事どもなり、これ日本國史の

始まる所にして、實に亦神道の根元なり。

第二章 太古の國家成立

伊弉諾、伊弉册の二尊降臨ましましてより、國土の經營漸く其緒を解き、素盞鳴尊、出雲に降り玉ひ、其裔大己貴命諸國を巡化したまふによりて、日本社會は漸く靜謐に歸せり、然れども諸國の神々、未だ一定の皇家に向て心を傾くる所あらず、こゝに於て皇孫瓊々杵尊は降臨し玉ひ、大己貴命の讓りを承けて海内を統一し玉へり、日本建國の基礎はこゝに於て成りぬ。

○一 平國之議 初め天照大神、豐葦原千秋長五百秋長之水穗國を以て、我御子の君たるべき地なりとの玉ひ、天忍穗耳尊を降し玉ふ、忍穗耳尊乃ち天浮橋に立ち水穗國を瞰玉ふに、國中いたく喧擾せり、よりて還り上りて其狀を陳し玉ふ、高皇產靈神乃ち天照大神の命を以て、天安河原に八百萬神を集へ、思兼神の議を容れて、先づ天穗日命を降し玉ふ、三年復命なし、よりて重ねて天津國玉神の子天稚彦を降し玉ふに、また八年の間復命せず、こゝに於て天照大神、思兼神及び諸神と議し玉ひ、天、

石室の神、伊都之尾羽張神と降さんとし玉ふに、全神其子武御雷神を推薦せり、時に高皇產靈神諸神と議り玉ふに、皆經津主神を推す、乃ち經津主神に副ふるに武御雷神を以てし、又天鳥船命をも副へて降らしめ玉へり。

○二節 大己貴讓國 經津主武御雷の二神等、こゝに於て、出雲國伊耶佐の小菟に降り、高皇產靈神の命を以て、大己貴神に讓國の事を促す、大己貴神疑ふて未だ決せず、二神乃ち天神の命なる旨を演べ、劍を抜き巖に踞して、己れ先づ此國を平定すべし、汝避くるや否やを以てす、大己貴神乃ち答へて曰く、我は答へ得じ、我が子八重事代主神答へ申すべしと、時に事代主神、出遊して御火之崎に漁せり、二神よりて天鳥松神をして往て之に問はしめ玉ふに、事代主神聽きて、容易く國を讓らんと言ひ訖り、隠れぬ、二神こゝに於て大己貴神に問ふに、尙ほ尋ぬべき神あるやを以てす、大己貴神答ふるに、我子建御名方神を除いてまたあるなしと告げ玉ふ、時に建御名方神手末に手引の石を擎け來り、誰そや我が國に入りて忍ひやかにもの言ふ者ぞ、己れよく之に抗せんとありしかば、二神乃ち勇力を示して之と戦ふ、建御名方神敵する能はず、逃れて神科野國州羽の海(信濃州)に入る、二神追ひ追りて之を殺さんとする、建

御名方神乃ち恐れ謝し、我れ此地を除きて他所に行かじ、殺し莫せそ、われは父大己貴神の命に違はじ、兄事代主神の誓に違はじと申す、二神よりて還りて大己貴神に告ぐ、大己貴神乃ち天神の命を奉しよつて言けらく、我れ若し防禦せば、國內の諸神悉く防がなん、今われ避け奉る、誰か順はざる者あらんやとて、乃ち國中を平定せし廣矛を取て之を二神に授け、われ此矛を以て功を成せり、天御子も亦爾し玉ふべし、我は百不足八十限に長く隠れんとて、遂に國を讓り玉へり、二神こゝに於て天に還りて此由を復命し玉ふ。

○三節 天孫降臨 高皇產靈神こゝに於て二神を還り遣はし、大己貴神に詔して汝の知らず顯露之事は、爾今我か御子之を知らすべし、汝はこれより神の事を知らすべし、而して汝は天日隅宮に住み玉ふべし、汝の祭祀を主らんものは、天穗日命なるべしと告げ玉ふ、大己貴神之に報して、天神の勅かくの如く慙懃なり、敢て命に従はざらんやとて、乃ち岐神を二神に薦め、己れに代て奉仕せしめ終に永く避け去り玉ふ、高皇產靈神茲に於て此時歸順の諸神を天高市に集へ、其女三穗津姬命を三輪神なる大物主神に配し、三輪神をして八十萬神を領ひて、永く皇孫を護らしめ玉ふ。

かくて後、天照大神高皇產靈神命を下して、忍穗耳尊を降臨せしめんとし玉ふ。時に忍穗耳尊答へて曰く、今は我れに代ふるに子、天津彦彦火瓊杵尊を以てし玉ふへし。此御子は忍穗耳尊高皇產靈神の女、萬幡秋津師比賣神を娶りて生み玉へる御子也。天照大神乃ち瓊々杵尊に詔して、此豐葦原水穗國は汝知さん國也と言依し、命のまゝに天降りましますべしとの玉ひ、乃ち天兒屋命、天太玉命、天宇受賣命、伊弉許理度賣命、玉祖命并に五伴緒、天忍日命、天津久米命、及び諸伴部の神、天物部を加へ玉ふ。而して八坂瓊之曲玉、八咫鏡及び草薙劍三種の寶物を以て、永く天璽と定め玉へり。時に天照大神、御手に鏡劍を捧げ持ち、祝しての玉はく、大八島豐葦原の水穗國は吾子孫の統々王と坐すべき地なり。汝、皇御孫命就いて天津高御座に御坐し、安國と平けく萬千秋の五百秋に、安らけく瑞穂を齋庭に知食せ。此鏡は吾か御魂として吾を拜する如く殿を全うし、床を全うして齋き奉り給へ。寶祚の隆々まさんこと天壤と共に無窮なるべしと、こゝに於て皇孫終に降臨し玉へり。

○四節 啓行神、護衛神

瓊々杵尊天降りまさんとする時、先驅の神還り奏して曰く、天八衢に鼻長七咫、背長七咫餘の神なり、上高天原を光し、下葦原中國を照し、眼

八咫鏡の如くなりと、乃ち從神をして問はしめ玉ふに、恐れて近くこと能はず、こゝに於て天神の命を以て、天宇受賣神をして之を問はしめ玉ふ。答へて曰く、僕は國津神名は媛田毘古神也、天神の御子天降りますと聞き、御前に奉仕せんとて參向すと、乃ち媛田毘古神をして啓行せしめ、天忍日命、天津久米命、二人背に天、磐鞞を負ひ、臂に稜威の高柄を著け、手に天之波土弓、天羽矢八目鳴鏑を副へ持ち、頭桃の劍を佩きて御前を護らしめ、天香膳山命以下三十二神、各々防護し奉り、二十五部の物部連、共に兵を帯ひて後に隨ひ、終に筑紫日向、高千穂の久士布流峯に天降りませり。媛田毘古神は進んで伊勢の狹長田五十鈴川上に到りぬ。日本建國の基礎はこゝに於て全く磐石の下に据えらるゝに至れり。

○五節 三十一神、二十五物部

三十二神の神名は左の如し、

天香膳山命、天鈿賣命、天太玉命、天兒屋命、天櫛玉命、天通根命、天神玉命、天樞野命、天糠戸命、天明玉命、天村雲命、天背男命、天御陰命、天造日女命、天世平命、天斗麻禰命、天背男命(上に全名あり)、天玉櫛彦命、天湯津彦命、天神魂命、天三降命、天日神命、天乳速日命、天八坂彦命、天伊佐布魂命、天伊岐志邇保命、天活玉命、天少彦根命、天事湯彦命、

天表春命、天下春命、天月神命、

又二十五物部は五部の物部之を率ゆ、

二田造、大庭造、舍人造、勇蘇造、坂戸造、

二十五部の天物部は左の如し、

二田物部、當麻物部、芹田物部、馬見物部、横田物部、島戸物部、浮田物部、巷宜物部、疋田物部、酒人物部、田尻物部、赤間物部、久米物部、狹竹物部、大豆物部、肩野物部、羽束物部、尋津物部、布都留物部、住述物部、讚岐三野物部、相槻物部、筑紫聞物部、播磨物部、筑紫費田物部、

又五部神以下各祖あり、

五部之物部造等の祖、天津麻良

笠縫部等の祖、天津麻占

爲奈部等の祖、天津赤麻良

十市部首の祖、富々侶

筑紫、田物部の祖、天津赤星、

又船長は跡部首等の祖、天津羽原、梶取は、阿刀造等の祖、大麻良、船子倭、鍛師等の祖、天津眞浦にして、船長以下は海舶の事を掌る所と見ゆ、

○六節 吾田の帝都

瓊々杵尊、既に筑紫日向の高千穂峯に降りましてより、宮居の地を求めて、吾田の永屋笠狭之前に至りたまひ、此地、韓國に向ひて、朝日直刺國、夕日之日照國、吉き地なりと詔し、終に底津石根に宮柱太敷、高天原に千木高く標けて、宮居し玉ひぬ、吾田は今の薩摩國阿多郡にして、長屋笠狭は其地名なり、尊、長屋の竹島に登りて、其地を巡覽し玉ふに、國神事勝國勝長狹といへるあり、伊弉諾尊の孫、土老翁の子なり、地を献るべきやとありしに、命を奉せしかば、尊乃ち帝都を其地に奠め玉ひしなり、かくて後、尊、大山津見神の女木花之佐久夜比賣を娶りて、火照命、火須勢理命、火遠理命の三柱神を生み、終に神去り玉ひぬ、筑紫日向可愛之山陵に葬り奉れり、今の薩摩國額姓郡其地なりといふ、

○七節 綿津見國

瓊々杵尊の次子火須勢理命よく海、幸を得たまひ、火遠理命よく山、幸を得玉ふ、風雨ある毎に兄命は利を失ひ玉へど、弟命は然らず、火須勢理命之に由て試に其幸を交へんと、火遠理に求め玉ふ、火遠理之を諾して海に出て玉ひしに、

兄命の幸鉤を失ひ玉へり。兄命山の利を得ず、よりて之を返して幸鉤を求め玉ふ。弟命大に窮して憂へ苦み玉ふ。時に摠土老翁之を憐み、火遠理命に教へて、海に入り、綿津見神とよきに讖し玉ふべきを以てす。乃ち教のまゝに無目堅間の小船に乗り、海神の宮に至り玉へり。海神喜ひて其女豊玉毗賣命を以て之に妻す。火遠理命留り玉ふこと三年、嘗て失ひし幸鉤を綿津見神より獲、急ぎ國に還りて之を兄命に返し、神徳を以て兄命を伏しまらせ、自ら皇位に昇りて兄命を守護の臣下とし玉へり。阿多大角等の隼人の祖是なり。火遠理命は終に彦火々出見尊と申し、日向高千穂宮に坐しませり。かくて後、豊玉毗賣娘める有り、海邊の波沼に産殿を造り玉ふに、其葦草未だ葺き合ざるに、御子生れましぬ。天孫の胤海中に置き奉るべからすとて、豊玉毗賣其妹玉依比賣命をして、之を送りて高千穂宮に入れまらせ、よつて養ひ奉らしめたり。乃ち御子の名を彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と稱しぬ。それより、火々出見尊神去り玉ひて、日向高屋山上陵に葬り、葺不合位に上り玉ひて、玉依比賣命を娶り、五瀬命、稻氷命、御毛沼命、若御毛沼命、伊波禮毗古命の五柱神を生み玉へり。かくて葺不合尊神去り玉ふて、日向國吾平山上陵に葬り奉りぬ。

當時の史蹟窺ひ測るべからざることも多し。然も最も公平無私に觀察しまつるも、皇孫瓊々杵尊が高天原を天降り玉ひ、大己貴神の饜國によりて、我が國土を平定し、よつて日向に都し玉ひしことは、争ふべき所なし、これ即ち日本國家の成立を表示するものにして、而もこれによりて敬神の大道、我が國家の存立と共に離るべからざるものあることを卜知すべきなり。

第三章 太古の社會整理

日本國家の成立と共に、日本社會は疾くに形成せられたるものなりしも、之が整理の端を得て、着々進歩發達の運を見るに及びしは、皆これ太古諸神の開導に基す。即ち諸神の黎民を憐み玉ふ仁恵によりて、民業は發達の緒を解き、而して社會の秩序は之によりて保持せらるゝに至りしなり。されば太古社會の整理如何を尋ねんには、主として民業殖産の發達如何を究め、而して後諸種の文藝に及ばざるを得ず。

○一 農桑の起源 三古紀を按ずるに、太古、葦原中國に保食神といへるあり、食物の事に精しと傳へ稱せらる。天照大神乃ち月讀命に詔して曰く、汝往いて保食神

を見、眞偽を質すべきなりと、月讀命こゝに於て勅に隨ふて天降り、保食神の許に到る、保食神乃ち其口より飯及びシノ鱒、シノ廣物、シノ鱒狹物、毛鹿物、毛柔物シノを取出して、種々の美味を調理し、百机に供して之を饗す、月讀命之を見て其口より吐けることの穢しきを責め、劍を抜きて保食神を斬り殺し、之を大神に復命す、大神之を聽きて大に怒り、汝は惡き神なりとて、又月讀命を接近し玉はず、既にして、大神天熊大人を遣はし、保食神を見せ玉ふに、已に身去れり、而して其殺されたる神体に、粟、稗、稻、種、麥、大豆、小豆及び蠶、牛馬を生ず、天熊大人乃ち悉く之を取捕へて大神に献る、大神喜びての玉はく、是物は蒼生の食し活くべき物なりと、乃ち粟、稗、麥、豆を陸田種子とし、稻を水田種子とし、爲めに天、邑君を定め、其稻種を天、狹田、長田に植えしめ玉へり、其秋稻長して垂穂入握に繁りて最よく實れり、全時に桑の葉を以て蠶を養ひ、其繭を口に含みて絲を抽き、又織績するに至れり、農桑の業是より始まる、保食神は即ち大宜津比賣神なりと、又神代卷に曰く、其稻種を以て始めて天、狹田、長田に植ふ、又天垣田を以て御田とし玉ふ云々、又曰く、日神の田三處あり、號づけて天安田、天平田、天邑田といふ、皆良田なり、霖旱に逢ふも損はるゝ所なし、又素盞鳴尊の田亦三處あり、號づけて天、櫛田、天

川、依田、天口、鏡田、是皆磯地なり、雨ふれば即ち流れぬ、旱には則ち焦げぬ云々、又淳濃田の稻を以て、飯にして嘗す云々、皆農桑の事を言ふにあらざるはなし、而して其起源かく神代に始まりぬ。

○二造船術 我が國は四面皆海なるを以て、さすがに疾く舟楫の事開けたりと見え、神代には諸種の船舶ありき、これ造船術の漸次に進歩したりし微證とすべし、伊弉諾、伊弉册の二尊の立たせ玉ひし天浮橋といへるは、船舶の事なるべし、蛭見を載せて流し、葦舩あり、又の名天磐楸、樟舩、鳥磐楸舩なり、順風に放棄すといふ、順流に放棄すといへれば、操舟の術も進み居たりしなるべし、又汝が往來て海に遊ぶには其の爲に、高橋、浮橋、天鳥船亦つくらん云々、又いふ熊野諸手船、又の名天鳩船なり、鹽土老翁の火々出見尊を載せまつりしは無目堅間、小船なり、饒速日命の太虛を翔行せしといふは、大洋航海なるべくして、天磐船なり、以上を以て造船術の早く開けしことを察すべきなり、造船術と共に、工藝も進み居たり、天照大神の武裝し玉へる諸種の武具といひ、五部祖神の中に鏡作、玉作あり、又返矢の故事ある如き、皆工藝の疾くに開けしを證すべきなり。

○三 醫藥禁厭の法 初め大己貴神平國の時、出雲國伊佐々の小汀に出て、食事し玉へる時、海上に人聲あり、即刻にして一人の小男、波穂より天之靈摩船に乗りて、鷗鷗羽を衣服とし、潮水を追ふて歸り來れるあり、これ神産巢日神の御子、少名毘古那神なり。二神の妻並ひ立ちて、同心協力して葦管を殖はつゝ、此國を作り堅め、復た願見の蒼生、及び畜産の爲めに、其病を療す方を定め、又鳥獸昆虫等の災害を攘はんとて、禁厭の法を定め給へり、百姓これにより、其恩願を蒙りて其生を安んせり。

○四 國民の階級 天神の恩恵により、我が社會は漸次整理の運に向ひたれば、人民の階級自然に其間に定まり、秩序爲めに紊ることなきに至れり、天孫といへるは天神の子孫にして、専ら天津彦尊と稱し、神裔の中上下ありて尊と命とを區別し、人民を稱して蒼生といひ、天益人といふ、貴人を木に譬へて一柱といふ如く、賤人を草にたとへて蒼生といひ、又萬民なるより益人といふ、此賤民の上級に、天邑君あり、これ諸所を司とる神にして、農耕を監督せしもの、所謂農人の長これなり、神代に於て國民の階級は、既にかくの如く分れ居たりしなり。

○五 大嘗の政 天照大神既に五穀の種を得て、之を青人草の食ふべきものと

詔し、其を天、狹田長田に植えしめ玉ひしより、大嘗の殿に坐して新嘗開食し玉ひき、これより大嘗の名起りぬ、かくて皇孫、尊天降り玉ふ時、大神詔して、豊葦原の瑞穂國を安國と平けく知し食し、天、日嗣の天津高御座に御坐して、天津御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に瑞穂を平けく安けく齋庭イハヒに知しめせと事依し奉り、天兒屋命、天太玉命の二神に詔し、吾が高天原に聞し食す齋庭の穂を吾か兒に奉るべしとて、群神をして陪侍せしめ玉へり、之を以て皇孫筑紫日向國に天降りませる後、其齋庭の稻穂を太兆の卜事もて、悠紀主基國を齋ひ定めて、物部の人等酒造見、酒波、粉走、灰燒、薪採、相作、稻實公等奉仕せり、これマツリコトの初也。

○六 太兆の卜事 太古にありては諸事を行ふに當り、先づ吉凶を卜して後、其事に従へり、太兆といへる卜事はなり、此卜事は卜部、遠祖天思兼命或は云、天兒屋命又云、二神は異名、全人の創め玉ふ所といふ、其大要を按ずるに、先づ鹿の肩骨を縦に長く横に狭く、下の方窄める形とし、そを明の徹るほどに薄くし、縦四五寸横一寸 六七分乃至五六分其上に驗体を卜の如く畫き、之を波々迦木の皮和名朱櫻にて灼き、其坊方を見て吉凶を卜するなり、因て神代より一種の文字存したりしと説くものあり、後世龜卜支那より傳はるに

及びて鹿骨に換へ、驗体も自然田の形となれり、之を麻知形と稱す、我が國のトも支那のトも印度のトも起源は一なるべしといへり、支那のト字は以上の驗体より出でしこと疑なし。

○七 矛の由來 抑々我が國は太古より東海の表に屹立したる武勇國なり、之を以て夙に細戈千足國といふ、按ずるに伊弉諾、伊弉册の二尊が國常立尊より、豊葦原國を修理せん爲めに、受け玉へるは天瓊矛なり、二尊之を以て大八洲國を固め成し玉ふ、又伊弉諾尊が柯遇突智を斬て三段と爲し玉ひしも、矛に因める十握劍なり、太神岩戸隱の時天鈿女命の手にして舞へるも茅細矛なり、又著鐔、矛ともいふ、素尊が八俣大蛇を寸断し云へるも十握劍なり、大己貴神が經津主命、武甕槌命に渡し玉へるも廣矛なり、又比々良木の八尋矛といふ、三種の神器の中には草薙劍、又の名鏡雲劍あり、天孫降臨の時天兒屋命は伊賀志梓を執り持ちて本末をかたふけ、天忍日命は頭槌、劍を帯ひ玉へり、後世伊賀志矛を嚴矛と書し之を執持即ち服膺して政治の平衡を保つといふに至れり、されば神武天皇は武甕雷命より師、靈の劍を神授され玉ひて中國を平定し玉ひ、崇神天皇の子豊城王夢に大和國御諸山に登りて東に向

ひて八回弄槍し八回擲刀すと見て、天皇より東征の命を下され玉ふ、垂仁天皇は兵器を神幣とし玉ひ、景行天皇は八握劍を以て熊襲を服し玉ふ、日本武尊亦八尋矛を賜りて東夷を平定し玉へり、仲哀天皇の西征にも十握劍を用ひ玉ひ、神功皇后の三韓征伐にも刀矛を大三輪社に献して容易く軍衆を集め玉へりしなり、かく我が國は古來武勇の邦として、國家の存立と共に兵器を貴ひ玉ひたれば、よく其威靈によりて民心を鼓舞し、光輝を海外にまで發揚することを得たりしなり、要するに太古の社會は、諸神の智仁勇三德によりて、よく整理せられ、人民歸服し悦服し、終に喜んで日本國民として邦家を守るに至りしなり、されば敬神の本源を知らん者は、亦須らく諸神天皇の智仁勇のほども、窺ひ知り奉らざるべからず。

第四章 上古の敬神と祭祀

我が太古の諸神が國家を形成し、國土を經營し玉ひしことは、前章述ふる所の如し、之を以て海内の國民上下の區別なく、皆神祇を崇敬せざる者なかりしか、別けて天神の裔にましまする皇家に於ては、神祇を崇敬して篤く之を祭祀し玉へること一

方ならざりき、神武天皇以後、歷代神教を請ひまつられ、又神詔を得て政事を執り、士
ひし如き、神祇を崇敬し玉ふ、大御心の厚かりしを以てなり、之か爲めに祭祀の禮は
代々鄭重謹慎の裡に修せらるゝに至れり。

○一 最始の神教 初め神武天皇の皇軍を帥ゐて、筑紫より中ノ國に入り玉ふ
や、長髓彦拒みて利少し、皇兄五瀬命流矢に中りて薨し玉ひぬ、天皇曰く、吾れ日神の
子孫として、日に向て戦ふ、其らざるなり、暫く退きて神祇を祭り、背に日神の威靈を
負ひて敵に向はんと、かく爲し玉ひつゝ、功を奉し玉へり、既にして廻て紀、國熊野村
に至り坐せし時、熊野山の荒神出て、拒きぬ、時に熊野の高倉下、一の横刀を齎らせ
るより、難なく之を平定し玉へり、此刀は高倉下、夢に天照大神、高皇產靈神の二柱神
か、建御雷神に仰せて横刀を降し玉ふと見て、覺めて己か倉頂より獲たる寶なりき、
又高皇產靈神の命として、八咫鳥引道の爲めに降り、天皇八咫鳥の嚮導を以て、吉
野河の下流より宇陀に至り、高倉山に登りて下瞰し玉ふに、八十島帥、兄磯城等の賊
屯集せり、天神訓へて曰く、天香山の社中の土を取りて天、平^{ヒラ}、登^{ノボ}、八十枚を造り、又嚴^{ヒツ}、
を造りて天神地祇を敬ひ祭り、亦嚴^{ヒツ}、先祖を爲さば、廣自ら平かんと、詔し玉ふ、乃ち神

教に隨ひて、平^{ヒラ}、登^{ノボ}、嚴^{ヒツ}、を造り、丹生川上の五百箇、眞坂樹を抜き取りて、天神地祇を祭
り、又咒^{ノコ}、祖^ノを修し玉ふに、心のまに、^ノ戦功を奉し玉へり、時に天皇道臣、命を以て、高
皇產靈神を齎いまつる齋主と定めて祭祀を行ひ、軍を進めて出て玉ふに、長髓彦、八
十島帥を始め、賊魁皆滅び、中國爲めに平定するに及へり。

○二 祭政一致 神武天皇既に中國を平定し玉ひ、都を畝傍の橿原に定め玉ふ
や、皇祖天神の詔に従ひて神籬を樹て、八柱神を祭り玉ひ、又天太玉命の孫天富命を
して手置帆負、彦狹知二神の孫を率ゐて山材を探りて正殿を構立せしめ、天璽の鏡
劍を捧けて正殿内に安置し、尋て天見屋命の孫天種子命をして、天神の禱詞を奏せ
しめ、可美治命をして、經津主神を殿内に齋ひ奉らしめ、又天璽の瑞寶を以て、天皇の
爲めに鎮祭せしめ玉へり、此時かく神器大殿に坐し、皇居神宮一なりしを以て、宮内
に齋藏を建て玉ひ、齋部氏を以て其職に任し、神物と官物とを分たす、國々の調物を
納れしめ、天種子命、天富命をして専ら神事を掌り、兼て朝政を掌らしめ玉へり、之を
以て祭政一致にして、惟神の道自然に行はれぬ、然るに其後崇神天皇の時に神鏡を
天和笠織色に移し奉り、石凝姥神の裔孫をして、更に之を摸造して、獲身の御璽とせ

られ、垂仁天皇の朝始めて別殿に齋ひ奉り、後ち又清涼殿より温明殿に移し奉るに及べり。初め殿は内侍の居處なりしかは、内侍即ち神鏡を掌り居たり、因て之を内侍所といへり。賢所といへるは蓋し此時より尊稱し奉れる辭なり。

○三鳥見の靈時 皇居定まり、神祇を殿内に齋き奉りし後ち、重ねて神祇を郊祀し玉へり。詔して曰く、我か皇祖の靈天より降臨し、朕か躬を光助す、今諸虜既に平き海内無事なり、以て天神を郊祀すべく、用て大孝を申ふべきなりと。乃ち靈時を鳥見の山中に立て、偏へ皇祖天神を祭り、以て神祇の恩に答へ玉へり。時とは高山の麓土の高き處を指す者なり、鳥見は皇軍鷄の瑞を得るに及んで、時人鷄の邑と稱せるものなりしを、後世訛りて鳥見と呼へるなりといふ。

○四最始の神託 神武帝一たい神祇を祭り玉ふてより、歴世之に倣ひ玉ひしが、第十代崇神天皇に至り、深く神祇を崇重して、屢々神教を請ひ玉へり。時に疫病流行し、人民死する者多し、天皇之を憂ひ玉ひ、神祇に祈りて其罪を除かんとし、先づ大殿に祭れる天照大御神と、倭大國魂神との全牀なるを別にし奉り、齋部氏をして石凝姥命、天目一箇命の神裔を率ゐて鏡劍を模造せしめ、以て護身の御璽と爲し、仍て

磯城神籬を笠縫邑に建て、神鏡靈劍を遷し、天照大御神を豊鍬入姫命に託け奉り、倭大國魂神を停名城入姫命に託けて、齋ひ祭らしめ玉へり、かくて災害の起れる所山を知らんとて、天皇淺茅原に幸し、八十萬神を祭りて、卜ひ問ひ玉ふ。大物主、神倭迹々日百襲姫に憑りて神託あり、天皇重ねて沐浴齋戒し、殿内を潔めて神祇を祭り玉ふに、重ねて大物主神の詔あり、又百襲姫等の三人に神託ありて、大田々根子命を以て大物主神を祭り、市磯長尾市を以て大國魂神を祭らしめば、天下大平ならんと誨へ玉へり。乃ち神託のまゝに大物主、大國魂の二神を祭り、又天神地祇の社及び神地、神戸を定め奉り、尙ほ宇陀の黒阪神に赤色の楯矛を奉り、大坂神に黒色の楯矛を奉りて、之を祭り、八十萬の群神、坂之御尾神、河瀬神に悉く幣帛を奉り玉へり、こゝに於て疫氣悉く息みて、五穀成熟し、國家安泰に向へり、これより代々姫命をして、神社に奉仕して、神教を受けしむるに至れり。

○五征韓の神託 仲哀天皇熊襲を征せんとて、筑紫香椎宮に坐せる時、皇后神教を得玉へり。神託して宜はく、天皇熊襲の服せざるを憂ふること勿れ、是は膏肉の空國也、之に勝れる寶國あり、眼炎く金銀彩色多き國なり、栲衾新羅國といふ吾を祭

らば其國必ず服せん、熊襲も從はん、其祭には天皇の御船と穴門、直踐立か献れる大田の田とを幣帛とせよと、天皇從ひ能はず、幾くもなくして崩御ましましぬ、皇后大に驚き、大被して齋宮を小山田、邑に造り、皇后神主として宮に入り、建内宿禰をして琴を彈しめ、中臣、烏賊津、使主を審神者とし、以て神命を請ひ奉らる、神教へ玉ふこと前の如く、而して皇后の御腹に坐まさん御子、此國を知らんと宣ふ、こゝに於て神の御名を問ひ玉ふに、是は神風伊勢國、度遇縣の拆鈴五十鈴宮に居す撞賢木殿之御魂天疎向津媛命の御心なりと答へ玉ふ、尙ほ神ありやと白せば、淡那に居す神及び事代主神なりと答へ玉ふ、更に教へ玉はる事ありやと白せば、答へて日向國橘、小門の水底に居て、水葉稚かに出て居玉ふ神名は表筒男、中筒男、底筒男の三柱神なり、今賊に彼の國を獲んと欲せば、天神地祇、山海河の諸神に悉く幣帛を奉り、我か御魂を御船の上に坐へ、真木灰を瓠に納れ、箸と葉盤とを多く作りて、大海に散し浮へて渡るべしと勅し玉へり、こゝに於て皇后神勅を奉り、先づ大三輪社を建て、刀矛を奉りて軍衆を集め、三柱神の誨のまゝに荒魂を御軍の先鋒とし、和魂を皇船の鎮とし、國堅大神の御子爾保津比賣命の教のまゝに神の賜へる土を天逆鋒に塗りて神舟の船

船に建て、又御船及び皇軍の甲衣に染め、海水を攪き濁して皇軍を整へ、皇船を連れぬて進み、直に新羅百濟を降し玉へり、

○六鎮魂以下の大祭 神武天皇都を橿原に定め玉ふ時、可美耳命をして父

饒速日命天降の時より授かり玉へる瑞寶を以て、天皇太后の御爲めに御魂を鎮め、瑞祥を祈らしめ玉へり、鎮魂祭是なり、又全時に天宮命をして、手置帆負彦狹知の二神を率ゐ、山林を探りて御殿を造らしめ玉ひし際、櫛明玉命の孫に御祈玉を造らしめ、諸々の齋部に種々の神寶を造らしめ、天璽の鏡劔を正殿に安し、又瓊を掛け而して其れ等幣物を陳へて殿祭の祝詞を申べたり、これ大殿祭なり、此事の起りは皇孫天降し玉へる時にあり、又武行天皇の御世、太古の神事を繼ぎ、膳臣、祖野鹿六猶命御食仕奉する時、若湯坐、連、祖豊日連をして火を鍛らしめ、此を忌火として御食を炊き奉り、大八洲に係りて八男八女を定めて供へ奉りし者、新嘗祭是なり、仁徳天皇四十年、新嘗宴會の日に御酒を内外命婦に賜ひし事あり、又崇神天皇の御時、大物主神の教を奉り、大田田根子命を神主として、春華飛ひ散る時疫癘を鎮め、遇むる爲めに大神、狹井二神を祀らしめ者、鎮華祭是なり、又成務天皇大飯開合し玉はざりし時、多米

連の祖小長田命に勅して御飯造り備へしめて之を食ひ玉ひしより小長田命に大炊の姓を賜ひて御田職に任し天皇御贖の政を掌らしめ玉ひ其時四方國造等御命贖ふ人を献りて奉任せしめしより御贖祭は始まれり。

○七 歴世の敬神 上古は事々神教を奉し玉ひしかば代々朝廷の神祇を敬し玉ひしこと深厚なりき垂仁天皇二十五年二月勅を下して神祇を祭ること前代の如く人民の殷富天下の太平を得よと示し玉ひしも是か爲めなり其他代々の帝王多く神社を建てそれ〳〵に神田神戸を寄せ諸國の國造稻置等又祖神を思ふてそれ〳〵の神社に寄附田を爲せしも皆敬神の情に發せしものなり蓋し上古はかく神を敬ひ玉ひしにより天神地祇みな其威靈を顯はし功德を施して天下を禪し玉へり若し天皇にして少しく其禮を欠き玉ふ時は仲哀天皇の如く或は屢中安閑天皇の如くなりき之を以て天皇先づ惟神の道のまに〳〵神祇を敬ひ玉ふて其徳に報ひ奉り皇后皇子等神主となり忌人となりて其政を扶け玉ひ臣連伴造百八十部_部緒は皆其禮典を畏れて各遠祖を忘ることなくよく之に仕へ奉れり。上古の祭祀か慎重深厚なりしことは上述の如し蓋し當時神代を去ること遠から

ず而して祖神を追慕するの情も一入切なりしかば事々神祇に諮りて後之を決行し玉ひしなりこれ即ち惟神の大道にして我か國民最初の宗教道德等に關する思想はかく極めて單純にして淳樸而して敬虔心に富みたりしものなりき。

第五章 上古の神社と神儀

上古敬神の事前章の如く鄭重なりしを以て何時しか多くの神社を諸國に見るに至れり而して各神社によりて其祭典の儀式を異にしたりしより早くも多くの祭儀を其間に生ずるに至りき後世の天社國社以下の區別は上古に於て早く其實を存するに至りしなり。

○一 伊勢五十鈴宮 初め天日別命標劍を持して伊勢國に入り國神伊勢津彦神を國避しめ大國主神を崇ひ祭りて荒ふる神を伐ち平けたりこれより國內靜謐にして天日別命伊勢國造の祖となりぬ然るに崇神天皇の時鏡劍を奉して大和笠縫邑に奉仕せし豊柜入姫命年漸く老ひ玉へるを以て垂仁天皇の時皇女倭姫命をして之に代らしめ天照大神の御杖代として大神の願ひ給ふ國を求め奉らしむ大

神先づ美和の御諸宮より、宇多の阿貴宮に移り、次に佐々波多宮、伊賀の穴穂宮、阿閉の和殖宮、淡海の坂田宮、美濃の伊久良賀宮、伊勢桑名の野代宮、河曲の鈴鹿小山宮、壹志の藤方片植宮、飯野の高宮、多氣の佐々牟延宮、磯宮を経て、度會の家田、田上宮に移り玉へり、諸國到る處の國造、神田神戶を進献せり、時に宇治土公の遠祖大田命五十鈴川の川上に好き宮處ありと申す、倭姫命即ち其地に宮居を定めんとせしに、大神詔ありて、神風の伊勢國は常世の浪重浪歸國傍國可憐國也、故に此國に居らまく欲すと宣へり、よりて齋宮を其地に建て、佐久久斯呂五十鈴宮といふ、今の伊勢大神宮是なり、かくて有爾鳥墓村に神禱を造りて、雜神の政所とし、荒木田神主の遠祖國摩大鹿島命の孫天見通命を禰宜と定む。

○二節 賀茂三輪等の諸神社 日向國に天降り坐せる賀茂建角身神、神武天皇の御前に坐して、大和國葛木に宿り玉へり、而して彼所より漸く山脊國岡本の賀茂に遷幸あり、山代川に下り、葛川と賀茂川と相合ふ所に立たせ玉ひて宣はく、狹小の地なりといへども、石川の清き流なりとて、石川瀬見の小川と號け玉ふ、乃ち川上に宮所を定めて、北山の麓に奉祀するに至れり、賀茂神社是なり、又大己貴神の幸魂奇

なる三輪神は、神代に於て既に三諸山に住み玉へり、崇神天皇の朝に大物主神と顯はれ玉ひ、應仁天皇の朝、大水口宿禰に着きて、大初よりの大地官と示し玉ふ、これ大和三輪神社なり、又大和神社は崇神天皇の朝、天照大神を笠縫邑に移し奉り、大國魂神を停名城入姫命に託して、奉祀せしもの是なり、又丹生神社は、神武天皇天神の教のまゝに、嚴食を造り、丹生上川を涉りて、天神地祇を祭り玉ひし時に始まり、祭神伊弉並尊の女罔象神是なり、總て後世二十二社と稱せし中、伊勢兩宮、賀茂、大神、大和、龍田、住居、廣田等最も古し、熊野、貴船等は甚だ詳ならず、河内平岡神社は、神武天皇此神態によつて、中國を平定し玉へるより、神社古かるべし、下總の香取神社、常陸の鹿島神社は、經津主神、武甕槌神を祭れる所なるを以て亦古し、山雲杵築神社亦古かるべし、其他は多く、弘仁貞觀に位階ありしものにて、時代後れたりと見ゆ。

○三節 尾張熱田宮 景行天皇の時、日本武尊蝦夷を平定せんとして、伊勢大神を拜し玉ふに、倭姫命草薙劍を授け玉へり、尊之を佩きてよく、東方十二道の蝦夷を平定し、其捕虜を大神宮に献れり、然るに倭姫命此蝦夷を神宮に近づくべからずと誨へ玉ひしかば、即ち大物主神の鎮り坐せる三諸山の傍に移しぬ、尊かく明神の威靈に

よりて東夷を平定し、又吉備穴濟神アノツツ難波柏濟神等の惡神を伐ち滅ぼして、水陸の通路を開き玉へるを以て、神劔と共に尊を神と崇め祀れり、尾張熱田の大神是なり。

○四節 征韓以前の諸國神社

崇神天皇の時、香島大神大坂山の頂に降り玉ひ、我を治め奉らば、汝の知ろさん國政を事依せんと教へ玉へり、即ち龍田神社を建て、之を祭り、別に幣帛を全神に奉り、神戶を定めて常陸鹿島宮に奉仕せしめ玉へり、又垂仁天皇の朝、皇子譽津別命言ひ玉はざりしより、其崇りを出雲大神の御心そと、トひ知り玉ひ、曙立王と菟上王との二王を皇子に副へて出雲に遣し、大神を祭らしめ玉ふに皇子言ひ玉へり、天皇歡びて菟上王をして、出雲神宮を造らしめ玉ひぬ、又皇子の壽長からんことを欲し、神教のまゝに天彌加都姫神を尾張吾縵郷に宮造りて、之を祀り玉ふ、又倭大國魂神か穗積臣、祖大水口宿禰に誨へ玉ひて、天照大神の誓の如く我れを大地官として慎み祭らば、壽命長久天下太平ならんとありしを以て、神地を穴磯邑に定め、長尾市宿禰をして、大市長岡岬に齋き祀らしめ玉へり、又經津大神社を大倭石上色に建て、饒速日命の天より受け玉へる瑞寶を藏め齋きて、石上大神と稱し玉へり、以上は神功征韓以前の神社なり。

○五節 征韓以後の諸國神社

上古存在したりし神社の中、征韓以後、佛教渡來以前に祀りし神社は下の如し、神功皇后が日向國橘小門に居せる表筒男中筒男屋筒男の三神を崇めて、戦功を得玉へるより、三韓歸服の後、墨江大神の荒魂を彼國の守神と鎮め祭りて、凱旋し玉ひ、筑紫にて皇子を隱し玉へる時、三柱神の神教によりて、其荒魂を穴門の山田邑に祭り、京に上らんとし玉ふに、船海中に廻りて進まず、よりて務古水門に還りてトひ玉ふに、天照大神我か荒魂は皇居に近く坐すべからず、御心の廣田國に坐すべしと誨へ玉ひ、稚日女神も、吾は活田、長峽國に居るべしと誨へ玉ひ、事代主尊も、吾をば御心、長田國に祠り玉へと教へ玉ひ、三柱神は我か和魂は大津の停名倉の長峽に坐して、往來の船を看んどの玉ふ、即ち神教のまゝにそれく鎮め祭れり、又汝賣神の教によりて、其神を美奴賣浦に祝ひ祭りて、神船を奉り、又爾保津姬命を紀伊國管川、藤代、峯に鎮め奉れり、かくて仲哀天皇を河内國に葬りて後、建内宿禰太子を奉して御禊せんと淡海、若狹國を經し時、高志前ミヤノサキの角鹿に假宮を造りて之に居り、夜夢に伊奢沙和氣大神イササカキ仲哀天皇、吾名を太子の御名に易へんとありしかば、之を奉せり、此神即ち氣比大神なり、かくて履中天皇の朝、筑紫に坐す宗肩、三

柱神宮中に顯はれ玉ひて、何故に我が民を奪へるとて怒りませるより、車持君の奪へる神戸を召し上げて、之を三柱神に分ち奉れり、されど皇妃黑媛之か爲めに堯し天皇亦崩し玉へり、之を以て雄略天皇の朝、凡河内直香賜を遣して、野方神を祭らしめ玉へり、又大和高鴨神を土佐國に遷し奉れり、これ土左大神なり、次で顯宗天皇の朝、神教によりて、高皇產靈尊に神田を寄せて慶福を祈り玉へり、以上は皆上古の神社なり。

○六節 伊勢豐受宮大神

雄略天皇の末年、天照大神、天皇の夢に顯はれて誨へ

玉は、吾れ高天原に坐して見求めし所に鎮坐す、然れども吾一所のみにては甚と苦しく、大御膳も安く食し得ざる故に、丹波國比沼の眞奈井に坐せる、我が御饌都神等由氣大神を我が許に移せと覺し玉へり、天皇驚き悟り玉ひて、度會神主等か違祖大佐々命を召し、使として布理奉らしめ、伊勢國度會の山田原に宮殿を營みて齋き奉れり、今の豐受宮大神是なり、或はいふ、大神倭姫命の夢に顯はれ覺したまひしを命奏上ありしより、天皇大若子命をして、布理奉らしめ、終に寶殿を立てたり、明年大佐々命をして、丹波より其宮に奉し移さしむ云々と、時に天照大神宣はく、我が御祭

に仕へ奉る時は、先づ豐受宮を祭りて後、我が宮の祭事に仕へ奉れ、彼の宮の禰宜には、天村雲命の孫神主氏を定めて仕へ奉らしめよと教へ玉へり、之を以て豐受宮の側に御饌殿を造り、日夕御饌物を調へて捧げ備へ、以て天照大神に仕へ奉らしめたり。

○七節 諸種の神儀

上古敬神の蹟前に述ぶる如くなりしを以て、是等神祇を崇

奉するに就いて、諸種の禮典は定まれり、而して終に一種の儀式を生しぬ、邪念を除き拂ふ祓は、素尊が根國に逐はれ玉ふ時に始まり、禊は遠く神代に始まり、祝詞を捧ぐることも全時に始まりしが、神社既に建つに及びて、神祇は圍らされ、磐境は定められ、而して太古より傳はれる卜占の事は、愈々行はるゝに至れり、太占、肩拔占、卜食、鹿島卜定、卜定田の稱あり、而して後、龜卜行はれ、御圍も探らるゝに至りぬ、特に大己貴神、少彦名神より禁厭の咒は始まり、大神と素尊との誓より誓約の事生して、神明に偽なきを誓ふに至り、又既に述へたる託神託宣の事生して、屢々神前に請ふに至り、尙ほ齋場齋庭の設備生して、敬齋致齋の事あり、齋精進忌詞など、疾くより生ぜしものに似たり、是等の起源一々確め難しといへども、神祇に仕へ奉つるにつれて、

年次其数を増すに至りしものゝ如し。
 上古の神社は前掲の如く、而して其祭神は皆我が太古國土を經營し玉へる神祇たるに在りし、これ神道と太古史とが離るべからずして、當時祭政一致の制ありし所以なり。

第六章 儒教傳來の影響

我が國民敬神の觀念は、其源を祖先崇拜の情に發し、而して上代の神祇が、疾くにそれゝの位階ありたること、前段略述せし所の如くなりしを以て、人世となりてよりは、君臣の分愈々確定し、而して我が國民上下皆君民全祖の觀念を以て、一大家族の如くよく結合したり、これ即ち我が國家、社會の由來なり。こゝに於て自然國民間に、それゝ祖神を拜祀する儀式習慣を存するに至れり。後世の所謂神道是なり。然るに此敬神の道義が、其根柢を固めんとする時に際し、大陸發達の道徳説は我れに傳はれり。こゝに於て我が朝廷は、其文字を學習して、所謂惟神の大道を表彰すると全時に、大陸の道徳説をも採用して、愈々大道の根柢を確め、益々國本の培養を勉め

らるゝに至れり、儒教傳來の影響こゝに於て起る。

○一 漢籍の渡來

神功征韓後、朝鮮の一部は我が附庸國となりたれば、韓人の我が土に往來すること、従前に比して益々頻繁となれり。これより大陸の文學、漸次我が邦土に傳はりて、文化を國民間に及ぼせり。應神天皇十五年秋八月、百濟國主照古王、阿直岐を遣りて、其馬二匹を貢し、併せて論語十卷、千字文一卷を獻ず。これ漢籍が公然彼の朝廷より我が朝廷に傳はりし始なり。時に使者阿直岐能く經典を讀む。帝即ち太子菟道稚郎子をして、之に就きて漢籍を學修せしめ玉へり。帝阿直岐に問ふて宣はく、汝に勝る博士尙ほ有りや。對へて曰く、王仁なる者あり。これ國の秀なり。乃ち上毛野君祖、荒田別、巫別を百濟に遣はして、王仁を徵す。王仁は漢の高祖の後裔にして、百濟に在る者なり。十六年春二月、王仁召に應して來朝す。稚郎子之を師として、典籍を學習し玉ふ。通達し玉はさる所なし。王仁阿直岐これより我が朝廷に仕へて文學の祖と爲り、阿直岐の子孫は阿直史となり、王仁の子孫は書首となりて其業を世々にせり。

○二 漢學の傳播

稚郎子王仁に學びてよく漢文を解し玉ひ、一朝高麗國王よ

りの上表文に「日本に教ふなど無禮の文字ありしを呵責し玉ひしほどなりしかば、漢籍學習の必要愈々朝廷に認められ、履仲天皇の朝には、諸國に國史を置き、官事を記して四方の志を達せしめらるるに至り、安閑天皇の朝には、海石、市阿斗桑市等、五畿内貿易の要地に商長を置かれ、欽明天皇の朝には、其船税を算録せんとて、王辰爾を船長たらしめて、船史の姓を賜ふに至れり。當時文筆を執りし者は、多くは歸化の外人にして、王辰爾は百濟歸化人王辰孫の玄孫なり。新撰姓氏錄に據るに、諸蕃の部に列ねたる氏族は、多く文藝の官に任せり。これ漢學我が國に普及するにつれて、邦人漢字に親しみ、漸次官事を録する者多きに至りしより、さては歸化外人の漢學に長したる者を以て、長官に宛て、一種の官職を置き、諸國の官事を記録せしむるに至りしものなるべし。

○三 節 道德の變遷 漢學の傳播代を退ふて益なりしかば、我が國民は嘗に文字を知りしのみならず、漢土の思想をも受くるに至れり。こゝに於て、古來の道德上一變化を來せり。忠孝仁義等の文字を見、之に對する漢土の意義を明かにするに至りて、在來の觀念と相和して、一種の變化を思想發展の上に来せしこと是なり。蓋し在

來の觀念とは、我が國民にのみ特有なる國体の觀念是なり。此觀念は敬神と祖先崇拜とを基礎とせる思想に發したる者にして、上來既に述べ盡したるか如し。此觀念ありたるか爲めに、我が國民はよく族制組織の上に國家を發達せしむるに至れるものなりしか。未だ日本社會としての發達進歩を充分ならしむること能はざりき。これ單純なる敬神思想より發せし忠君孝行、正直慈悲等の教訓ありし外、未だ仁義禮智信等の名目を存して、人々社會的道德を修すること少かりしを以てなり。こゝに於て乎、我が國体の觀念に參ふるに、人生社會の經營を以て本源とする儒教を以てし、依て我が國家と社會とをして、相並んで全時に進歩發達せしめんと期したりき。されば儒學の思想漸く邦人に解せらるるに至りて、所謂神道に隨て、自ら神道ある惟神の大道と伍し、寧ろ惟神の道は儒教道德に補翼せられて、漸次完全なる發達を遂ぐるに至りたり。萬葉集の歌等に徴して、儒教渡來以前に、忠孝仁義の道德行はれしこと明かにして、儒教傳はりて、後よく其觀念を文字名目上に言ひ顯はし、以て益々國民の言動上に發揮せしめしは、亦疑ふべからざる事實なり。然るを近世の中葉より、國學者と儒者との間に此事の爭論ありし如きは、全く枝葉末節を逐ふて、根本

的形態を究めざる過にして、孰れも皆我執に陥りて、偏狹なる確執を爲せしものと評せざるを得ざるなり。

○四節 敬神思想の變移 我が上古の國民が神の存在を信ずると全時に、又靈魂の存在を信したりしことは、敬神の蹟に徴して明かなり、人代となりて神祇を祀りて神教を乞ひ、又齋宮の女を置きて神託を待たれし如き、神の存在を信せし確證なり、神代人代を通じて、荒魂和魂の別を説き、一体の神人にして、和魂は彼れ、荒魂は此れと指示せるが如き、これ靈魂の存在を信せし確證なり、熟々我が上古の國民は、如何なる敬神の思想を有したりしかを尋ねるに、天地山川、風火草木等の神は、其徳を物にして其形を人と爲すなり、人死する時は形此に滅して彼に生ずるなり、こゝに於て乎神と人と物とは、根本を一にして、荒魂和魂の別は自然に生ずると説くこと卜部家の説なり、思ふに此説中れるに似たり、支那古代の敬神思想も之に似たり、周禮を按ずるに、天神人鬼地祇と即ち天帝、日月、星辰、司中、司命、鬻師、雨師、社稷、五祀、五嶽、山林、川澤、先王等を擧げて、之を神祇として祭るなり、祭法に曰く、天地、時、寒暑、日月、星を祭ることを示す、續いて曰く、山陵、川谷、丘陵の能く雲を出し、風雨を爲し、怪物を見は

すを皆神といふと是なり、之を以て暫く家語の説を借るに、孔子曰く、人生氣あり魂あり、氣は神の盛なるものなり、夫れ生ては必ず死す、死ては必ず土に歸す、此を鬼と謂ふ、魂氣は天に歸す、此を神と謂ふ、鬼と神とを合して之を享るは教の至りなりと、詮する所和漢敬神思想に於て大差あるなし、たゞ我が國民は神祇其者が顯幽を通じて、直接に人界を支配するが故に、常に之に敬事して禍を攘ひ福を享くべしと信じて居たりしなり、こゝに於て平生神祇を祭祀し、數々神教を仰き神託を待てり、かの支那人の如く敬して之を遠ざけ、神と人とは其間全く隔離したるものゝ如く爲さざりき、蓋しこれ儒教は人生の經營を以て其本義とするに反し、所謂惟神の道は敬神と祖先崇拜とを以て、國民を團結せしに因するなるべし、然も儒教の祭法は、其文字の發達と共に、よく神祇に事ふる方法を指示し、尙ほ且つ種々崇重なる儀式等を存して、よく形式的に發達し居たりしかば、我が國民は漢籍を學習して先づ其文字を用ひ、進んで其道徳院を味ひ、終に先王の神祇に事ふる、禮法儀式を、採用するに至りしものゝ如し。

○五節 龜卜説

我が敬神の道か儒教の影響を蒙りたる事前段の如きを以て、我國

上古の神儀は多く其感化を受けて變遷を來せり、陰陽五行既入り來りて我が古來の卜占一段の進歩を成し遂げし如き其明證なり、既に述へたる如く卜占の事は神に仕ふる一種の儀式にして、遠く太古より存したりしを以て、崇神天皇の朝には災の由て生ずる所を神龜に問ひ玉ひしことあり、卜部家の説にては、稜禊等と共に存し、龜甲を焼き、其坼兆を見て吉凶を卜したりといひ、之を天兒屋根命より傳へたりと稱せり、然るに支那にては龜筮の事早くより發達し、堯舜の時既に元龜に命して、讓位の是非を卜ひ、爲めに龜筮協從せりと記せり、禹の時に至て洪範の九疇ありて五行五事を始め、禘疑等の九項を説く、禘疑の器は即ち卜筮なり、而して終に陰陽の理を推して、易の發達と爲り周に至て其盛を極めぬ、これ儒家と共に陰陽家の世に貴まれし所以なり、かく漢土に於て太古より發達せし陰陽五行説傳はり、併せて龜卜等の説を傳ふるに至りしかば、我が上古是等神儀を掌りし人士にありては、よく漢土の説を味ひて、太古の太兆説をも發達せしめしや疑ひなし、後世の卜部家は、全く此邊より其家を起せしものに相違なし、されば我が上古の神呪に、トホカミニミタメといへるあるは、全く龜甲を焼き、其ひひを見て吉凶を卜せしものにて、畢竟水

火木金土の變語なりといふ、ひひが龜甲の下方にあるを水即ちトとし、上方にあるを火即ちホとし、左は木にしてカミ、右は金にしてユミ、中は土にしてタメなりと傳ふることは是なり、此事上古より存して神祭の儀式となれば、や、延喜卜庭神祭式には、龜甲一枚、竹廿棟、陶碗四口、小斧二柄、甲掘四柄、刀子四枚以上と記し、興義鈔にも公家に龜の甲を灼きてうらなふ云々と載せたり、これ陰陽五行説か、漢籍の渡來と共に漸次我が社會に傳播し終に我が古來の卜占説をして益々發達せしむるに至りしものなるべし。

要するに儒教の傳來は大陸發達の文化を傳へ、嘗に文字諸藝の上のみならず、之と全時に我が國民をして在來の道徳を發達せしめしならん、而して最も影響を與へしものは其所謂敬神の思想なるべし、これ其文字上に表はるゝ思想及び諸種の儀式か、終に我が國民在來の思想を一變せしめたるべきを以てなり。

第七節 佛教傳來の影響

儒教傳來の後、二百七十年にして佛教傳はれり、何れも韓土を経て我が國に入りし

ものなりしが、兩教元來其出所來歴を異にするにより、我が國人に影響を興へしこと亦頗る大なる差異ありき、儒教は支那社會を經營せんとする道徳說なりしかば、之を採用するに就いて我が國人は、神道の教の足らざる所を補ふて恰當なりしが、佛教は之に反し、印度に發生せし一種の宗教なりしかば、之を我が國に採用せんとするに就いて、多少神道と衝突せざるを得ざりき、これ大に我が國家社會に一變動を興へし所以なり、然れども餘する所、佛教來りしによりて、我が邦人敬神思想の基礎は鞏固に築き成され、而して終に堅確なる一種の信念を養ふに至れり。

○一 佛教の傳來 欽明天皇十三年十月百濟王聖明使を遣はして釋迦佛の金銅像一軀幡蓋若干、經論若干卷を獻し、又上表して之か功徳を讃す、これ佛教我が國に傳來せし最始なり、表中に記して曰く、是の法は諸法中に於て最も殊勝と爲す、解し難く入り難し、周公孔子も尙ほ知ること能はず、この法能く無量無邊の福徳果報を生じて、乃至無上菩提を成辨す、譬へば人の隨意の寶を懷き、須用する所に逐ひて盡情のまゝなるか如し、この妙法の寶も亦然り、祈願するときは、情のまゝに乏しき所なし、且つ夫れ遠く天竺より爰に三韓に泊ぶまで、教のまゝに奉持し尊敬せざる

はなし、是に由りて、百濟王、臣明禮みて、陪臣怒喇斯致を遣し、帝國に傳へ奉り、畿内に流通す、佛の記す所、我が法は東流せんとの意を果すなり、云々、蓋し民間にありては、先朝既に韓人の傳へたる佛像あり、南梁の歸化人司馬達等之を奉して大和國坂田原にあり、後ち鞍作村主となりて、獨り之を崇敬したりしと雖も、公然朝廷より朝廷の手に渡りて、我が國に佛像の渡來せしは、此時を以て最始とす、然るに其説く所の佛、我が國家民人の奉ずる神と差異ありしかば、之を敬して可とする豈と、否とする徒とを生じて、端なくこゝに爭論を開くるに至れり。

○二 敬神思想の衝突 佛像一たび百濟王の表文と共に、我が朝廷に入り來りしかば、天皇先づ之を尊奉するの可否を群臣に下問し、玉へり、蓋し儒教によりて國利民福を進めたる我が社會に、今また儒教よりも勝れたる教旨に接することは、我が昭代の致す所と思慮ありしを以てなり、群臣先づ百濟王よりの表文によりて、微妙の法たるべきを思ひ、佛像の端嚴なる相貌を見て、表文の徒爾ならざるを信せんとせり、然れども我が國には、古來敬神の道存ず、之に違へば國神の怒に觸れんぞとは、何人も固く信ずる所なり、群臣之を以て疑懼して決する事能はず、然るに當時我

が朝廷には二大氏族政柄を分け持して相繼執せり、こゝに於て敬神と崇佛との争端に於て、終に旗幟を鮮明にして勝敗を争ふに及べり、大臣蘇我稻目進み奏して曰く、西蕃諸國皆既に之を禮す、我が國獨り遠ふべけんやと、大連物部尾與中臣連鎌子と共に奏して曰く、我が國家恒に天地社稷の神祇を祭る、然るに蕃神を拜せば國神の怒を致さんと、天皇靜かに群議を聽き玉ひ、神明を畏むの餘り、佛像を稻目に授けて試みに禮拜せしめ玉ふ、既にして疾瀉流行し、國中に罹りて死する者多し、茲に於て蕃神を敬したる國神の祟りとし、佛像を棄て寺を燒く、然るに十四年五月河内國人の奏により、海中の梵音を尋ねて樟樹を得たりしより、勅して佛像を彫刻せしめ玉へり、これ神佛衝突の明證なり、之より此衝突代々絶えず、敏達天皇の朝、大臣蘇我馬子、大連物部守屋と相争ひ、馬子頗りに佛像經論を百濟より取寄すれば、守屋は頗りに之を排斥す、然れども我が國人信仰心の進度は、當時漸く佛教を容るゝ地位に達したれば、や、時勢の趨向は何時とはなしに、佛教をして我が社會に浸潤せしむるに至れり。

○三 崇佛家の勝利

用明天皇即位二年、帝瘡を患ひ、賜ひ病勢日に篤し、乃ち三

寶に歸して平癒を祈らんと欲し、可否を群臣に問ひ玉ふ、時に神佛の衝突日に甚しかりしかば、大臣、大連各々勢を張りて可否を論ず、されど天皇の御意、病氣平癒の爲めに佛を希ひ玉ふにあしかば、穴穗部皇子、豐國法師を引きて内裏に入り玉へり、大連守屋大に之を嘲む、偶々人あり大連に告げて危急を戒む、守屋乃ち驚きて阿都、別業に退き、兵を聚めて、自ら護る、中臣連勝海も兵を會して大連に應ず、こゝに於て大臣馬子亦兵を聚めて、槻曲の宅を衛り、人を遣はして勝海を殺す、大臣大連の兩家、これより愈々干戈に訴へて勝敗を決するに及ぶ、時に天皇崩じ玉ふ、大連乃ち穴穗部皇子を立てんとし、大臣は炊屋姫皇后を奉ず、皇子は多く大臣に屬し玉ふ、特に聰明の聞え高き厩戸皇子、亦大臣に黨し玉へり、穴穗部皇子終に馬子に殺され玉ふ、守屋乃ち河内國澁河の別業に退き、兵を集めて衛る、馬子よりて厩戸皇子と力を合せ、終に攻めて守屋を殺せり、大連の家こゝに於て滅び、大臣蘇我氏これより獨り盛なり、而して戦勝の報恩として、四天王寺は創せらる、佛教これによりて、漸く我が國家社會に安全の地歩を占め得るに至れり。

○四 文藝の進歩

佛教漸く我が社會に弘まるにつれて、第一に影響せしは學

問美術工藝の進歩是なり、蓋し佛教の發達に伴へる大陸發達の文藝を輸入せしを以てなり、繼体天皇の七年及び十年に百濟國より五經博士を買したりしが、欽明天皇の十三年佛教を傳へし後には讀經僧侶を來朝せしめ、別に易博士、曆博士、醫博士、採藥師、樂人等を貢し、又造佛工、造寺工、鑄盤博士、瓦博士、蓄工等を貢し、數々新舊の學者、工藝家を交代せしむるに至りたり、これ實に我が國、人文進歩の上に著しき影響を與へたるものにして、我が邦人は愈々漢學修習の便利を得、又繪畫、彫刻、建築等美術工藝の上で一段の進歩を見るに及べり、萬葉假字の定まりしも、十七ヶ條憲法の制定を見しも、天皇紀、國紀を始め、臣連、伴造、國造、百八十部公民等の本紀を作り、又曆數を制せしも、皆文運興起の賜なり、又世襲の畫師、佛師等の職起り、鞍作鳥、僧曇、徵等の名工を出し、紙及び墨作る術をも傳へしも、全じく佛教の寄せし美術進歩の結果なり、こゝに於て遣唐使の制一朝定まりて、間もなく大化の革新となり、やかては支那天竺の風をも美術工藝の上に交へ、我が國人の好尚風俗をして古代と其趣を異にするに至らしめたり、これ皆佛教か間接に我が國に與へし効果なり。

○五 敬神思想の再變 敬神思想は佛教の傳來によりて一變したりしが、佛

教來るに及びて再變せり、而して儒教は一種の道徳説にして、信仰問題に説き及ぶことなかりしを以て、神道の枝葉に影響を及ぼすに過ぎざりしも、佛教は全く過現未三世を説く宗教なりしを以て、神道の根本に向て影響を及ぶこと大なりき、古來の神てふ觀念が、漸く廣汎の意義に向ひ、佛教の説き教ふる理想上の神と移り行かんとせしが如き其著例とす、蘇悉地經疏に曰く、神とは乃ち聖乃ち神乃ち武乃ち文なるを謂ふ、又幽明測られざるを神と謂ふ、又神とは精靈の妙なり、細かに之を言はば、即ち天神を神と曰ひ、地神を祇と曰ひ、人神を鬼と曰ふ、これ百物の精なり、云々、かくの如きは儒教の説く所と遙庭なし、然れども、天神に五類を立つるに及びて全く異れり、天神とは五類の諸天なり、五類とは上界の四天、住虛空の四天、遊虛空の四天、地居有の四天、居地底の四天なり、一々の類に四天あり、總て二十あり、并に後復た五類あり、是の如き等の類總して天神たり、又一切諸佛菩薩聲聞緣覺等以て天神と爲す、皆悉く聖、咸に共に尊なる故なり、云々、此の如きは、神道を佛理の中に攝取して、其解釋を任意にするものといふべし、蓋し佛教に梵天、自在天説あり、此事神道に説く所の和魂荒魂と相似たり、されば佛教傳來して後ち、神道の解釋が漸次理想的に傾

き而して敬神の觀念、世を追ふて廣汎となりしは、亦疑なき所、幾多の神道説か今後に興起せし所以なり、

要するに我が邦人の思想及び好尚は佛教によりて大に變化を來したること亦疑なき所なり、而して後來の神道てふ所謂宗教的組織は、全く佛教に學びて作り得し所なり、これ佛家先づ本地垂迹説を以て、山王兩部の神道を唱道するに到りし所以なり、若し夫れ神道をして、たゞ我が國民敬神の道のみとせば、別に道德的宗教的の組織を要せず、然も之を以て社會整理、人心感化の具に供せんとせば、須らく此組織なかるべからず、これ佛家の神道説の外に尙多くの道德的宗教的なる神道を見るに到りし所以とす。

第八章 佛教傳來當時の神道

佛教の傳來によりて、我が國民が漸次其感化を蒙るに至りしことは前章の如しと雖も、古來傳承せし敬神の大道は、之が爲めに直に毀損せらるることなく、反て神明を畏れて神事を執り行ふに及べり、百濟王に諭して神靈を祭らしめしこと、並に

賀茂祭を始めたりし如き其徵證なり。

○一 海外の神祭

欽明天皇十五年、百濟王新羅軍の爲めに殺さる天皇乃ち大
 臣蘇我稻目をして其國に諭しめて曰く、昔し大泊瀬天皇の世汝が國高麗の爲めに
 逼られ、危きこと累卵よりも甚し、天皇こゝに於て神祇伯に命し、敬みて策を神祇に
 受け、玉ふ祝者廻ち神曆に託け報して曰く、建邦の神を屈請し、往いて將さに亡びん
 とするの主を救は、必ず當さに國家隆靖し、人物又安かるべしと、是に由て神を請
 ふて往いて救ふ、社稷安寧の所以なり、原ぬれば建邦の神とは、天地割判の代、草木言
 語の時、天より降り來りて國家を造立するの神なり、頃ろ開く汝の國穰めて祀ら
 と、方さに今前過を懊悔して、神宮を修理し、神靈を祭り奉らば、國昌盛なるべし、汝當
 さに忘るゝこと莫れと、按ずるに建邦の神とは大己貴神なり、我が朝廷は三韓を制
 馭してより、任那日本府を始め、韓土の諸所に我が神明を祀り奉せしめたり、これを
 以て國亂あるや、外韓人をも諭してかく神祇を祀らしめ、以て其國の靜謐を圖らし
 めたるなり、當時我が朝廷の神事を等閑に附せざること、此一事を以て類推すべし

○二 賀茂葵祭 欽明天皇の朝、風雨頻りに起りて、災害屢々臻り、百姓愁ひ悲め

り、天皇乃ら卜部伊吉、若日子をして、卜して神宣を求め玉ふに、賀茂神の崇りなりと奏せり、賀茂神社の由來は既に述べたるか如し、こゝに於て廿八年丁亥、四月吉日を選ひて、能く禱り祀らしめ玉ふ、それより五穀成熟して天下豊平なりき、爾後代々五穀能成の爲め、毎年四月中祀を以て祓祭るに及べり、俗に葵祭と稱する是なり、當宮に葵を用ふることを神秘なりといふ。

○三 厩戸皇太子の神祭

厩戸皇太子は深く佛法を信し玉ひしも、決して神祇を輕んし玉へるにあらざ、之を以て推古天皇十五年詔あり、敬神の旨を示し玉ひて曰く、庭には我か皇祖天皇等の世を宰するや、天に踞り地に躋し、敦く神祇を禮し周ぬく山川を祠りて、幽かに乾坤を通す、是を以て陰陽開け和き造化共に調へり、今朕の世に當て神祇を祭祀すること、豈に怠ることあらんや、故に群臣爲めに心を竭して、宜しく神祇を拜すべきなりと、皇太子乃ち大臣と共に百僚を率めて、以て神祇を祭り拜み玉へり。

○四 先代舊事本紀の修撰

當時天皇の神祇を敬し玉ふこと前段の如く、皇太子亦神明を重んし玉ひしかば、從て我か國史をも重んし玉ひ、終に之を撰述し玉

ふに及べり、舊紀に、二十八年皇太子嶋大臣と共に議りて、天皇紀及び國記、臣連伴造國造百八十部並に公民等の本紀を録し玉ふとある是なり、舊事本紀の序には、聖德太子、大臣蘇我馬子等と勅を奉じて撰定し玉ふ、宜しく先代の舊事上古の國記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造國造百八十部公民の本紀を録すべしと、謹んで勅旨に據り古記に因り循ひ太子儒となり、釋說次録して修撰し玉ふ、未だ竟らずして薨ず、撰録の事輟んで續かず、斯に因て宜く撰定する所神皇系圖一卷先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷を號して先代舊事本紀と曰ふ云々と記せり、後ち大臣蝦夷誅に伏せし時、悉く天皇記、國記、珍寶を燒く、船史惠尺即ち疾く其燒かるゝ所の國記を取りて、中大兄皇子に奉ると舊紀に記せり、然れば天皇紀は、此時燒けて傳はらず、今傳はる舊事記數卷は、其時残りし國記なりといふ、或はいふ、厩戸皇子の撰し玉ひし舊紀は、決して今の舊事本紀にあらざと、是等の説未だ何れを是と判し難しと雖も、考證家の説稍々中れるに似たり、何れにするも太子は舊紀修撰の任に當り玉ひしや疑なし。

佛敎傳はるといへども、我が國人敬神思想上に直に變移を來すべきものにあらざ

何となれば當時尙ほ朝廷の上に於て佛教の採用を危み玉ひしほどなれば、民間にありては恐らく未だ其深旨を曉るものあざりしを以てなり、然れども上の行ふ所下之に倣ふ、朝廷の佛教信奉が終に民間に波及するに至りしを怪しまず、況んや朝廷之を民間に奨励し玉ひしといふをや。

第九章 三教一致説

前章の如く儒教傳來して、我が國固有の大道を補翼し、仁義忠孝の名目、漸く文字によりて表彰せられし間もなく、佛教東漸し來りて、再ひ我が國人敬神の思想上に一大變化を及ぼすに至り、こゝに一大睡者をして、起て三教を渾和して、我が國風に順適せしめんと企畫せしむるに及べり、睡者は聖德太子にして、所説は所謂三教一致説是なり。

○一節 聖德太子、太子は用明帝の第一子なり、母は穴穗部皇子の女、敏達天皇二年正月一日、后禁庭に遊び、馬厩に至るに及んで、俄かに太子を誕し玉へり、故に呼んで厩戸皇子といふ、生れて四月能く言語して人の舉止を知る、幼にして奇蹟多く、佛

典初めて渡來するに及んで、直ちに之を繙き、又博士覺寺に就いて漢籍を學び、内外の典籍通曉せざることなし、父用明帝崩し玉ふや、哀勵人を勳かせしが、推古天皇元年儲位に定められて、萬機を攝行せり、三年夏五月、高麗僧慈慧、百濟僧慧聰來朝し、共に佛典に精し、太子之を師として益々奥義を究む、六年三月、膳大妃を娶り、十二年四月、憲法十七ヶ條を制して天下に頒ち、十四年七月、帝の詔によりて、勝鬘經を講し、爲に橘寺を建て、全年十月、法華經を岡基宮に講し、竟て播磨莊田一千畝を法隆寺に納め、十五年を斑鳩宮内夢殿に入りて、沐浴齋戒して、勝鬘法華維摩等の經疏を製し、二十一年十二月、河攝の間を巡遊し、和州片岡にて飢人に逢ひて之と語り、又攝州玉造の四天王像を難波に移して、四天王寺を創建し、二十五年大安寺を創め、二十七年、畿内近江に建つる所の寺を巡視して、地を給し木を植へ、田を置き園を開き、池を掘り、終に蜂岡に到り、無戒の僧を検して即日擯出し、尋て科長に往きて墓を作らしめ、全年冬十月、詔問に答へて三寶を興隆し、四民を愛憐すべき旨を述べ、二十九年二月五日早世す、妃も亦殆んど全日に薨せり、天下哀悼せざるなし、太子幼にして聰明、一時に八人の奏を聞き別く、故に八耳といひ、豈聰耳尊と稱す、用明帝之を愛敬して宮南

の上殿に居らしめ玉ひしより、世呼んで上宮太子と稱し奉れり、太子造る所の大伽藍九、曰く四天王寺、法隆寺、元興寺、中宮寺、橘寺、葛城寺、日向寺、且つ近江一國に四十八寺ありしと、以上は本朝高僧傳に載する所の略なり、

○二 三教兼用

太子は佛に専心なる如しと雖も、他の長を探ることを欲せざるにあらざ、之を以て儒教の如きは益々其文學を盛ならしむることを欲し、使者を隋廷に遣はして支那の書籍を求めしめたり、儒學は之によりて愈々我國に弘まれり、而して太子は身皇家の出なるを以て、夙に我が國固有の大道あることを知了し、厚く祭祖の禮を盡し玉へり、推古天皇十五年勅して曰く、

朕聞之、爰者我皇祖天皇等宰世也、踰天躋地、敦禮神祇、周祠山川、幽通乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今當朕世、祭祀神祇、豈有怠乎、故群臣爲竭心、宜拜神祇、

と、此時太子は大臣と共に、百寮を引率して神祇を祭り玉へり、(再出)以上の勅詔の如きは全く支那的祭神の文字たるに似たりと雖も、儒教の傳來は、恐らく其文字の普及と共に、支那思想をも傳へて、神儒折衷的の此文字を成せしものならん、蓋し太子の三教兼學は、寧ろ儒佛二教を探て我が神道の短を補ひ、依て我が國家社會の發達

に資せんと希ひしものなるべし、こゝに於て乎十七憲法は制定せられたり、

○三 十七憲法

憲法傳に曰く、天皇詔して曰く、幸なる哉、朕大王の勸を得たり、時なるかな、汝法度を著すに任へたり、願くは大王乃ち憲法を制し、弘く今來に榮らせよと、茲に皇太子群卿と議て、鹿角の十七文に憑り、舉めて憲法十七條を制し、以て之を獻す、天皇大に悦び、重ねて詔して曰く、大王の憲法善を盡せり、然りと雖も、法は精密に若かず、願くは諸家の爲に別斷して、相當の制軌を布け、時に皇太子再ひ詔を奉して衆と議り、尋て四家憲法を制し、用て永世の警戒と爲す、所謂政家憲法、儒士憲法、神職憲法、釋氏憲法是なり、四目に對して通蒙を以て題と爲し合せて五と爲す云々、先代舊事本紀(舊事記)は之に合して、其憲法本紀の下に通蒙憲法以下四家憲法を收めたり、想ふに四家憲法なるものは偽作なり、後世太子の意を酌みて添補したるものなるべし、之に倣へる舊事紀の後人添補の文多きは、世既に定論あり、今亦贅せず、今憲法傳の文を按ずるに、天皇重ねて詔す以下は全く偽作なり、天皇詔す以下も文字は後人の筆にして拙劣なりと雖も、其意は當時に存在したりならん、乃ち舊事紀所載の通蒙憲法のみを太子制定の憲法と看て可なり、蓋し太子の當時は、固より

政教不二の時なり、王道神道二ならずとて、古來祭政一致を立つる所の我が國風を、其儘に傳承し來りたる時代なり、されば此成文が一國政治の法文とも見做すべく、又法律とも認むべく、道徳的訓戒とも見るべきは、固より怪しむに足らざる所なり、太子は之を用ゐて、一意に治國平天下の法文と定め玉ひしものならん、然も太子は當時佛法を以て最も秀でたる國家社會の要具と見做す故に、おさく佛敎を探用せんとせり、十六條の一に曰く、

篤敬三寶三寶者佛法僧也、則四生之終歸万國之極宗、何世何人、非實是法、人鮮尤惡能教從之、其不歸三寶、何以直枉、

これ明かに太子の意を窺ふべきものたり、然れども太子が神祇を禮することは前述の如く篤く、而して十七條中に禮を擧げ信を説きて訓戒を下せるを見れば、太子の存念は神道を根本とし、儒佛二敎を以て之を潤色せんと期するにありしや明かなり。

○四節 枝葉花實説

太子三敎を渾和して、我が世敎を補はんとの意切なり、後人之を以て其意を酌んで、種々の言を弄す、古今神道篇に三敎枝葉花實説として記し

て曰く、神祇正源集に云ふ、聖徳太子の撰三光妙經に曰く、蓋し神道は万法の根抵たり、儒敎は枝葉たり、佛敎は花實たり、彼の二敎は皆是れ神道の末葉なり、雅に以みれば枝葉其本源を顯はし、花實根に歸る、然れば則ち異曲同工なる者歟云々、按ずるに此語清原朝臣國賢が日本紀神代卷の尾にも之を載せたり、又名法要集に之を釋せり、且つ太子の密奏なりといへり、又卜部兼延の記に曰く、我が人皇第三十代欽明の聖代に佛法初めて來朝す、佛を去ること一千五百歳にして、漢土に流はりて後、四百數十歳を経て、今我國に到來す、世以て信用せず、第三十四代推古天皇御宇上宮太子密奏して、言く吾か日本は種子を生み、實且は枝葉を現はし、天竺は花實を開く、故に佛敎は萬法の花實たり、儒敎は萬法の枝葉たり、神道は萬法の根道たり、彼の二敎は皆神道の分化也、枝葉花實を以て其根源を顯はす、花落ちて根に歸る、故に今此佛法東漸すと云々、余按ずるに、日本推古紀、舊事紀、古事記、共に此奏言を載せず、是の故に神社考には太子の言にあらざるとし、後來卜部中臣の託する所なりと云ひ、又只佛を根本とし、神儒を枝葉とすること、蓋し太子の意ならんといへり、竊かに按ずるに、我が國風を以て根本とするの趣は、國人の言に稱ひ、他を以て枝葉とせんに益ありて、

實に明達の見地神忠にして、就中花實の語に就いて、佛法を種子との主意は固より御宿意也といふ説あり、是れ勿論の事にて、唯三教共に其理は異り、あらしむれば、姑く國風の入る方より執すべき事正直自然の理りなれば、此御言に従ひ、國法を根本とだに心得なば足りぬべし云々、神道編々者藤原時細の言蓋し其常を得たるものならん、何となれば、神祇正源集以下、皆後人の假作なること疑なしと雖も、太子か憲法制定の眞意を酌めば、決して羅山か神社考に推論せし如き、佛に倣する者におらざるを知らばなり、要するに花實枝葉説の如きは疑もなく、卜部中臣等が各自己か主唱を神聖ならしむる爲めに、其所依の書を假作すると全時に、書中太子を引きて是等の言を作りしものなるべきも、神道を根本として、儒佛を採用するとの存意は明かに聖徳太子の精神と看取すべきなり、憲法傳の中に、政を正すの本は學問に在り、學問の本は儒釋神なり、是れ此三法は正也、眞也、玄なり云々と記し、三教論の中にも、政學にあらずんば至らず、學の本は儒釋神なり、然も一を好む者は各々其二を惡み、其存を嫉んで其亡を欲す、我か知る所を理と爲し知らざるを非と爲す、故に政は宜しく三を通して一を好まざるべし云々と載せる如きは、明かに後人添補の言

とするも、太子の眞意の玆に在りしは、亦疑もなき所なるべし、

儒教傳はり佛敎來りて後ち、直に三敎一致説の起りしは、固より然るべき時勢の趨向なり、然も之を唱ふるに就て、一步を誤れば、敬神の大道を毀損するのみならず、亦我か國體をも害するに至るべし、これ職者にあらずんば企及すべからざる所、聰明無比の聖徳太子を待て始めて始めて此企圖ありしといふは、亦當然とすべき所なるべし

第十章 神佛習合の先蹤

佛敎傳はりて間もなく、我が朝廷の上には、宗教の争を口實として、勢家の軋轢を始めたなりしが、三敎一致説の朝廷に始まると全時に、世の具眼者をして、民間にありて徐々に神佛渾融の事業に従はしむるに及べり、小角、泰澄等の徒が、金峯、葛城、愛宕、白山等を開きて佛地とし、爲めに往々神道と衝突したりし如き、其事實なり、此時より神佛習合の氣焰は、陰然我が社會に高まりつゝありしなり、

○一節 役、小角 役、小角は大和國葛城上郡柿原村の人、姓を賀茂、役氏と呼ぶ、少にして敏悟博學、年三十二にして家を棄て、葛城山に入り、巖居すること三十餘載、藤

葛を衣と爲し、松果を食に充て、一に三寶を信ずるを以て業とす、功驗空しからず、遂に神通力を得、能く五色の雲に駕して、仙府に優遊し、鬼神を驅逐して、以て使令とす。海内の靈區を修歴して、殆んど剩す所なし、一朝金峰葛城間の行路を便せんと欲し、一日山神に告げて、兩山の間に石橋を架せしむ、衆神命を受けて、日々工事に従ふも、成功甚だ遅し、小角神を呵して、之を詰りしに、衆神答へて曰く、葛城峯一言主神、親姿甚だ醜く、晝出で、役することを欲せず、夜出で、事に従ふ、故に遅きのみと、小角乃ち一言主を喚ひて、事に従はしめんとす、一言主之を肯んせず、小角怒て、之を深谷に咒縛し、大に一言主を苦む、一言主こゝに於て宮人に依り、小角は咒術を以て、國家を窺ふ者と譏す、文武帝乃ち勅を下して、小角を捕へしむ、小角其時空に騰つて飛び去り、官吏捕ふるを得ず、官こゝに於て小角の母を收む、小角已むを得ず、自ら來て囚に就く、勅して伊豆大島に配流せしむ、小角それより大島に居ること三年、晝は禁を守りて、蟄居せるも、夜は脱して富士山に登り、行道海を踏んで、走ること陸を行くが如し、疾行飛鳥に似て、黎明島に歸るを常とす、後ち大寶元年、朝廷其罪を許し、縱ち去らしめしに、小角京師に近づくや、直ちに空を凌いで、飛び去り、幾くもなく母を鐵鉢に

載せ、海を歩して、唐土に入る云々、以上は後世佛家の潤色せし文字なるべし、然も之を以て神佛衝突の一端を見るべく、而して又之を以て佛教の貴ぶ所の孝と、神道の忠と初めて衝突せし一斑をも窺ふべし、蓋し一言主神は素戔鳴尊の子にして、天神の裔なるを、小角葛城を開拓して、之と葛藤を生ぜしといふは、神佛の衝突を卜すべきものにして、而も小角は母に孝ならんが爲めに、終に朝廷に屈服したりしも、後ち母を載せて唐土に去るといへるは、所謂佛教が孝道を以て万行の基本とせるを示せるものといふべし、小角の行の如きは、我が國民道德の思想上に、一大變革を來せし端緒とも見るべきなり、

○二節 僧泰澄 役小角と殆んど時を全うして出で、夙に北國地方に佛種を蒔きしを泰澄法師とす、泰澄姓は三神氏、越前麻生津の人、白鳳十一年を以て生る、生れて奇瑞あり、幼にして敏慧、佛乘に志す、漸く長して、越知山巖洞中に入りて、精勤練行し、麤皮を衣、松葉を喰ふて、修懺年を経、終に慧解を發得して、密乘を神授せらる、文武帝其名を聞き、大寶二年勅して、鎮護國家、大法師と爲し、玉ふ、泰澄常に白山を望んで曰く、彼の雲霧必ず神靈あらん、我れ登て之を見んと、養老元年、錫を持して山に入る、果し

て妙理大菩薩を感し、並に其屬輔に逢ふ、妙理大菩薩は伊弉諾尊にして、其屬輔は大己貴命なり、爲めに神代の故事を語て、十一面觀自在菩薩と化現し玉へり、泰澄の名これより北越に高くして、越大徳と稱せらる、六年天皇不豫、百方徴あらず、澄召に應じて、闕に赴き、鉅杵を玉体に擬して、直に之を愈す、擡て、供奉と爲し、神融神師と號す、神龜二年、行基法師白山に登り、澄を見、大に之を異とし、一見奮識の如し、天平年中、聖武帝不豫、澄亦入て之を愈す、勅して大和尙位を賜ひ、號を泰澄と改む、八年天下瘡瘡に嬰り、王公士庶死者多し、澄勅を受けて十一面觀音法を修し、瘡疫を攘ふ、天平寶字二年、越知山に歸休し、神護景雲元年正月三級の木塔一百万基を作り、全三月十八日結跏趺坐して入定す、壽八十六、泰澄一日葛城山に登る、役小角石索を以て一言主を免縛す、纏繞七匝、澄其縛を解かんと欲し、持念作法し三匝を解く、忽ち空中に聲あつて之を叱す、澄乃ち止む云々、泰澄亦嵯峨の奥に住みて雲遍上人と號し、役小角と共に愛宕山を開拓し、因て清瀧四所明神を勸請す云々、思ふに泰澄は小角と術を全うして成功せし一人なり、故に反て朝廷に信奉せらる、然も其爲す所は、一に佛地開拓にありて、爲めに白山越知峯、愛宕諸山を占領せしものなり、其白山に於て伊弉諾

尊に逢ひ、妙理菩薩として現はれ玉ひしといふ如き、豈に神佛渾融を欲する企にあらずや、按するに白山は姫宮なり、神代卷に曰く、伊弉諾尊、伊弉冊尊の所に至て曰はく、吾れ當さに此國に留て共に去るべからずと、時に菊理媛命白す事あり、伊弉諾尊聞て之を善とし、乃ち散去し玉ふ云々、故に延喜式神名帳には、加賀國石川郡白山比咩神社とし、一宮記には白山姫神社は伊弉並尊上社は菊理姫とせり、然るに泰澄は白山に登りて伊弉諾尊に逢ひ、其契に預れりと云々す、これ愈々白山と自己とを神聖にして、此山を佛地と爲さんとせしものにあらざらんや、そは佛教にはもと女人を嫌へばなり、而して尙ほ小白山神を以て大己貴命と爲し、伊弉諾尊の輔佐と爲す者は、以て愈々習合の本意を知るべし、然れども此事の如き、後世佛家の潤色せし點多きは、固より疑なき所なり。

○三僧勝道 下野日光山は、小角泰澄と殆んど全時に、勝道法師によつて開基せられしものなり、勝道姓は若田氏、下野の國芳賀郡の人、國に補陀落山あり、峰巒峻峙して、振古未だ涉れる者あらず、道乃ち神護景雲元年七月を以て跋渉を企つ、路險くして雪深く、雲霧晦冥にして登ること能はず、山腹に止まること凡そ三七日、天應元

年孟夏又先志を興し又屈して退く、延暦の初め季春の月大誓を發し、勸修を致して且つ曰く、此回山頂に到らすんば亦菩提に至らすと、漸くにして頂に達す、道乃ち蠅舎を西南隅に結び、修懺すること三七日、三年夏小舟を造りて山上の東湖に浮べ、西北湖悉さに遊蕩し、終に勝處に就きて伽藍を建て、名つけて神宮寺といふ、居ると四歳、道の行動靈區と共に高まれり、桓武帝聞て勝道を上野の講師に任し、又都賀郡を興へて精舎を創せしむ、大同二年偶々國內大に旱す、國司道をして雨を祈らしむ、道乃ち補陀山に上りて行す、法雲甘雨速に降り、百穀皆登れり、と、これ勝道か日光山を開きし由來なり、蓋し補陀落とは其文字を支那に擬せしものにして、實は二荒なり、延喜式神名帳に下野國河内郡二荒山神社、名神大と記せるものこれなり、これ名だゝる神にして、朝廷の待遇、大社なりとの謂なり、一宮記に二荒山神社は大已貴命の男事代主神を祀る云々、類聚國史には、貞觀十一年二月二十八日丙辰從二位勳四等二荒山の神階正二位を加ふ云々と記せる者、其神体なり、勝道は乃ち此二荒の神地を開き、終に之を佛地と爲せしものたるなり、近世の初め、二荒の音によりて、日光と改め書す、これ慈眼大師天海に始まるといふ。

○四節 久能山と箱根山

我が國の高山は富士淺間を始め、歴世佛家によりて開拓せられ、終に神地化して佛土となるに至りしが、最も由緒古くして事蹟明かなるは、前掲の外、久能山と箱根山等なり、久能山は駿河國有度郡にあり、故に一名有度山といふ、傳へいふ、在昔久能といふ者あり、山に入て獸を狩る、偶々海岸近き所に一占の杉樹あり、光り朝日の如し、久能恠みて、人をして之を射墜さしめ、就いて見るに長五寸餘の閻浮檀金の千手觀音像なり、久能之を奇とし、山中平坦の地に寺を建て、神像を置く、一夜夢に老僧久能に告げて曰く、我れ補陀落山より此に來れり、善い哉汝の我を安置することや、我れ能く衆生を化せんのみと、覺めて其靈驗を知る、因て號して補陀落山といひ、寺を號して久能寺といふ云々、これ久能山開基の由來なり、又いふ、其後聖武天皇の時、行基菩薩東國を巡教して久能山に入り、爲めに山中なる古楠木を伐りて千手觀音像七軀を刻み、彼の五寸の像を以て之を新像の胸に納めたり云々、以て久能山か、夙に佛家によりて開拓せられしを知るべし、久能山今は十二所權現を鎮守とす、又箱根の峻峻も早くより佛家に拓かれて神地夙に佛土となりし如し、傳へいふ、箱根の本社は彦火々出見尊にして、又駒形權現、白龍王、右鶴

王左嶋王、客人宮ありとされば諸國行脚の人多く此山に入り、役行者、吉備大臣、空海、圓仁等皆それ〱其遺跡を留めたりと、東鑑に載せて、安貞二年十月箱根山神の社壇佛閣焼亡す、當社の垂跡は滿月上人、草創以後五百餘歳なり、未だ回祿の例あらず、故を以て北條武藏守泰時頻りに歎息して、潜かに解齋の儀あり、願書を捧げらる、仍て造營す、十二月二十八日遷宮とあり、されば滿月上人の在世は、聖武天皇の時なるを知るべく、亦以て此山が早く佛家の開拓する所なりしを見るべし、三教一致の說朝廷に唱へられし時に當り、民間にありて早くも此習合の企を見る、これ佛教終に榮えて一時よく神道を已か有とせし所以なり。

第十一章 大化改新前後の神道

大化の改新は、我が國政治史上に一更革を興へし重大なる時期なり、これ唐土の制度を採用して、我が國民統治の機關を確定し、以て國家社會に於ける、行政上の運用を自在ならしめんと企劃せし時なるを以てなり、神道は此際に於て、古代の体面を一變せられ、其面目を發揮すると同時に、聊か形態を異にするに至れり、儒教の影響

大に神道の儀式上に及びたればなり。

○一節 弊政の刷新 始め皇極天皇四年十月、中臣鎌子連を以て神祇伯に任し、玉ふや、鎌足固辭して拜受せず、三島に退居して時機を窺ふ、これ蘇我氏の專横を惡みてなり、こゝに於て鎌足深々中大兄皇子と給ひ、終に謀りて大臣入鹿及び其父蝦夷を誅戮しぬ、かくて皇極天皇位を孝徳天皇に譲り、玉ひしかば、中大兄皇子は皇太子となり、天皇を輔け奉りて弊政を刷新し、玉へり、乃ち阿倍内膳を以て左大臣と爲し、蘇我倉山田石川麿を以て右大臣と爲し、大錦冠を以て中臣鎌子連に授け、内臣として封を増すこと若干、尋て國造稻置、縣主を止めて國司郡司を置き、諸國の郡領に多く國造縣主の族を任し、玉へり、これ漢土の制に則るも、尙ほ惟神の古道を重んじ、玉へるを以てなり、されど此時より朝廷に左右大臣以下諸官定まりて、中臣、齋部、大伴、物部の裔漸く權威を失ひ、國造縣主亦漸く其威を失ふに至れり、此時天皇、先皇皇太子等群臣を召し、神祇に盟ふて宣はく、天覆ひ地載す帝道は唯一なり、而るを末代の澆薄なる君臣序を失ふ、皇天手を我に假り、暴逆を誅戮す、今共に心血を瀝き、自今以後君は二政なく、臣は二朝なからん、若し此盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し、人伐た

んこと較として日月の如けん」と。新政はこゝに始まり、敬神の道愈々揚れり。

○二 大化の改新と神事

孝徳天皇四年、年號を立て、大化と號す。七月左右大臣に勅して、大夫伴造等に民を悦はしめて、之を使ふの道を問はせ玉ふ。石川厩奏して曰く、先以て神祇を祭り鎮め、然して後應さに政事を議せらるべきなりと。其日乃ち倭漢、直比羅夫を尾張國に、忌部首子麿を美濃國に遣はして、神に供するの幣を課す。八月國司等に詔して、天神の受け寄さし玉ふ所の隨に万國を修すべしとて、ろれくの新政を發し玉ふ。尋て十二月都を難波に遷し、二年正月改新の詔を宣へ玉ふ。中に曰く、夫れ天地の間に君として、万民を宰るは獨り制むべからず、臣の翼けを須ふるを要す。是に由て代々の我が皇祖等卿が祖考と共に治め玉ふ、朕復た思ふに神護の力を蒙て卿等と共に治めなんと云々。三年四月敬神の詔を下して曰く、惟神推神は神道の隨に亦自ら神道あるをいふも我が子治し食すべしと言寄さし給へり。是を以て天地の初より君とし坐す皇國なり、始治國皇祖の時より、天下大に同ひて、彼此の事なかりき。然るに頃者神名を始めて天皇の名は或は別れて、臣連の氏となり、或は造等の色となりしより、率土の民心固く彼此を執へ深く我、汝を生して各々名々を守る、又拙

弱の臣連、伴造、國造彼を以て姓カネナと爲し、神名王名心の歸る所に遷ウツルひ、よりて妄りに前々處々に付く、爰に神名王名を以て人の賂物と爲すの故に、他の奴婢に入て清名を穢汚す。遂に即ち民心整はず、國政治め難し。是の故に今は隨在天神治平すへき運に屬して、斯等を悟さしめて國を治め、民を治めむと云々。これ神祇の敬事すべきことの、漸く忘れられて、神事の混乱せんことを憂ひて此詔勅ありしものなり。

○三 伊勢神宮の崇重

大化の年諸國司に勅し玉ふや、始めて新宮を造りて諸神に奉幣する爲め、農月、民を使ふべからざるを以てし、大に天下に赦し玉ひしが、幾くもなく伊勢大御神の神縣二十郷を割きて、度會及び竹村に屯倉を立て、山田原に神宮の御厨を造り、神序を改めて御厨とし、神序、司中臣香檳、連須氣を以て大神宮司とし玉へり。尋て天武天皇の二年四月、大來皇女を天照大神宮に侍らしめんとて、先づ伯瀬の齋宮に居らし玉へり。これ身を潔めて後神の許に近つかん爲めなり。かくて十月神宮に侍せしめ玉ふ。後世齋宮を役くること此に始まり、十三年九月伊勢二所大神宮の神寶使を發遣す。これ神宮破損するや、宮司等之を修せしが、かくては遺漏少からざるにより、二十年毎に神殿及び門垣を造るの制を定め、乃ち此發遣

ありしなり。

○四節大寶令中の神祇官 神祇に關する制度の事は天智天皇の十年に成功し、近江令として行はれたりしが、天武天皇の九年に、律令編纂の舉ありて二十二卷の令凡聖年に成り、持統天皇の三年に諸司に頒布して神祇の事も定まれり、然るに文武天皇四年重ねて律令を撰定せしめ玉ふに至りて、聖大寶元年、令十一卷、律六卷成り、全年を下に頒布し、明道博士を諸道に遣はして講述せしむるに及べり、大寶令是なり、其後元正天皇の養老二年、更に勅して令律を修定す、各十卷、此は大寶令の錯誤を改正せしものに過ぎず、故に新令又は養老令律と稱すと雖も、實に大寶令として今日に傳ふるものなり、此大寶令には二宮八省一臺の設けありて、神祇官は大政官と相並ひて、而も省臺の上に位せり、これ祭政一致の國体に基きし爲めなり、長官を伯といひて一人之に任し、大副小副各一人其下にありて、伯を補佐し、官事を總判す、其下に大祐小祐各一人ありて、官内を糾判し、文案を審査し、謬失を考へ、宿直を司る、其下の大史小史の書記各一人あり、尙ほ其下に神部三十八人、卜部五十八人、使部三十人、直丁二人ありて之に隸す、蓋し桓原朝廷以後、中臣齋部専ら神祭を掌りて政事に

預り、大伴物部専ら武事を掌りて神祭の事を兼ね、率りしが、垂仁天皇の代に祭主を置き、繼體天皇の朝に神祇伯と稱し、又神祇官頭神官頭と稱して祭事を掌りしより、孝徳天皇の白鳳四年、齋部首作賀斯神官頭に拜せられて、王族、宮内、婚姻、卜筮の事を掌るに至れり、こゝに於て終に大寶令の定あるに至りしなり、伯乃ち天神地祇の祭事を總監し、又祝部神戶の名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆の事を掌り、又太宰府には主神一人を置きて、九國二島の祭祠を掌らしめ、諸國みな國司をして國內の祠社を掌らしむ、祭る所は上古天祖天孫の皇業を輔け奉りて、天下蒼生を福し玉へる神祇是なり、神祇官備はりて後、我が國の神事は圓滿に執行さるゝに至れり、

○五節大寶令中の神祇令 神祇令は官位職員令以下二十令中の一なり、總て二十條より成る、其略に曰く、凡そ天神地祇は神祇官みな常典に依て之を祭る、其四時の祭、仲春に行ふ者を祈年といひ、季春を鎮華といひ、至夏を神衣、大忌、三枝、風の神、神嘗といひ、季夏、季冬を月次、鎮火、道饗といひ、孟秋を大忌、風、神、季秋を神衣、神嘗、仲冬を相嘗、大嘗、鎮魂といふ、此諸祭の神に供ふる調度及び禮儀、齋日みな別式に依る、其祈年月次祭には、百官神祇官に集る時、中臣祝詞を宣り、忌部幣帛を班つ、凡そ天皇即

位の仲冬には、物て天神地祇を祭り玉ふ、之を大嘗といふ。散齋一月、致齋三日、其大嘗は三月の内に修理せしむ。大嘗は世毎に一年之を行ふ。凡そ踐祚の日は中臣天神の齋詞を奏し、忌部神璽の鏡劔を上る。凡そ祭には致齋散齋の別あり、致齋は唯だ祭事を行ふ、其前後を兼て散齋とす。散齋の内、諸司事を理むる事常の如し、唯だ喪を吊ひ病を問ひ肉を食ふとを得ず、又刑殺を判き罪人を決め音楽歌舞を作し穢惡の者に預る輩を得ず、一月の齋を大祀といひ、三日の齋を中祀といひ、一日の齋を小祀といふ。凡そ祭祀は所司豫め神祇官に申し、官散齋の日平旦に至て之を諸司に告ぐ。幣帛飲食及び菓實の類は所司の長官親ら檢校して穢るゝ事なからしめ、常禮の外に幣帛を諸社に供ふるは、皆五位已上、卜食の人を用ふ。唯だ伊勢神宮は常祀もまた之に全じ。凡そ神戸の調所田祖は神宮を造り、神に供ふる調度に充つ。凡そ六月十二月晦日大祀は東西南北部被刀を上り、被詞を讀み、終て百官男女被所に聚る。中臣被詞を宣り、卜部解除を行ふ。凡そ諸國大祀すべき者、其國造郡司の被具、蓋し飛鳥朝の制に全じ。云々、之を以て觀れば、此神祇令は、たゞに諸社の祭事に關するのみならず、實に天皇の大權にも伴ふものにして、踐祚の日執り行ふ所の神事も、即位の大禮を行はせ

らるゝにも、皆これ祖宗の天神地祇を祭りて、之に天下を知らすことを告白し玉へるものなり、されば我が敬神の道は千古に亘るも變改あるべきものにあらざ。

○六代々の神祭 大化改新の世より奈良の朝の初に至る迄、其間凡そ七十年、

神祇を敬し玉ふ禮典備はりしが、諸社の神祭を行ひ玉ふこと數々なりき。伊勢神宮を崇重し玉ひしことを除きては、齊明天皇の七年阿倍臣比羅夫は肅愼を討ち、蝦夷を征して蝦夷の神を祭り、天智天皇の三年諸神の座を山御井の側に敷き設けて、幣帛を班ち奉り、中臣金連をして祝詞を宣べしめ玉ひ。天武天皇壬申の年近江朝廷と戦ふや、伊勢神宮を遙拜して兵を集め玉ひ、又高市社に居ます事代主神、牟狹社に居ます生靈神を祭りて勝利を得玉ひ、二年春對馬よりの貨銀を諸神祇に奉り、十月忍壁皇子を石上神宮に遣して其神寶を祭き、古より神府に貯ふる諸家の寶物を其子孫に還さしめ玉ひ、三年四月始めて風神、大忌神を廣田龍田に祭りて恒典に定め玉ひ、四年夏大旱するや、使を四方に遣し幣帛を捧りて諸所の神祇を祭り、八月詔して天下に大解除をなせしめ、九月神官の奏を納れて、新嘗の爲めに國郡を卜ひ、爲めに齋忌は尾張の山田郡、須岐は丹波、訶沙郡を定めて並に之を卜食ひ、六年天神地祇

を祭る爲めに、天下に被禊せしめ、齋宮を倉梯河上に建て、九年正月幣帛を諸神祇に頒ち、畿内諸國に詔して、天社國社の神宮を修理せしめ、夏、皇祖の御魂を祭り、秋、天下をして大解除せしめ、朱鳥元年天皇不豫の爲めに之を卜ふて、草薙劍崇り給ふと知りて、此時皇宮にありしを熱田社に還し納めて、社守神主を置き王へり、こは近江朝廷の時新羅僧道行神劍を竊みて歸國せんとし、風雨に迷ひて歸るを得ざりしを、朝廷捕へて斬に處せし後、神劍を皇宮に預り置きし故なりき、尋て持統天皇三年秋百官を神祇官に集めて、天神地祇の事を宣らしめ、明年幣を畿内の天神地祇に班ちて、神戸田地を増さしめ玉ひ、文武天皇の二年には新羅の貢物を諸社に奉り、夏、馬を芳野の水分峯神に奉りて雨を祈り、又雨祈の爲めに馬を諸社に奉り、大寶元年勅して、爾今山脊葛野郡の月讀神、權井神、木鳥神、波都賀志神等の神稻を中臣氏に給すること、定め玉ひ、冬、彌努王引田朝臣爾閉を遣、大幣司長官とし、其後大幣を班つ爲めに、諸國國造を召し、明年二月大安殿を鎮め、大祓を行ひ、天皇新宮正殿に御して齋戒して幣帛を五畿七道の諸社に班ち玉へり、かくて全年秋詔して伊勢大神宮の封物は神事此のみ供へ奉りて、濫りに穢れしむるなく、其服料には神戸の調を用ゐよと制し

玉ひ、尋て山城乙訓郡火雷神の神驗多きを以て、之を大幣及び月次の幣に入らしめ、十月薩摩隼人を征し、太宰所部の神九處に祈りて荒賊を平け得たりしかば、即ち幣帛を奉て之を饗し、履雲三年甲斐、信濃、越中、但馬、土佐等の十九社に始めて祈年の幣帛を奉し、元明天皇の和銅四年には、秦、公伊侶具に許して、始めて伊奈利社を山城に建て玉ひ、元正天皇の養老二年大寶令を改正し、七年五月神戸の籍帳を造る者の數を定め、増時は減し、死時は増すことを制し玉へり、以上は孝德天皇より聖武天皇の御代に至る神祭の大略なり、かく當時にありては、一意神事を重んじて祭祀を行ひ玉へるものなりき。

大化の改新は我が國制度の上に向て、一大更革を興へし時なれば、神道に向て之か諸式を制定ありしは固より其所なり、而も制度か唐制に則りて改新ありし如く、敬神の道も亦多く儒教を採用して其祭典儀式を定め玉ひしもの、如し、これ其よく神祇制の組織せられし所以なり。

第十一章 本地垂迹説

聖徳太子三教一致の精神を以て、佛教を容れ玉ひしより、やがて佛家によりて、神佛全体の基礎は据えらるゝに至れり、本地垂迹説是なり。

○一 本迹の出處 古今神道編、社例傳義の中に考證して曰く、舊と本迹の事は悲華經に、我滅度後於惡世中現大明神廣度衆生と侍るを以ていふ事となせど又信し難し、且つ亦本迹といふ事は荒神經に、本休眞如住空理法身大日垂迹不動とかや侍るとぞ、総て佛説の垂迹といふ事は、唯是れ神佛の分別に設くるにあらず、佛を以て萬物衆像の本体とし、品物皆是一佛の種子を殖る理りを云ふて、垂迹と稱する名目にしてそれより擴めて諸神と雖も、悉く本地は佛也とするものみなり、神佛本迹の事佛經の本説なき事は勿論にして、其理の齊しき事は諸道皆相全じ、吉水和尙玉葉集神祇部に、實には神ぞ佛の道しるべ、迹を垂るとは何故かいふとよみ玉へり、若し夫れ佛説の體なる事あらば、何ぞかくの如く謬言にもよみ玉ふべき、又三井の公願の説思ひ合すべし、理より推していふときは、神とは物に体して遺さずと侍れば萬物は皆神の垂迹なりと、神社考にも唯垂迹とは諸神鎮座の地をいふべし、縦へば、伊勢は天照太神の垂迹の地、八幡は是れ應神天皇垂迹の地といふべし、佛を以て

本地と爲し、神を以て垂迹となす事、甚だ世を誣ひ人を惑はずの妄言也」と云々、本地垂迹といへる文字佛經にありとするも、固より支那の神、日本の神か必ず佛の垂迹なりといふ理由はあらず、然れどもこれ所謂佛家の方便説として採用する所なるべし、蓋し古代宗教を宣布するに當りては、先づ理論の高妙なるを以てするよりも、現常なる事實を借りて他の信仰を已れに引き移すの手段を執りしものゝ如し、耶蘇か神の子と自稱し、釋迦か普賢菩薩の垂迹と稱せりといふも、第一の適證なり、されば佛教支那に入りて人民を誘引するや、又老子孔子、顔回を釋迦、迦葉、阿難等の垂迹なりと稱したりと傳ふ、我か三教一致説か、漸く社會に行はれ、佛教漸次世に行はるゝ端を示すに及んで、佛家か此慣用手段を用ふるに至りしを怪しまず、神佛を全体たりといふ事は、やがて本地垂迹説に近づくものにして、其神佛全体の説を我が國家の表面に高めしは僧行基なり。

○二 僧行基 行基は世々姓高志氏、泉州大島郡の人、百濟王の胤なり、天智天皇七年に生る、胎を出づるに及んで胞衣裏纏す、母之を忌み棄て、樹枝に懸く、宿を経て往き見れば、胞を出で、能く言ふ、父母大に悦び、收めて鞠育す云々、十五にして出家

し藥師寺に居り、瑜伽、唯識等の論を新羅の惠曇に學ひ、又義淵に従ふて智証を益す、二十四にして具足戒を徳光法師に受く、基行化を事とす、道俗之に追隨する者千百を以て數ふ云々、王畿の内精舎を建つる事四十九所、諸州往々にして在り、聖武帝甚だ之を敬重す、天平十七年大僧正たり、此任基に始まる、廿一年正月皇帝菩薩戒を受く、皇太后、皇后に及んで、乃ち賜ふて大菩薩と號す、二月二日菅原寺東南院右脇に於て寂す、年八十二、これ元亨釋書所載の略なり、以て當時卓越の僧たりしを知るべし、續日本紀に曰く、天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尙遷化す、和尙は藥師寺の僧、俗姓高志氏和泉國の人也、和尙真粹天挺、德範夙に彰はれたり、初め出家して珈瑜唯識論を讀み、即ち其意を了す、既にして都鄙を周遊し、衆生を教化す、道俗化を慕ひ、追隨する者、動もすれば千を以て數ふ、而して行く處和尙來ると聞きて巷に居なく、人争ひ來つて禮拜す、器に隨つて誘導し、咸な善に趣く、又親ら弟子等を率ひ、諸要害處に於て橋を造り、跛を築き、聞見する所乃ち咸な來つて功を加へ、口ならざして成る、百姓今に至り、其利を蒙る、豊櫻彦天皇甚だ敬重す、詔して大僧正の位を授く、並に四百人の出家を施す、和尙靈異、神驗類に觸れて多し、時人號して行基菩薩と曰ふ、留止

の處皆道場を建つ、其畿内凡そ四十九處、諸道亦往々にして在り、弟子相繼いて皆遺法を守り、今に至りて住持す、薨する時年八十、此文字愈々以て行基の非凡をトすべし、而して其所謂救世家にして、眞に社會的行動の導師たりしを了すべきなり。

○三 奈良大佛

行基が本地垂迹説の緒を解きしと見ゆるは、奈良大佛造立の舉にあり、元亨釋書に載して曰く、神宮雜事に云ふ、伊勢皇太神宮は天照太神の廟なり、初め聖武天皇東大寺を創めんと欲す、即ち思慮すらく我か國家歷代神に奉ず、今佛宇を營むこと、知らず神慮に戻るや否やと、機宜を試みんと欲す、天平十三年行基法師に勅して佛舍利一粒を授け、勢州に詣て、皇太神宮に獻せしむ、基内宮南門大杉の下に於て座を縛して居り、七日を期して持念上の旨を告ぐ、第七の夜神殿自ら開け、大聲に唱へて曰く、實相眞如の日輪は生死の長夜を照却し、本有常住の月輪は煩惱の迷雲を燦破す、我れ今還ひ難きの大願に逢ひ、渡に船を得たるか如し、又得難きの寶珠を受けて、暗に炬を得たるか如し、其持てる舍利飯高、脚に藏め埋めて以て邦家に頼せよと、基舍利を持して彼所に藏め、都に反て事を奏す、皇情大に悦ぶ、上又謂へらく、朕行基を以て朝使と爲す、恐らくは朝議に協はずと、十一月三日重ねて特

進右僕射橘公に勅して勢州に詣でしむ十五日僕射復た奏す其夜上夢みらく皇太神宮告げて曰ふ口輪は是れ毘盧遮那なり帝其意を得て營興を爲せよと言ひ已んて日輪の相を現す其光赫如たり帝覺めて感激す故を以て東大寺の大像高さ一十六丈蓋し毘盧に擬するなり分身の丈六の量にあらざるなり云々蓋し元亨釋書は後醍醐の御代僧師練の編する所採用せる神宮雜事記は上垂仁帝に起つて下後三條延久年間に至るまで數十代太神宮に起れる故事を記したるものなり乃ち代々佛法榮え兩部習合の說愈々根抵を固め外宮五部書の寶基本紀すら僧行基の撰する所と傳ふるに至れるほどなれば後醍醐の御代此記事を引用せるを怪しまず而も雜事記の本文に全事を叙して曰く天皇の御前に玉女坐し即ち金色の光を放ちて宣はく本朝は神國なり神明を欽仰し奉り給ふべし口輪は大日如來なり本地盧舍那佛なり衆生は之を悟て常に佛法に歸依すべき也と御夢覺むるの後御道心彌々發り給ひて件の御願寺事を始め企て給へり云々此大日といふ事眞言宗弘まりて後の言辭なり然れば此雜事記の文既に後世の筆たるをトすべし即ち以て釋書の文が既に疑なく後世の虛構なるを知るべきなり然れども此文此筆後人に成

りしとするも行基か神と佛とを一体とする爲めに大佛を創したりしことは疑ふ所なしこれ下の事實ありて之を證すればなり。

○四節神佛の合一 佛教の傳來より大佛造立の時に至るまで既に百八十餘年

佛教漸く社會の一隅に信用を博すと雖もさしに神道ては信仰存し依然勢力ありて佛に歸する者少かりしかば此並ひ存する兩信仰を打して一丸としよく神佛を合せ信するも差間なしとの神託を公示するは實に當時に必要な社會的要求なりきさすが靈異神驗多き行基は此神託を作るに恰當の一人なり乃ち當時の高僧良辨と心を併せ崇佛の念に富み玉へる聖武帝を勸め近江國信樂京の甲賀寺に盧遮那金銅像を創建せしめしが一轉して終に帝京奈良に此舉をなさしめ以て首尾よく神佛合一の事を完うせんと謀れりされば從來神道と佛道とは全く隔離し此は生々清淨の道彼は死者汚穢の道と定まれるを以て伊勢神宮の如きにありては嚴に神佛を區別し佛を忌みて中子と呼び經を染紙僧を髮長など稱へて一概に佛法を斥けたりしに渠れ行基は大膽にも詔を奉して佛舍利を伊勢神宮に捧げ七日間讀經持念して彼神託を裝れりといひ橘諸兄をして再ひ神勅を覓はしむるや

大神明かに帝京に坐せる天皇の夢に現はれ、其佛を奉ずるの本懐なる由を示し玉ひしを以てす、何等の靈異神驗や、(此事拙著批評的日本佛教史に述へ置けり)而して天平十三年二月四日帝をして、先づ大佛建立發願の大御心を發せしめ、勅語の中に、遍ぬく蒼生の爲めに景福を求め天神地祇共に相和順して永く國家を護り、上は先年后妃より下は大臣群臣蒼生に至るまで、乃至開關已降の先皇の尊靈、降ては後代の帝王后妃共、過去、現在、未來を通じ、皆此福に資て彼岸に到り、淨土に遊はんことを希ふ、云々と記し奉らしめ、重ねて又帝の勅に、更に我が國家三世の冥福を修する大佛云々人あり造佛の爲めに一技の草、一合の土を持つを願ふ者は、之を禁せず、障へず、願意を果すべし、云々とあらしめしが如き、皆これ行基か神佛合一を企てし微塵にあらすや、かくの如くして神佛は合一せられたり、故に次代稱徳天皇の神護元年には詔して、神等を佛を離れて觸れぬものと、人々思ふべきも、佛の法を護り奉るは諸神等なり、故に以後は出家人も以前の如く忌まるゝことなく、神官に雜りて神社に仕へ奉るも障りなしと公示あり而して佛教の忌まれざるのみならず、僧侶は神官と伍して神社に奉任するに至れり、伊勢神宮を始め、諸國の大社に神宮寺を建

つるに至りしは、全く此神佛合一の結果なり

三教一致既に次て、本地垂迹説始まりしは固より其所なり、而して當時大陸の文化に醉へる我が朝廷は佛教を最も難有き教ぞと思ふといへども、在來の敬神思想存するを以て之を奈何ともする能はざりき、然るに其際最も便宜なる神佛全体説はやがて本地垂迹説となりて、社會の識者に唱へられしかば、天皇を始め奉り大臣公卿默許して此説の藝術に任せしものゝ如し、然もこれ惡意ありしにあらず、宗教を治國の一要具と見做すによりて、之を採用せんとて此計企は畫せられしものなるを思ふべきなり。

第十三章 奈良朝の神道

奈良朝はさすが佛法興起の世なりしを以て古來敬神の事敢て前朝に劣る所あらざりしも、其奉ずる神祭の儀式何時しか宗教的となるに至れり、所謂過現未三世の冥福を修する爲のに神祇を敬すといふ傾向を生せしこと是なり、然れども此傾向を以て神道發達の一端と見做さば、神道の事は此時より愈々盛大に向ひしといふも

不可なし。

○一節敬神の詔勅 聖武天皇神龜二年詔して曰く今諸國の神社狼りに雜畜を放ちまた穢臭ありといへり國司長官等宜しく幣帛を執り慎みて滌め掃ふことを常とすべし云々尋て天平元年秋詔して諸國の天神地祇は長官之を祭り限外に祭るべき山川の神を祭るとあり全年伊勢神關施三百疋を割きて毎年神祇官の中臣朝臣に賜ひ又全年に於ける祝部の田租を免さるかくて二年夏神祇官に雷火の災ありしを以て幣を諸國の諸社に奉し爾後伊勢太神宮の奉幣使は五位已上卜食の者を宛て六位已下を用ゐざらしめ秋齋宮供給の年料は爾後官物を用ゐて神戸の調庸を用ゐることなからしむ三年神祇官の奏に依り庭火御竈神を四時の祭祀に預からしむ四年七月詔して曰く春を経て亢旱し夏に至て雨ふらず百川水を減し五穀稍凋む實に朕の不徳の致す所を以てなり百姓何の罪かあらん熈泰これ甚し宜しく京及び諸國の天神地祇名山大川に幣帛を致さしむべきなり云々越えて九年夏使を伊勢神宮大神社筑紫なる住吉八幡の二社及び香椎宮に遣し幣を奉て新羅無禮の狀を告げ全年秋災疾遽に起りて民間死者多く諸國風雨頽なりしを以て

從來國家有驗の神にして幣帛に預り給はぬを悉く供幣の列に入れ冬使を畿内及び七道に遣して諸社を造らしむ十二年藤原廣嗣の亂に依て幣帛を伊勢神宮に奉り又大將軍大野東人をして八幡神を禱らしめ天皇伊勢に幸し玉ひ少納言大井王及び中臣忌部をして幣帛を大神宮に奉らしむかくて後ち淳仁天皇位に即き玉ふや河内王中臣朝臣池守忌部宿禰人成等を伊勢に遣して幣帛を大神宮に奉らしめ玉ひ又使を諸國に遣して幣を諸國の神社に奉して即位を告げしむ尋て三年冬神祇大副中臣毛人少副忌部皆磨をして幣帛を神宮に奉せしめたりこれ伊勢志摩兩國神宮の境を争ふを以て尾垂剗ヒシキを葦淵アシノに遷せるか故なり六年幣を伊勢及び香椎廟に奉し又諸國神社に奉幣して征韓の軍旅を調ふことを告げしむ然るに孝謙法皇重ねて祚を踐み玉ふに及び使を諸國に遣して神社を修理し尋て大嘗會を行ひ玉へり稱徳天皇是なり天皇は厚く佛法を信し玉へるを以て勅して曰く神等をは佛を離れて觸れぬ物予と人思ひ居れど佛の法を護り奉るは諸の神等なれば出家人難りて仕へ奉るも舊來忌みしが如く忌まるゝことなく障りあらし云々明年僧道鏡法王の位に上り佛經佛器を神社に奉り僧をして神を祈らしめ終に伊勢神

宮及び諸國に神宮寺を建るに至る。こゝに於て道鏡の異圖あり幾くもなく和氣清麿の忠節により、大事に至らずして止む。光仁天皇七年夏勅して曰く、神祇の祭は國の大典なるに、頃者諸國神社の損穢を修せず、春秋の祭祀を怠る、之に因て嘉祥降る事なく、災害荐りに顯る、今より國司之を檢核して毎年其狀を奏すべき也と、秋幣を諸國神社に奉り、諸社の祝部若し神社の損穢を致す者あらば、位記を收め任を解き示して恒例と爲す、神祇を敬崇する事漸く古に復し、神佛の別稍々明かなるに至れり、九年大隅大穴持神の神異あるを以て官社に預からしめ、十一年春神祇官の奏により、度會の神宮寺を他所に移す、これ月讀命の崇ありしを以て全寺を飯高郷に遷せしが、猶ほ崇り止まざるを以て此事ありしなり、冬左右京に勅して百姓か巫覡を請ふて妄りに淫祀を崇ることを禁し、全年常陸の奏により、良民の神賤となれる者七百七十四人を神戸の籍に編入し、尋て勅して陸奥なる桃生、白河二郡の神十一社を官幣社とす、これ征韓の師に神驗ありしを以てなり、かく光仁帝に至て神宮を復興し玉へりといへども、佛教傳はりて後ち古來の敬神の道は一變し、漸く冥福を神佛に祈願して、其災なからんことを希ふに至れり。

○二節 八幡神の崇奉 初め豊前國馬城峯に八幡神顯はれ玉ひしを以て、聖武天

皇の神龜四年、宇佐郡菱形山に神宮を造りて之を祭り、廣幡八幡神と稱す、宇佐八幡宮是なり、祭る所は應神天皇、玉依姬、神功皇后の三所なり、然るに藤原廣嗣の乱あるや、此神に勝りて平定の功を奏せしを以て、十七年阿部朝臣虫麿を遣して八幡神社に奉幣し、二十年全社祝部等の位階を進む、かくて孝謙天皇勝寶元年冬八幡大神禰宜大神オホミコノカミ社女、主神司大神、田麿二人に朝臣の姓を給へり、これ大神、京に幸して東大寺の佛を拜まんと託宣ありしと奏せしを以てなり、乃ち參議石川朝臣年足、侍從藤原朝臣魚名等を迎神使と爲し、路次の諸國に兵士百人以上をして前後を供奉せしめ、又殺生を禁し、迎神の従者は悉く酒肉を絶たしめ、五位十人、散位及び六衛舍人各六人をして、八幡神を迎へて奈良の京に入れ奉る、乃ち宮南の梨原宮に新殿を構へて神宮とし、禰宜尼社女をして紫色の輿に乗し、大神を先導して東大寺大佛を拜せしむ、天皇、太上皇、皇太后全しく行幸あり、大神に一品、比咩神に二品の御冠を奉り、尼社女に從四位下、主神、田麿に外從五位下を授け玉ふ、尋て二年春八幡大神に封八百戸、位田八十町、比咩神に封六百戸、位田六十町を充て奉れり、冬八幡大神、神教ありし

を以て、藤原朝臣乙磨を太宰帥とす、然かるに六年藥師寺僧行信、八幡主神田磨等意を合せて厭魅の事を行へるを以て、行信を下野に配し、社女、田磨は除名して本姓に従はしめ、社女を日向に、田磨を多祿島に流し、更に禰宜、祝を補して其封戸、位田並に雜物一事以上を太宰府に命じて檢知せしめたり、明年八幡大神の託宣を奉し封田位田を再ひ朝廷に收め玉ふ、かくて稱徳天皇八幡大神を敬ひ玉ひ、神護二年八幡比咩神の神教に依て、封六百戸を奉り、冬主神大神田磨を本位に復し玉ふ、時に太宰主神習宜阿曾磨道鏡に媚ひ諛ひ、八幡神教を矯めて、道鏡を皇位に即け奉らば、天下太平ならんと奏す、天皇和氣朝臣清磨を御牀に召し、勅して曰く、昨夜夢に八幡神使あり大神の事を奏す、爲めに尼法均を請ひ玉ふとあり、汝清磨法均に代て八幡神教を受け奉るべしと、清磨乃ち神宮に至り、神寶を捧げ奉りて拜伏しけるに、一天俄かに曇りて雷電鳴り閃き、神殿火の如く輝きて大神託宣ありて曰く、天地開闢以來君臣の分定まる、臣を以て君とすることあらば、天津日嗣必ず皇統を絶たん、無道の奴は遠く掃退すべし、汝道鏡を懼るゝ事なかれ、我れ必ず濟はん、清磨かく復命せるを以て、天皇神威を畏みて阿曾磨の奏を斥け玉ふ、こゝに於て皇統全きことを得たり

かくて光仁天皇位に即き玉ふに及び、寶龜二年清磨を擧げて豊前國司とし神宮の事を視せしむ、幾くならずして清磨奏して禰宜、宮司等の屢々神教に託して妖言を行ひ、爲めに國家を擾し朝廷を欺くことを告ぐ、乃ち太宰主神中臣朝臣宅成を宇佐に遣し、神に祈て之をトせしむるに、禰宜辛島勝與曾賣の託宣皆偽なることを知り得たり、之を以て直に與曾賣及び宮司宇佐、公池守が官を解き、大神少吉備咩を禰宜とし、田磨を宮司とし、辛島龍磨を祖とす、尋て勅ありて大神、比義か齋を大宮司とし、池守か齋を少宮司と定め、全姓と雖も混任すべからすと制し玉へり、八幡神は奈良朝に於てかく最も崇敬され玉ひし神にして、それより歷朝神教を請ひ奉るに及び、
 ○三春日神社 初め元明天皇和銅年中、藤原不比等鹿島神を奈良京の傍ら春日に移し奉りて之を祭りしか、稱徳天皇の神護元年に至て神封を寄せ奉り、尋て香取枚岡三神を合せ祭るに及び、春日神社是なり、或は春日註式に曰く、稱徳天皇神護景雲元年十二月七日大和國城上郡安部山に御坐す、全二年正月九日大和國添上郡三笠山に垂跡、十月九日寅日寅時太敷宮柱を立つと、祭る所は祭神四座、武甕槌命即ち鹿島神、齋主神又經津主神ともいふ、即ち香取神、天津見屋命即ち春日神、姫太神

是なりと、春日神は、即ち中臣家の祖なる天津見屋命なり。

○四節古事記の修撰 奈良朝の初に於て特筆すべきは史書の修撰是なり、古事記先づ成れり、全書の序に據るに、正五位上勳五等太朝臣安萬侶元明帝の勅を奉し、舍人稗田阿禮の誦する所の勅語舊辭を撰録し、和銅五年正月二十八日を以て之を進献せしと見ゆ、阿禮初め年二十八、人と爲り聰明にして、目を度れば口に誦し耳を拂れば心に勅す、即ち阿禮に勅し、帝皇の日繼及ひ先代の舊辭を誦み習はしめ玉ふ、然るに後此事の後世に傳はらざらんことを恐れ玉ひ、和銅四年九月十八日を以て安萬侶に命し、阿禮に就きて録する所、即ち右事記なりと、之を以て看れば、古事記の正史なるを知るべく、又當時朝廷の國事に勉めたまひし趣を察すべし。

○五節日本書紀の修撰 古事記の後幾くならずして修撰せられしは日本書紀なり、弘仁私記の序に曰く、夫れ、日本書紀は一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安磨等勅を奉して撰する所なり云々、以て修撰者を知るべし、蓋し古事記にては未だ我が國家の史籍として重んずるに足らざれば、古事記の撰者太安磨を舍人親王に隸して日本書紀を修撰せしめ玉ひしを知るべし、元正天皇養老四年五月二十一

日功成り、書紀三十卷、帝王系圖一卷あり、上神代に始まり、下持統天皇に終る、或はいふ、書紀三十卷神代上紀より天武天皇元年紀に至るまでは大島首等の筆削する所にして、天武天皇二年紀より持統天皇紀に至るまでは舍人親王の奉勅執行し、清人藤原等の筆削する所なりと、然れども、書紀は一般に舍人親王の修撰といふを以て今暫く前説に従ふ、古事記といひ日本書紀といひ、是等の書あるを以て我國古代の事蹟を窺ひ知ることを得、實に貴重の國史なり。

奈良朝は一概に佛に倣したる御代と爲すといへども決して然らず、たゞ神佛を渾融して社會の治平を企圖し玉ひしのみ、然ればよく當代の大御心のある所を察して深く誤解せざらんことを要す。

第十四章 山王一實神道

神佛全体の説漸く世人の容るゝ所と爲りしより、佛家は進んで神佛習合の企畫を爲すに至れり、佛を本地とし神を垂迹として、我が日本の神祇は皆是れ西土の佛菩薩なりと習合せしことは是なり、山王一實の神道は實に神佛習合説か我が社會に表

はれし最始の企にして、又最も勢力を占めたる所説なり。

○一節 僧最澄

山王神道の開創者は僧最澄なり、此人平安奠都の時を以て天台宗を開立し、我國圓宗の祖師と爲れり、傳に曰く、釋最澄本姓は劉氏、其先東漢孝獻帝の遺裔、登萬王我か應神帝の朝王化を慕ふて來歸し、江州の地を賜ふて志賀を采邑し、姓を革めて三津首と曰ふ、父百枝嗣なくして容岳の神に禱る、其妻乃ち娠み、神護景雲元年を以て澄を志賀邑に生む、澄七歳にして家塾に就く、聰明儔ひなし、十二にして大安寺行表に投じ、剃髮して唯識、華嚴、起信を京習す、靈眞の徒に従て、天台の疏を聽き、具足戒を受く、菴を寂山に締て經論を綜覈す、常に台教の全文を見さること、を憂ふ、又南京に往き、會々玄義文句止觀、四教義、維摩經の疏等を見る、是れ靈眞の帶ひ來る所なり、隨喜して書寫す、宿智洞曉して衆の爲めに講演す、延暦十六年智行の誓を以て供奉の班に上る、明年冬、羅めて十講會を修す、南都七大寺の名僧十員を請して、輪次に講師と爲す、今十一月の法華會、是れ其舊例なり、二十一年春正月、國子祭酒和氣弘世の弟眞綱、善議勳操等の十大德を高雄山寺に屈して、妙經を講說せしめ、澄を證者と爲す、帝治部大輔和氣入鹿を使とし、勅宣を賜ふて之を稱す、二十一年に

入唐求法の詔を賜ひ、返るに葺月を以てす、二十三年秋七月、遣唐使菅清公に従ひ、從者丹福成を伴ひ、海路三旬にして、明州の界に達す、即ち德宗貞元二十年なり、九月、台州に至る、偶々刺史陸淳、荆溪の上足、智者七世の孫道邃和尚を州下龍興寺に請して、止觀を講敷せしむ、澄就て之に見ゆ、遂授くるに一心三觀の旨、并に菩薩大戒を以てす、因て天台所傳の疏記二百四十卷を寫す、尋て台嶺に登て、禪林寺の行滿座主に見ゆ、滿も亦妙樂の高弟なり、澄に與ふるに、荆溪以上の諸籍を以てす、二十一年、越州龍興寺に如いて、順德阿闍梨に遇ひ、三部の灌頂密教を受け、及び陀羅尼經書の印契、圖樣、灌頂器物を得たり、又唐興縣に於て、條然禪師に參して、機語投契し、遠磨一派牛頭山の法を得たり、夏五月、大使藤原實能の船に乗して、長州の濱に着く、即ち延暦二十四年なり、八月九日、畿内地震す、朝議澄を奏して、國の爲めに誦經せしむ、仍て宣詔を降す、澄先づ唐國の佛像を獻し、尋て京城に入り、西土所得の天台密宗の諸教文を表上す、勅して天台の諸典籍を天下に流布せしめ、尋て眞言秘法を得たりといふを以て、最澄を立て、國師と爲す、九月一日、勅して清瀨峯高雄道場に於て都會の大壇を起し、道証以下八人の高僧を遣へて、灌頂三摩耶を受けしむ、全月勅して紫宸殿に於て

五佛頂法を修せしむ、二十五年以前の三輪法相華嚴律の四宗に加ふるに新天台法華宗を以てし、并せて五宗と爲す、大同五年正月宮中の金光明會に始めて天台年分八人を度し、弘仁三年法華三昧堂を建て、智徳者を置きて長講相續く、六年春宇佐八幡宮に詣でて法華を講す、八月和氣弘世の請に依り大安寺の塔中院に於て妙法を闡揚す、諸寺の名徳會集して伏魔せり、澄願を立て、六寶塔を造り、六千部の妙經を諸國に置く、十年三月上表して大乘戒壇を叡山に建てん事を乞ふ、興福寺の議命表を抗して之を斥け、東大寺の景深迷方示正論を著はして二十八失を擧げ、南都七寺喧囂たり、澄乃ち明年二月を以て願戒論三卷を述へて表進し、博く大乘戒の文を引き、二十八失を反詰す、世敢て抗議する者なし、十三年春二月傳澄大法師位の宸書を賜ふ、六月三日澄奏狀して天臺法華年分度者二人を叡山に請ひ、直ちに制可せらる、翌四日右脇にして中道院に寂す、年五十六、十二日圓戒勅許の勅あり、冬十一月澄上人を哭するの御製下る、十四年二月寺額を賜ふて延曆寺と曰ふ、清和天皇貞觀八年秋七月勅して傳教大師と謚す云々、以上は本朝高僧傳所載の略なり。

○二 最澄奇蹟

最澄の正傳は前述の如しと雖も、さすかに一宗の高祖たれば

其奇蹟として傳ふる逸話多し、最澄將に入唐法を求めんとす、葛城神祠に詣て、之を祈る、神告けて曰く、これ大願也、我か力の原はざる所なり、宜しく天神地祇に祈るべし、但し三輪大神は我か邦の地主にして、三國共に之を崇む、宜しく彼に詣て、之を禱るべしと、澄叡山に歸る、山に大杉樹あり、三光を認む、行て以て禱す、其後唐に赴きて青龍寺に到る、其鎮守を摩多羅神と曰ふ、又は金毘羅神と名づく、澄問ふ、何れの神ぞや、答へて曰く、三輪金光と、是に於て始めて覺りぬ、向きの叡山の三光は是なりと、歸朝後、光處に就いて神祠を立つ、所謂日吉大宮なり、又最澄唐に赴くの時、豊前の賀春山下に宿す、夢に梵僧來謁す、右肩は人に似て左肩は石の如し、曰く我は賀春明神なり、我が業報を救へ、我れ當さに求法を加助すべし、其實を知らんと欲せば、海中の危難に光りを現するを驗と爲せよと、明旦山を見れば、右邊巖崩れて宛かも夢みる所の如し、洋中の風波に果して光曜を現す、澄歸朝に及んで法華院を建て、自ら講經を創む、是日豊前田河の郡吏等紫雲賀春嶺を覆ふことを録寄す、此より右巖漸く草木を生し、年々蕃茂すと、又最澄求法歸朝の海中に於て暴風逆浪の巨難に遇ふ、至心發願して平著を祈念す、一人の童子、船頭に化現す、澄問ふて曰く、童子は是れ唯

童子答へて曰く、善は是れ天台山の鎮守、圓宗擁護の明神なり、佛法をして東漸せしむるに随つて將に聖人の本國に届らんとす云々。又弘仁六年春、登宇佐八幡宮に詣りて、法華を講ずる時、神妙法を聞きて、託言感喜し、乃ち齋殿を啓きて、紫衣二襲を賜ふ、其一は鶴多羅、一は袷衣なり云々。

○三山王垂跡

源平盛衰記に曰く、凡、山王權現と申すは、磯城島金刺宮(欽明帝)即位元年大和國城上郡大三輪神と天降り玉ひしが、大津宮(天智帝)即位元年に俗形老翁の体にて大比叡大明神と顯はれ玉へり、大乗院の座主慶命山王の本地を祈り申されけるに、御託宣に曰く、此にして無量歳佛果を期し、是にして無量歳群生を利すと仰せければ、座主提婆品の我見釋迦如來、於無量劫難行苦行、積功累德、求菩薩道未曾止息、觀三千大千世界、乃至無有如芥子許、非是菩薩捨身命處、といふ文に思ひ合せて、大宮權現ははや釋尊の示現なりけり、されは我滅度後於末法中現大明神、廣衆生とも仰せられ、汝勿啼泣於閻浮提、或復還生現大明神とも慰め給ひけるは、日本叡岳の麓に日吉の大明神と垂跡し給ふべき事を説き給ひけるにこそと、感涙をそ流されける。地主權現と申すは、約留釋佛の時天竺の南海に一切衆生悉有佛性と唱ふ

る波立て、東北の方へ引きけるに、彼の波に乗て留まらん所に落ち付かんと申し食しけるに、遙かに百千万里の波路を渡きて、小比叡の杉の下に留まらせ給ひけり、其後天照大神天の岩戸を開き、天御鏡を以て海中を捜らせ給ひしに、鏡に當る人あり誰人ぞと尋ね玉ひければ、我は是れ日本國の地主なりと答へ給ひける。昔天地開闢の初め、國常立尊の天降り給へるなり、此神は日吉に顯はれ給ひけるには、三津川の水五色の浪を流しけり、されば我か朝は大比叡小比叡とて大宮二の宮の御國なり、迹して叡山の麓に垂れて威を一朝の間に振ひ、圓宗守護の靈神、王城鎮護の靈社なり云々。源平盛衰記にかく載する所を見れば、此傳説は餘程古くより世人に爾か信せられし者と見えたり、故に諸記録多く之を記せり。蓋し神佛全体の次に來るべきは神佛習合なれば、此傳説は王城に近き山水明媚の琵琶湖畔比叡山下に、先づ手を染められしと見ゆ、尙ほ傳へていふ、昔し人壽二萬歳の時釋迦、都率天に住して大海を見る、波中に梵音あり、尋ねて其國に至りしに、梵音一枝の蘆に止まりて海中に浮べり、時に其蘆化して一島と成る、これ即ち比叡山なる大宮權現垂迹の地なり、其後人壽百歳の時釋迦また天竺より日本に來る、時に鶴草葺不合命の代にして、近江

國志賀浦に魚を釣る翁住り、釋迦翁に向ひ、吾れ此所に佛法を弘めんと欲す、汝何如か思ふや、翁曰く、我は人壽六千歳の時より此所の地主なり、此湖水七度變して桑田と成りしを見る、然も佛の因縁あるを聞かず、此地若し佛法世界とならば、吾が釣を垂るゝ所滅せざるを得ず、故に此地に佛法を弘布することを許さざるなりと、釋迦之を聞きて空しく歸らんとす、時に東方より大宮權現飛び來り、吾は人壽二萬歳の時より此所の地主たり、然るをかの翁吾あることを知らず、故に卿の請を拒む吾何ぞ此地を惜まんや、今吾此地を獻するにより、早く佛法流布の山たらしめよと、終に相約して東西に分る、此翁白髮明神なり云々、かく日本か疾くに佛地なりしとの徴證は、早くも人口に膾炙せられしものと見え、北畠親房の二十一社記の中にも此廟の事を載せたり、敷山の下、誓湖の畔かく佛地として疾くに傳へられしかば、日枝山麓の神廟に祈りて生れたる最澄は、其傳説を確むる人として來り、十九歳敷山に分け登りて一童子に逢ひ、其人か我れは天地經緯の靈童、衆生本命の全生神なりとて失せにしより、彼の神を勸請して定心院の山王を鎮したりといひ、延暦七年靈地を結界して佛堂を建立せんとするに、牡蠣殻出でしより澄怪しみしに、白髮明神現

はれて、こは迦葉佛の末に此所洋々たる大海なりしを、龍神來り歸きて大山と成れるものなりと告げたりしといひ、終に敷山根本中堂の基をなせしなり、此事敷山榮えし以後の附會説なるべしと雖も、最澄か其本地垂迹説を以て神佛習合を事とするや、往々かゝる所説を社會に公示し、依て世人の信用を求めしことまた疑ふべからざるに似たり。

○四山王の由來 最澄の創めたりと傳ふる、山王神道なる山王の由來如何、三寶輔行記に曰く、澄求法師朝の海中にて明神に逢ふ、問ふて曰く、名を如何か稱號するや、答へて曰く、堅の三點を下して横の一點を加へ、横の三點を引いて堅の一點を加ふと、是より先き二十年前、澄始めて敷岳に登るとき、化人を見る、既に云ふ、吾は是れ山王と、今云はざる者は、蓋し堅三縱にあらず、即ち是れ一實、横三横にあらず、亦是れ一實なることを知らしめんと欲してなり、後乃ち行圓法師の爲めに其義を示し玉ふ、行圓姓は源氏通議大夫國舉の子也、教く如意輪の秘軌を修して大士身を現し光を放つと感す、又常に山王を見、親しく相語ることを得たり、神曰く、我を山王と名づくるは三歸即一を表するなり、山の字堅の三番あり、而して横の一點之を貫き、王

の字横の三畫あり、而して堅の一畫之を貫く。皆三諦即一なり、一心三觀、一念三千亦是を以て之を表す、身外に名なく、名外に身なし、身に即して名、名に即して身、名外に法なく、法外に名なし、名に即して法、法に即して名、身と名法と二なく三なし、是を一乗と名づく、乃ち我が名義なり、蓋教を護持し、國家を鎮護する所以なり云々、三寶輔行記は最澄の高足圓仁の作と傳ふる書、然れば山王の由來は最澄に始まり、法華の旨なる一心三觀に基せりと見て可なる乎、又行圓は三井園城寺の僧、園城寺は最澄の高足圓珍か圓仁に對峙して創めたりし巨刹なり、然れば山王の由來に於て少しく潤色を加へて神、全寺の榮えを傳へしとせしを見るべく、而も山王の出處に於ては之を最澄に始まりしとするもの、山王の由來は其權輿を最澄に開きしといふ亦拒むべからざるなり。

○節一實の字義 山王といへば必ず連ねて一實といふ、抑も一實の出處は如何、又其字義は何を意味する乎、法華經に曰く諸佛世に出づる唯此一事實のみと、又云く、諸佛一大事因縁を以ての故に世に出現す、諸の所作あり、常に一事の爲めなり、唯だ佛の知見を以て衆生に示悟す、但だ一佛乘を以ての故なり、妙經玄義に云ふ、一

實諦は即ち空、即ち假、即ち中にして異なく二なし、故に一實諦と名づく、又云く、今の經は正直に方便を捨つ、但し無上道不轉の一實を説く、是故に妙と爲すと、澄の釋する觀心釋も、大經の新會疏も、皆此旨を傳ふるにあらざるはなし、三諦即一、一乘妙法を以て名つけて一實といへるを知るべし、山王一實神道原に曰く、夫れ山王なる者は三千の實相、三諦の妙法を以て其名体と爲す、諸佛諸神王、凡夫盡に三千の外にあらんや、盡く三千理を全うして三千事を成す、事理權實を以て之を論するに、三千の事權りに咸く會して一實に歸す、一實とは即ち山王なり、三千一實に會歸するの說、唯だ法華に在り、故に法華も亦一實なり、法華と山王と一体異名、大師法華を明して山王を釋する所以なりと、蓋し天台宗は法華經を以て唯一の所依とす、而して台教は理論に於て實大乘の教理として南都の六宗に勝る、即ち此教理を採て我が神道を解釋せんと企てたり、これ山王一實の文字の按出せられて使用さるゝに至りし所以とす。

○節六治國利人の法 最澄か入唐求法の勅命によつて天台宗を我國に開立せしは、治國利人の點に於て、政教相關の必要を認められしに因れり、緣起に傳へて曰

く、法華に云ふ、常に靈鷲山及び余の諸住處に在るの衆生、劫盡大火に燒かるゝを見
 る時、我が土安穩にして天人常に充滿すと、傳教大師此文二句を除いて傳授あり、專
 ら俗諦常住を以て一家獨歩の相承と爲す、法華に云ふ、三界の相生死あることなし
 と、衆生の劫盡を見て不生不滅を得ざるか之れ偏計所執なり、頓悟の士豈に伽耶を
 難して別に寂光を求めんや、寂光の外に別に娑婆あるにあらず、深秘の傳ふる所を
 以てせば、王法神道名異なるのみ、茲に於て大悟せば、則ち山王王法一轍なることを
 知らんと、此大師の文、眞全の精粹なり、深く研して以て悟徹せざるべからず、夫れ常
 在の靈山は極佛の境なり、豈に凡夫の企て及ぶ所ならんや、然りと雖も上品の寂光
 を以て觀眸と爲す方に圓人と名づく、即ち分眞希にあらず、相似て仍ほ遙かなりと
 雖も、名字位中に於て、早く一心法界に周遍して常住不滅、依正萬物盡く此に於て發
 現することを知る、是に於て平治世の語言治世產業皆實相と相違背せず、治世の語
 言は王法なり、實相は山王なり、既に之れ相違背せず、俗諦王法實相常住なる所以な
 り、法既に斯の如く、國豈に此に外ならんや、若し分眞に至らば、一切衆生の應を作し
 一切國土の應を爲す、今名字位中爾る能はずと雖も、其理を悟り、深く信じ、勇進す、其

二句を除くは偏計の執を去て一實の理に趨る所以なり、こゝに於て平鍊修せば則
 ち意誠に心正しく身修まり家齊ひ以て國を治め天下を平かにすべし、加ふるに諸
 天善神の威力を増益し、其護祐を得て身を立て家を興し、災を禳ひ、國を禱し、地味を
 増し、天下を福し、社子孫に施かん、皆一實の理の流溢する所なり云々、蓋し奈良朝の
 佛法は小乘權大乘にして戒律を重んじ、自ら解脱するを勸むるのみ、爾後社會の欲
 望此上に出てぬ、即ち實大乘なる天台法華宗の開立と共に衆生濟度の方便門開か
 れたるなり、而も亦以前の佛法は所禱的なり、今は乃ち理論的なるを導きて我が邦
 人の宗教心を満足せしめぬ、然れども元來我が國民は實際を貴ふ、乃ち法華を信ず
 ることは國を治め人を利することなるを以てし、尙ほ所禱的の一面を設けて信心
 益々進まば、諸天善神の威力に依て身を立て家を興して天下を福し、子孫に社せん
 と示したりしなり、天台法華宗はこゝに於て平安朝の成立と共に鞏固なる地盤を
 國家社會に据ゑたり、鎮護國家の道場として世に榮え人に仰かるゝに至りしこと
 是なり、而して其間に於て山王一實の神道は成れり。

按するに山王一實の神道は神道としては我が國最始の教旨なり之を惟神の道に

比して尊卑の差あることは固より其所なりと雖も、此神道によりて我が邦人の歸向すべき道德の標準は、よく神儒佛を渾融して、其針路を示されたりといはん乎、而して之をよく大成せしものは傑僧最澄にして、其己か至尊の信任を蒙れるに利し平安奠都の大事業と共に、よく此社會整理の計畫を成就したりしなり、叡山延暦寺は之か爲めに國家鎮護の道場と爲り、神儒佛を混一して、永く我が教界の覇者と爲れり

第十五章 平安初政の神道

奈良朝に於て天皇率先して佛法を崇重し玉ひし結果は、やがて神道の大意を忘れんとするに至り、其弊の底止する所なきや、聊か累を皇室の上にも及ぼさんとせりこゝに於て桓武天皇の英断よく平安奠都の舉を實行させ玉ふや、秕政を釐革すると同時に、大に神道をも興し玉へり、神祇の法制此時に於て大に定まりしは其微證なり。

○一節 平安初政の敬神

桓武天皇延暦元年夏、勅して鹿島神に勅五等封二戸

を授け奉らる、これ陸奥國の凶賊を掃蕩する時、此神に祈て神驗著しかりしを以て也、十一年高橋安曇二氏、神事の御膳に供ふる行立の先後を定め、神祇官に勅して爾後高橋氏を先立しむべく制し玉へり、十二年越前氣比神宮司大中臣魚取の請を納れ、封租穀を爾後官庫に納めず、直に神庫に納めて祭料に充てしむ、十三年平野神社を建つ、十四年宮中及び左右京畿、近江、伊賀、伊勢國に大殺す、これ太神宮に裝束物を奉るが爲めなり、十六年天皇南廷に臨幸し、幣使を天下諸國の名神に遣して國家の安寧を祈り玉ふ、此冬解却の法を定め、祝部を犯すことありて潔齋を勤めざる者を罰し、全年伊勢大神宮司の請を納れ、造宮使大中臣豐庭を遣し、度會郡沼木、郷高河原の離宮を壞ち、之を湯田、卿宇羽西村に移し立つ、十七年秋、祈年の幣帛を奉るべき神社を定め、又遠國の祝等入京して祈年幣帛を受くること難きを以て、便當の國物を用ゐて之に充てしめ玉ふ、冬太政官符に依て、宇佐八幡大菩薩及び比咩神の封千四百戸を太宰府に納めしめ、尋て兩京畿内に勅して、夜祭の歌舞を禁す、これ風俗を壞るを以てなり、冬勅して國造と郡領の職の異なるを明かにし、國造郡司にして神主を兼ねることを得ざらしむ、これ私曲兼務の間に行はるゝを以てなり、乃ち出雲筑

前の神主を別立せしむ、十八年夏神祇大祐大中臣朝臣弟^{オホト}枚^{ササ}をして伊勢太神宮の正殿を改造せしめ、尋て勅して曰く、祭祀の事は徳と敬とにあり、心に敬はざれば神之を享くべからず、廣瀬龍田祭は風災を鎮め年穀を祈る所以なり、然るに大和國司事に觸れて肅敬することなく、史生を遣して祇承し奉らしむ、これ靈應なき所以なり、爾今以後守介一人齋戒して祇承し、事故あれば判官を遣はすことを聽せと、七月伊勢齋宮の新嘗會を停め、歌舞の伎を以て九月祭に供せしむ、又京畿百姓の北辰燈を奉ることを禁す、これ齋王齋宮に入り玉ふを以てなり、十九年冬諸國神宮司任期に満たすして任を解く者、別に補替することを得ず、神主祝等に事を行はしめ、服闋て後、任を滿たしむしと制す、二十年春大和石上社器仗を山城葛野郡に運ひ收めしめ玉ふ、これ神威に依て皇風を輝さん大御心に出てしものなり、然れども此事神の御心に叶はず、天皇病を獲玉へり、乃ち鍛冶正作良王、神祇大副大中臣朝臣全成、典侍萬井宿禰廣岐等を石上神社に遣し、幣帛を捧けて天皇の病を祈り、又典藥頭中、臣朝臣道成等をして神社の兵仗を返納し奉らしめしむ、明年天皇遂に崩御ましませり、平城天皇大同元年秋八幡神社司の申請を納れ、大菩薩並に比咩神の封一千四百十

戸を太宰府庫に納れしを止め、祭料を割り宛て、残れる雜物を神宮に納め、又前例に隨ひ、神宮と國司と出納を掌り、其用物を年終に於て勘録せしむ、かくの如く代々敬神の誠を表して神事を愼み行ひ玉ひしを以て、嵯峨、淳和、仁明の數朝を経て、神道愈々復興するに及へり、

○^二節^一被^一を科する法 桓武天皇延暦二十年夏被を科する法定まる、これ神事を

重んじ玉ふによつてなり、其略に曰く、凡そ大嘗祭に事を怠り、或は其齋月の内に興を用ひ疾を問ひ、刑殺の文書を判署し罰を決め、肉を食ひ、穢惡に預る者は大被を科し、其官人は兼て見任を解く、其料物は馬一匹、大刀二口、弓二張、矢二具、刀子^{カサ}、食薦^{シヨウ}各六枚、木綿^{キヌ}、麻^{アサ}、腹堅魚^{ハツシメ}、雜^カ、錯海^{サカ}、滑海^{ナギ}、各六斤、庸布六段、鍬、杯盤各六口、鹿猪皮各六張、酒米各六斗、鹽六升、稻六束、薦六領、枚手^{ハシ}、料^シ、粕十五把、匏^{ウリ}四柄、長一丈、楮^{カミ}四枚、席一領、なり、又新嘗鎮魂神嘗、祈年、月次、神衣等の祭を怠り、大神宮の禰宜内人を置ち、或は御膳物^{ミツモノ}を穢し、新嘗等の諸祭の齋日に興を吊ひ、病を問ふの類六色の禁を犯す者は、上、被を科す、其料は馬及び猪皮を除くの外並に大被に全しく、其品數は刀子、杯盤及び柏に三分の一を減し、其餘皆半を減す、又大忌、風神鎮花、三枝、鎮火、相嘗、道饗、平野、園韓神、春日祭

を忘り、物忌、戸座御火炬を毆ち、物忌女を奸し、及び穢惡に觸れて御膳所に預り、忌火祭の齋日、禰宜祝及び祭に預る神戸人等を毆ち、吊喪等六色禁忌を犯す者は、中祓を科す、其料物は大刀、弓矢、席を除くの外、皆上祓に全しく、其品數は、刀子、菟、柏に半を減し、其餘三分の一を減す、又諸祭祀の事を忘り、或は齋日に祝禰宜祭に預る神戸人を毆ち、諸禁忌を犯す者は下祓を科す、其料物は中祓の如く、其品數、刀子、席布、鐵鹿皮、菟、柏、楮を除くの外、食薦、薦、杯盤の半を減し、木綿、麻、願、堅魚、雜、海藻、滑、海藻各六兩、酒米各四升、稻四把、鹽四合を出さしむ、以前神事に犯すことあれば祓を科して罪を贖ふ善惡、二祓を一人に負す、其條例已に繁く物を輸すも亦多くして事苛細に傷れ、深く黎元の損となるを以て、今例を立て之を改む、其毆ち傷る事重き者は祓ひ淨むるの外、法に依て罪を科し、齋外に闘ち打ぶ者は律に従て罪を決す、祓の限にあらざ、又祝禰宜等人と闘ひ、又他事を犯せる者は先づ其任を解て罪を決し、神戸百姓犯し失ふことあるを齋を行ふの後、法の如くせよ云々、

○三節 神祭に關する法令 桓武平城の御代神祇を崇重し玉ふこと厚かりしより、嵯峨天皇の朝にも、其後を承けて神儀を修し、爲めに法制を定め玉へり、弘仁二

年勅して曰く、令制に凡そ祭祀は所司豫め官に申し、官散齋の日、平且諸司に班ち告ぐ、然れども散齋の日、諸司に頒ち告ぐる時は、諸司未だ事を承けざるを前に禁忌を犯すものあり、故に今より散齋一日前と改めて、頒ち告ぐるの恒例とす、全年諸國神社の修造は自今以後所在長官其事を掌り、神税を宛て、之を修せしめ、無封の神は正税を用ふべきことを以てす、四月又勅して諸國の神戸は、課丁多く、神に仕ふる外公役に赴く事なければ、神社を修理して又破るゝ時は従て之を修せしめ、國司毎年巡檢を加へて之を監し、若し修造を忘る者あらば、罪に隨て祓を科し、禰宜祝をして今後修理して大破を致すことなからしむ、又勅して曰く、伊勢多氣、度會、飯高、飯野等七郡神戸の百姓事を誤まりて其弊多きにより、始めて神税の外に正税十三萬二千束を擧げて其息利に充てしめ、六月神祇官の請を容れ、住吉、香取、鹿島の三神社は二十年の改作を待たず、正殿の外破損に従て修理せしむ、全秋疫、旱、荐りに至りしを以て幣を諸國名神に奉て其災を攘ひ、又諸國妖言を放つ徒を罰し、神官の神驗多き者は特に檢察して國司より上申せしむ、五年五月聖体不豫の故を以て御贖祭を行ひ、爾後毎年六月十二月の一日より八日に至るまでを以て其恒例とす、全秋豊作の

故を以て、勅して官社に幣帛を奉り、高年者に物を賜ふ、八年冬太政官の奏請を以て、伊勢國なる多氣、度會二神郡の雜務を永く大神宮司に預らしむ、十二年大和國の奏を以て、國內諸神社の神主は國司の褒貶によつて其美惡を旌表せしむ、秋神祇官の奏を以て、伊勢神宮の納税は國司をして預ることなく、又正税を借て欠所に充つることを停め、専ら神宮司をして神郡の田税を檢納せしむ、全年八幡宮の修理を忘り、災害起るを以て、舊に依て大少宮司を増置せしむ、十三年大和國奏して、爾後無封、苗裔の神を以て有封、始祖の社に分附し、有封神主をして無封、祝部を鎮せしめば、社に修掃の勤ありて、國に崇祭の兆なからんといへり、勅して其請に寄らしむ、かくの如く平安初政の時代にありては、大に神道の興隆に注意し玉へり、

○四節 神事の莊嚴 當時國民儒佛の感化を被むること日既に久しかりしかば、神道は漸次其影響を受けて儀式上にも多少の變化を生ずるに至れり、即ち古代素朴の態を棄て、日に修飾を事とし、莊嚴を街ふに至りしこと是なり、平城天皇大同年中大嘗會を行ふに當り、藤原朝臣眞夏其事を預り、千功の標を造りて八僧の舞を調べたりしが、其事先例となりて、淳仁天皇即位の年また之に倣はんとし玉へり、右

大臣藤原冬嗣、大納言藤原緒嗣等之を諫む、乃ち檢校して清素に復せしめ玉へり、然れども因襲の弊漸く痼疾を成し、天長四年僧空海東寺境内に稻荷神を勸請せし時は、内舍人大中臣雄良を其社に遣して、從五位下の冠を授け奉り、仁明天皇承和の年天皇奢侈を好み、錦帛を飾り給ふを以て、大嘗會の儀式の如き最も莊麗を極めたり、三善清行が彫文刻鏤、麗靡煥爛と評したりし文字、其一端を窺ふべし、尋て承和七年伊豆國賀茂郡上津島に生ず阿波、神物忌奈神の爲めに神宮四院を造り、又位階を授け奉れり、これ神託によりて、前二神は三島大社の本后なるを、後の后、神にのみ冠位を授けて、未だ此二神に冠位を奉らざりしより、大に怪異ありしを以て也、かくて文德天皇の嘉祥三年八月、遠江角遊比古神を官社と定めて、年數の豐饒を祈り、尋て甘露白龜の瑞ありしより、公卿爲めに賀表を献れり、又建禮門前に大祓し、使者を伊勢、賀茂、尾張の神宮に遣して、賀瑞の由を告げ、五畿七道の諸國に令して、幣を名神に班ちて、賀瑞を告げしめたり、仁壽三年始めて常麻祭、杜本祭を行ふ、全年冬常陸國鹿島郡なる大洗磯前神、酒列磯前神を祭れり、これ大已貴、少毘古那神か、再ひ我が國に歸り來りて、民を濟はんと告げ玉ひしを以てなり、明年終に官社に預らしむ、かく當時

は祭神の事表面を飾ると共に神事總て莊嚴を重んずるに至れり、

○五 氏神の始 氏神といへることは祖神を祭るの謂にして其由來遠し、垂仁天皇の朝物部連祖が石上神社を祭り、仁徳天皇の朝竹田川邊連か竹田神社を祭りし如き、皆これ氏神なりしが、當時祭祀の事表面大に貴はるゝに至て、漸く氏神の數を増すに至れり、仁明天皇承和元年正月、山城國葛野郡上林郷を伴宿禰等に賜ふて氏神を祭る所とし玉ひ、二月勅して、小野氏五位已上は春秋の祭毎に官符を待たずして、近江國滋賀郡小野氏神社に往き還ふとを聽し、全四年二月には大春日、布瑠、栗田の三氏五位已上の者、小野氏に進んで近江氏神社に往くことを聽し玉へり、又當時大后橘氏の氏神梅宮神を葛野川頭に遷し祭り玉へり、蓋し氏神の起源を按ずるに、我國諸神の裔にはそれ〳〵氏あり、而して其氏中に各族あり、之を氏人といひ、其氏人を統治するを氏、上といふ、故に祭事を行ふ時は、氏、上必ず其氏人を集めて祖神を祭る、これ氏神祭の由來なり、後世に至ては其本居ウツナリに祭る所の神を氏神とし、其地に生るゝ者を其神の氏子とするに及べり、これ古代の遺風を受けて便宜上氏神の性質を異にするに至りしものなり、

○六 修史事業と神祇史

平安朝の初政に於ては、修史事業一段の進歩を見るに至れり、延暦十六年には藤原繼繩全真道の勅撰せし續日本紀成り、大同三年には大同類聚方成り、忌部廣成の古語拾遺成り、弘仁五年には万多親王の姓氏錄成り、天長十年には清原夏野の令義解成り、承和九年には藤原緒嗣日本後紀を上れり、藤原漢成も延暦九年薨とあれば其著天書は當時に成れるものなるべし、或はいふ、桓武帝の時大中臣真繼、大神宮儀式及び等山氣、大神宮儀を撰し、度會五月曆、等山氣宮儀式帳を撰し、荒木田公成、大神宮儀式帳を撰せりと、蓋し天平の時既に神帳の制起りたることなれば、神祇の宮記といひ是等儀式帳は自然撰出せらるゝに至りしなるべし、中にも忌部廣成の古語拾遺の如きは全く神祇道衰頽して古代の眞を失へるを憤慨し、爲めに此書を著して進獻以て神道の復興を計りたるものなりき、平安初政の朝廷は、一方に天台宗を尊きて我が國を教化し玉ひしと雖も、さすがに古來敬神の道は謹みて遵行し玉へり、而して百事庶政の改革を圖り玉ひし際なりしを以て、神祇の制度儀式の上にも大に面目を一新せしめらるゝに至れり、

第十六章 兩部習合神道

二六

山王一實の神道起りて後ち、幾くもなく兩部習合の神道は始れり、兩部習合とは、言ひ換ふれば神佛合一の事にして、我が神代の諸神は、皆これ印度諸佛の名を更へたるに過ぎずといふにあり、所謂本地垂迹説の其頂點に達せしものなり。

○一 兩部の出處 兩部の語、多くの佛書に載せらるゝと雖も、明かに解釋せられしは、眞言宗にあり、蓋し眞言宗には、金剛界胎藏界の兩部を立つ、所謂兩部の曼荼羅なり、金剛界は智法身にして、果曼荼羅胎藏界は理法身にして、因曼荼羅、之を非智二門に配せば、金剛界は智慧胎藏界は慈悲、兩部別体あるにあらず、理智不二、其徳を具する者即ち大日如來なり、詳しく言へば、金剛は堅固の意義併せて利川の義をも含む、秘密の理の常住不變にして破壊されず、而も如來の智慧もて、毀障を摧破する作用勝れたるの謂、胎藏は母の胎内に臟腑及び我子の身体を包藏する如く、六大法身法界に遍滿して一切法を攝持すとの謂、而も金胎兩部の大日は他に求むべきにあらず、本來一切衆生の己心中に具するものなれば、三密の行を修して、禮願以て即身

成佛すると説く是なり。按ずるに眞言は天台の後に出て、之を凌駕せんと欲す、故に天台加單に理を本とし説くに反し、事を本として理を之に配し、諸法の本体を眞如とせずして、地水火風空識の六大と立て、六大即法身にして、佛も衆生も器界も悉く六大所造にして、一切諸法大日如來ならざるはなく、一切國土密嚴華藏の淨刹ならざるはなし、然るに我等妄情の爲めに蔽はれて、本有の大日法身の徳用を顯現する能はざるか故に、三密の行を修して速かに佛果を顯得すべし、是は六大所造の此身は父母所生のまゝにして菩提心を具ふれば、實際に自心を知り、三密加持の行を修して速かに成佛の大益を得よといふにあるなり、かく想考的より轉じて實際的に移る時は、宗教を我が社會に宣布するには、一層便利なり、そは一面に於て佛理の廣大を示し、他面に於て、諸事を習合し得ればなり、兩部神道はこゝに於て成り、初め金胎兩部を意味し、表に内外兩宮を習合せしもの、終には神佛兩部といふに轉じて我が神代の諸神を悉く印度の諸佛に習合するを得るに至りしなり。

○二 僧空海 前上に述べたる兩部習合の端緒は、僧空海によつて啓かれたるものなり、空海姓は佐伯氏、讃岐多度郡の人、父は田公、母は阿刀氏、寶龜五年を以て生る

幼にして聰慧、十二歳外、阿刀大足に就いて漢籍を學び、十五歳上洛して群書を覽十八歳、大學に入り、味酒淨成、博士岡田に就きて儒書を究めしが、一朝其理の淺きと知り、之を佛法の深理に比して三教指揮を作る、尋て石淵の勤操僧都に従ひて虚空藏求聞持法を受け、それより修煉を思ひ立ちて、諸州の名山、大川を跋涉し、精進勇猛にして種々の奇蹟を顯得するあり、幾くもなく泉州榎尾山にて薙髮し、名を如空と曰ひて三論を研め、大小乘を學び、二十二歳東大寺戒壇に登へ具足戒を禀け、名を空海と改めて熱心理を究め法を求め、大和高市郡久米寺にて秘經を得、義理解し難き所あるより、延暦二十三年五月終に遣唐使藤原賀能の船に全乗し、八月衡州に着き十二月長安に入り、翌年春西明寺に居し、それより諸州を巡遊し、終に不空三藏の高弟青龍寺慧果阿闍梨に謁して道を問ひ、爲めに第三地の菩薩と崇められ、六月胎藏界大曼荼羅に入て、五部灌頂水に浴し、七月金剛界大曼荼羅に入り、八月傳法阿闍梨位灌頂を授けられ、諸密經及ひ圖畫、法具を禀け、大元元年八月歸朝し、嵯峨帝勅して傳來の密乘を流布せしめ、召して宮に入れ、諸宗の碩徳と所習を談論せしむ、空海乃ち即身成佛の大義を演し、諸師の斥くるを辯し、所證として五藏三摩地觀に入り、

頂に五佛の寶冠を涌し、五色の光明を放ち、諸師驚き拜して、屈服せり、弘仁元年上表して國家の爲めに仁王護國經を高尾山寺に修せんと請ひ、直ちに裁可せられて之を修し、七年夏高野を結果して、山頂に禪定の地を開き、秋勅許を得て全山上に淨刹を建て、金剛峯寺と呼ぶ、十一年傳燈法師位の宸記を賜ひ、十三年平城太上天皇に灌頂を授け奉り、十四年東寺を賜はり、十一月請ふて密場とし、五十僧を置き、天長元年勅を受けて雨を神泉苑に祈り、効ありて優賞を加へられ、勅して僧都に任し、二年高尾寺を賜ふ、承知二年奏請して宮中に眞言院を置け、曼荼羅道場を建て、毎年正月國家の泰平を修法し、二年三月金剛峯寺に在り、二十一日終に入定し、年六十二、太上天皇喪を吊ひて書を降し、玉ひ勅して、賜ふ、延喜二十一年弘法大師と賜證せられたり、以上は高僧傳の略なり、以て其非凡の高僧なりし一斑を卜すべし、

○三空海奇蹟 空海は眞言秘密宗を我國に傳へし祖師なるを以て其奇蹟と見做すべき事實は、従前の高僧に比して一層巨多なり、行狀記等の俗體を見るに、過半は奇蹟を以て埋む、これ近世の眼を以て評すべからざる者、一種の方便と見ば可なり、少壯の時練行して山より山に分け入り、阿波國大瀧の嶽に登りて虚空藏の法

を修せしに、寶劍壇上に飛ひ來つて菩薩の靈應を現せりといひ、土佐國室戸崎にて求聞持の法を修せしに、明星口中に散し入りて佛力の奇異を現せりと傳へ、又阿波海中に出沒する毒龍を見て、大師咒詔と共に唾を吐きて之を退散せしめたりといひ、又室戸崎の畔りに金剛定寺を創し、寺邊を結界して惡魔の侵入を攘ひたりといひ、播州にては行基の弟子某の妻に逢へりといひ、伊豆國にては修禪寺の邊りを結界し、虚空に向つて書せし經文の字畫亂れざりしといひ、讃岐屏風ヶ浦にて孤嶽の上片雲の中に釋迦如來を見、大師勸喜して其像を刻めりといひ、終に入唐求法せんとするや、海中にて颶風に遇ひて怒濤を騰り鎮めたりといひ、愈々修業を終へて歸り來るや、遠く三鉢を擲ちて高野山上に佛地を示したりと傳へ、歸り來つて豊前賀春神前に香水を加持して滿山の樹木を繁茂せしめたりといひ、終には宮中にて水觀に入り、神泉苑にて雨を祈り、當時の高僧守敏と法を闘はして之に勝ち、るれより諸處の神明の依囑を受けて、之を寺院内に勧請するに至り、終に高野山上に結伽趺坐して入定するに至りしまで、一々不思議ならざるはなし、これ當時世人の信仰を博せし大根抵なるへし

○四神宮と沙門

神佛は合一せらるゝの運に向ひたるも、神宮に於て佛法を忌むことは依然たり、延喜式に載せる忌詞の内、七言に曰く、佛を中子と稱し、經を染紙と稱し、塔を阿瓦々伎と稱し、寺を瓦葺と稱し、僧を髮長と稱し、尼を女髮長と稱し、齋を片膳と稱す、云々、外の七言に曰く、死を奈保留と稱し、病を夜須美と稱し、哭を鹽垂と稱し、血を阿世と稱し、打を撫ると稱し、肉を園と稱し、墓を塋ツツミと稱す、云々、又別の忌詞に堂を香燃コウネンと稱し、優婆塞は角管と稱す、云々、これ嚴に神佛を區別せし例證とすべし、然れども神佛合一の本意を達せんには、かく何故に神は佛を忌む乎、神佛の古蹟は果して全一なる乎の理由を明かにせざるべからず、こゝに於て平一の傳説は發せられたり、大神宮の三寶を忌むは何ぞや、昔し此邦未だ成らざる時、大海底に大日の印文あり、天照太神錄を以て之を探る、其滴り露の如し、第六天の魔王遙かに見て以爲らく、此滴り國と成らば必ず佛法流布して、人生死を出でん、須らく之を破るべしと、時に太神魔王に謂て曰く、我れ三寶を近づけず、必ず其名を稱せずと、魔即ち歸る、此約に因て僧近傍せず、外佛法を忌むと雖も、内三寶を守る云々、かくて日月は海底より起る、これ大日の印文なるか故に内宮外宮は兩部の大日にして、天岩戸は

都率天なりと、此傳説は眞言宗起りてより、幾くもなく發せられたるや疑ひなし、さればこそ僧師録は此事を論じ、自ら伊勢神祠に詣てしに、一峴山で、此神沙門を愛せすとて近づけず、通て一大樹下に止まらしむ、然れども熟々按するに昔し牟尼婆伽梵、大集經を説くや、四天王に勅し、十方一切の鬼神を驅て會に赴き佛囑を受けて正法を護せしむとあり、然れば伊勢の神も佛囑を受けざる謂れなし、此神豈に比丘を嫌はんや、さればこそ聖武帝が東大寺を創め玉ひし所由、神宮雜事に載するなれ、大藏起世阿含等の經を按するに、四州の地は一時に成りしものにして、日本獨り世に鋒滴の露に成らん、乃ち魔王波旬との契ありし所以、神宮若し魔に驚して、佛に戻らば、正神にあらずして邪神なりと、極言せり師練をして、此忌憚なき言を弄せしむるもの、即ち知るべし、兩部習合説の疾くに其根抵を作りしものなることを、

○五神代習合 前項の如く神佛の一体たることを證明せらるゝと全時に、我が神代の故事は悉く習合せられたり、空海の作と傳へらるゝ天地麗氣記の中に曰く、天神七葉は過去の七佛轉して天の一星と呈はる、地神五葉は現在の四佛に遮那を加増して五佛と爲す、化して地の五行神と成る、十六葉の大神を供奉して大小尊

神となる、賢劫の十六尊なり、憶ふ昔し因地に在て菩薩道を行ふ時千を生し万を生し、百葉より百葉を重ね、千々に亘て國を守り神坐す、云々、淨菩提心の寶珠は是れ國常立尊の心佛、本有滿字御形の文也、法中の大毘盧遮那佛、此佛生身の所に五百の執金剛神左右に侍立し常恒三世に衛護す、云々、國狹樅尊は毘盧遮那佛、豐樹淨尊は盧遮那佛、此二佛は天に浮り地に跡り、報應二身、青黒二色の寶珠なり、云々、此國は獨股金剛上に生れり、獨股と成り、大日本、州と成る、泥土養尊は毘波尸如來、沙土養尊は尸乘如來、大苦邊尊は毘葉羅如來、大戸道尊は狗留孫如來、而足尊は狗那舍牟尼如來、大富道尊は釋迦牟尼如來、惶根尊は彌勒如來なり、伊弉諾尊は金剛界俗体、男形、馬鳴菩薩の如し、白馬に乘し手に斤を持し、一切衆生の善惡之を量り玉ふ、伊弉册尊は胎藏界俗体女形、但し阿梨樹王の如し、荷葉に乗して説法利生し玉ふ、實住大日本國金剛寶山、兩宮の心柱の上に化し坐して周遍法界の深理を説き玉ふ、側かに聞く本在以降二界の遍照如來幽契を爲して産む所一女三男、一女は天照皇大神地神の始め、五靈靈鏡大日靈貴は端嚴美麗に坐す、下轉神變して向下隨順す、云々、これ全書一章の畧なり、これより一々神代の故事に及んで皇孫瓊々杵尊の下降に至り、十種の神財

なるものを拈出して一々習合し、鷓鴣草、葷不合尊、海神の女を娶り玉ひしに因みて五大龍王を附會し、終に神武天皇に及べり。又二所大神宮、麗氣記の中に記して曰く、佛法中の金剛杵は獨股金剛なり、大日本國は此名なり、獨股杵は大日如來三昧耶身也、之を持するを阿闍梨と名づく、阿闍梨とは大日の別名、心の字なり、兩宮の柱なり云々、かくて内外兩宮悉く習合せらる、蓋し天地麗氣記は空海の作ならざるべしと雖も、此習合か空海の意に出でしは疑ふべからず、これ神佛を合一して畢竟佛敎國となさんか爲めなり、これより高天原は都率天と爲り、龍樹か鐵塔を開きし故事は太神手力男神によつて天岩戸を出て玉ひし故事とさへなれり、神佛合一は終に我國と印度の故事とを習合することとなりぬ。

○六 毘盧遮那 行基か大佛を以て大神に配せしは、盧舍那の意を取つて習合せしなり、佛祖統記に曰く、盧舍那は此には淨滿と云ふ、諸惡盡くるが故に淨なり、万徳圓なるが故に滿なり、即ち自報身也、亦是光明遍照と云ふ云々、これ其證なり、而して毘盧遮那は華嚴經に出て、佛を讚するの旨、眞言宗起るに及びて、毘盧遮那を取て一佛の名とし、其偏一切處といふ所より遍照如來といひ、大日如來と翻せり、故に

龍猛か鐵塔中より得たりと傳ふる金剛頂經に不空三藏が註釋せる義訣には、梵には毘盧遮那と云ふ、此には最高顯廣眼藏如來と翻す、毘とは最高顯なり、盧遮那とは廣眼なり云々といひ、或は又毘盧は法にして舍那は法身なりといへり、而して毘盧舍那經統に至つて、毘盧舍那此には口と曰ふ、蓋し天地の間、日光皆遍し、我が毘盧舍那世尊大覺圓照至らざる所なし、世相を假相して、口を取て名に就す、故に摩訶毘盧舍那佛は翻名大日如來なり云々といへり、即ち知るべし、盧舍那はもと佛を指し、之を讚するに毘盧舍那と呼びしもの、眞言宗起るに及んで、毘盧舍那の語を取て一佛の語とし、終に遍照如來といひ、大日如來と稱するに至りしことを、空海は神佛を習合せるか爲めに、大佛に附加するに大日如來の名を以てし、天照大神我國の日神なるが故に大日如來たり、我が國は眞言の阿字國なるが故に葦原國、大日の本國なるが故に大日本國都率の内院を出しものなるが故に高天原を尊び、瓊々杵尊の杵は即ち獨部杵なりと附會するに至りしなり、神佛習合は空海に至て行基最澄に一步を進めたりといふべし。

○七 諸神勸請 空海は兩部習合の普及を計りて、諸神勸請の端を開けり、鎮守

明神を高野に鎮守八幡宮を東寺の郭内に、又稻荷明神を勧請せしが如き其著例也。弘法大師行狀記に載して曰く、大師高野に住居したまふ時、頻りに明神の衛護あり、即ち地主山神形をあらはし告げて曰く、性山水になれて人事にうとし、亦是淨雲のたぐひなり、吾はこれ此山の主なり、幸に菩薩に逢ひ奉る、徳の至れるなり、則ち此鎮地を獻し奉りて、吾が爲めに威験を増し玉へと、これ丹生津比咩の一の御子高野大明神誓約を爲し玉へるなり、又大師彼山にのぼりたまひし時、山路のほとりに女神丹生津姫命の社あり、其めぐりに十町許りの澤ありて、今天野といふ是なり、大師此所に宿し玉ひしに、明神巫祝に託して、妾神道にありて、威福をのぞむ事久し、將に今菩薩此山に到れる委が幸なり、弟子昔し人たりし時、食國皇命シメノミコ家地萬許町を給れり、南は南海をかぎり、北は日本海をかぎり、東は大和國をつかひ、西は應神山の谷をかへり、願くは之を奉りて、永世に仰信の情をあらはさんとの玉ひき、大師乃ち明神に法施し給はんが爲めに、天野の社のほとりに曼荼羅院を草創したまひき、後にあらためて奥の山にうつされたり、この丹生明神は伊佐奈岐尊の御子として、十二の御子を率ゐ、一百二十所の靈神を眷屬としたまふ、弘仁十年に鎮守を勧請したまひ

しに、是等の神達を崇め奉りて、此山の護法と定め給ひき、大師後生の弟子門徒たらん人、日毎に教王眞言等を誦して法味をたむけ奉りて、場を守らしめ奉るべし、これ令法久住の策たらん旨しるし、たかせ玉へり、これによりて丹生高野の兩所明神は山上山下にいはい奉りて、財施法施たゆる事なし、神威を増し、佛徳をさかりにせんことを推測るべきをやと、丹生高野の明神はかゝる習合説の下に、兩部神道に祀られ玉へり、又全書に曰く、嵯峨の聖代、平城の大亂起りし時、天皇ひろかに帝徳の未だしきかと疑はれ、佛力の速かならんことをあがめさせ給ひしに、よりて大師に勅して、靜養の計を諮ふらひ玉ひけるに、佛法は王法によりて弘まり、王道は神道によりてあらはるべし、普く八幡靈神の鎮座を花洛にわかめられ、百王擁護の誓約を、棘府に仰ぎましまさば、九禁ただやかにして、四海泰かるべし、皇徳これによりてあらはれ、佛法之が爲めに立すべき旨奏し申されければ、聖主即ち御立願ありて、信仰の敬念を凝らし、ましくしに、神威空しからずして、天心とよこほりなかりき、爰に天皇御立願を果し遂けましまさん爲めに、大師に勅ありて、東寺の廓内に一字の社壇を飾りて、三所の和光を崇め、眞言の法味を獻し、類禁禮奠を備へ給ひしかば、靈神此砌

りに垂應して、尊体空中に儼然たり。大師則ち奇特の思に堪へず、渴仰の誠をいたして御体を花蔭にうつしといめ、かさねて木像にきざみあらはして、長く寶殿におさめ奉る今の鎮守八幡宮是なり、云々、威靈の八幡宮は空海によりてかく習合の神と成り玉へり、全書又記して曰く、弘仁七年孟夏の頃、大師斗筲の時、紀州田邊の宿にて異相の老翁に逢ひ玉へり、其長八尺許り、骨たかく筋ふとくして、内に大権の氣を含み、外に凡夫の相を現せり、利尙を見奉りて、悦び申して曰く、吾、神道にあり、聖に威徳ます、將に今菩薩の所に至りたまふ、弟子が幸なりと、大師のたまはく、靈山にありて而拜せし時の誓約未だ忘れず、此他生形異にして心全じ、予に秘教紹隆の願あり、神に佛法擁護の誓います、ともに迷者を利して全しく覺臺に遊ばん、爰に帝都九條の一坊に一の伽藍あり、東寺と號す、國家を鎮せんか爲めに密教を興すべき砌なり、此所にて待ち奉らん、必ず來り玉ふべしと、ぬんごろに、語らひ玉ひしに、化人即ち盟約を爲せり、全十四年正月十九日、大師恩詔を受け、東寺を賜はりて、永く真言の道場と爲し玉へり、其年四月十三日、彼の紀州の化人稻を荷ひ、柁を持ちて、兩婦をともなひ、二子をひきゐて、東寺の南門に來り、のぞみ玉ひしに、大師に逢ひ奉りて悦びと

爲し、誠を抽んで神道をあがめ、法味をそなへ給ひし時、道俗之を敬ひて、珞璣を傳へ、寶篋を獻じ奉れり、其後しばらく八條二階の柴守の宅に宿し玉ふに、大師其間帝都の巽にあたりて、柚山を點し、利生の勝地を定めて、一七日夜の間、法によりて鎮壇し、たまひける、今の稻荷社これなり、彼の八條の二階堂は今の御旅所より、大師神輿をつくり、額をかゝせ給ひてまいらせられしかば、今の祭禮の時之を出し奉るとなん、稻荷神はかゝる因縁にて、兩部の神と爲り玉へり、大師行狀記の書は寶曆七年僧正賢賀の筆にて、代々の傳説を編録せしもの也、故に附會の事蹟、潤色の文字多し、然れども空海習合の旨を按せば、以上の形蹟ありたるは事實なり、北畠親房の二十一社記にもかゝる記事を留むるは傳説の舊きを徵すべく、寧ろ空海之が權輿を作りしと推考して可ならん、神社考、神社啓蒙等以上勸請に就いての牽強附會の點を冷笑せりと雖も、古代はかゝる傳説によりて習合を成し、遂げたるものなるべし、按ずるに、兩部神道は山王神道に比して、其習合一層大膽なり、これ密教が台宗と異り、理論を出て、實際に入りしを以てなり、而も空海の如き空前絶後ともいふべき高才遠識にして、多藝多能なる高僧をして、此企に従事せしめしを、其台宗の盛時

に當て密教を布き、山王神道成れる後、兩部神道を立たしめ、以て神佛兩道の上に己が主張を高めしめしもの、豈に其非凡をト知すべきにあらずや。

第十七章 山王神道の發達

最澄の創唱したる山王一實の神道は、其後年所を経るに従つて成効し、基礎愈々固まると共に羽翼益々張れり、これ其高足が師資相承して天台宗を弘むると全時に其宗に由て成れる山王一實の旨を、朝野に鼓吹したればなり、最澄の二高弟を圓仁圓珍と爲す。

○一節 僧圓仁 圓仁姓は壬生氏、下野都賀郡の人、崇神帝の後といふ、延暦十三年を以て生る、幼にして父を喪ひ、兄に隨て經史を學び、聰敏疾くも佛乘を慕ひ、遂に大慈寺廣智に學ぶ、年十五智と共に叡山に登り、最澄に謁して其器宇を知られ、爲めに止觀を學ぶ、弘仁五年剃髮受戒して沙彌戒を持し、澄師より傳法灌頂を受け、七年東大寺に於て具足戒を受け、十四年根本中堂に於て始めて大乘羯磨を行ふや、仁選はれて教授師と爲る、尋て法を法隆、天王等の寺に講ず、年四十叡山の北谷に菴居し修練

甚だ力む、塔を作りて、隱寫の法華經を藏め、名つけて如法堂と曰ふ、承和二年入唐の詔を受け、五年六月大使藤原常嗣の船に乗して揚州に着き、開元寺に在りて僧宗叔より悉曇を學び、全雅より灌頂を受け、明年大使の船に乗せしに、逆風起りて登州に還りしより、仁請ふて弟子と共に留まり、赤山の法華院に寓し、明年州縣を巡視す、尋いて青州府に入りて龍興寺に寓し、蕭慶といへる官人に就いて禪を尋ね、幾くもなく其印可を蒙り、去て五臺山に登りて山中の積徳に詳し、華嚴寺にて志遠法師より摩訶止觀を受け、兼て台宗の諸疏を寫し、夏中臺を踰りて西臺より北臺に至り、秋南臺に着し、轉して長安に入りて資聖寺に居し、屢々大興寺の翻經院に往きて、元政阿闍梨を見、依て金剛界大法を學び、五瓶の灌頂を受け、金剛界大曼荼羅を圖書す、既にして青龍寺の義真阿闍梨に従ふて胎藏灌頂壇に入り、大日經眞言印契を學び、秘法の儀軌及び蘇悉地、大法を受け、胎藏界大曼荼羅を圖し、尋て法全阿闍梨に玄法寺に値ひ、又南天竺の寶月三歳に逢ひ、共に密教を學び、醴泉寺の宗穎法師より止觀を受け、大安國寺の良侃淨影寺の惟隱に見えて共に密教を修し、かくて承和十四年を以て歸朝し、嘉祥元年勅を奉して入京し、即日叡山に登りて傳教の塔を拜し、六月大法

師を授けらる、明年勅を受けて灌頂法を修せしに入壇者千有餘人、三年春文德帝勅して新傳の密法を修せしむ、乃ち請ふて延暦寺内に總持院を建て、二七僧を遣へて持念國家を鎮護せしむ、仁壽四年天台座主に任し、齊衡三年春勅に應じて冷泉院南殿に於て、天皇を始め諸公卿に兩部灌頂を授け、貞觀元年菩薩戒を天皇に授け奉り、それより皇后官人を度すこと幾百人、六年正月十三日門人常濟を召して室に入り、口に眞言を誦し、手に契印を結び十四日慈寂房に還り、彌陀の號を念し門人をして唱和せしめ、三更咒を誦し印を結び北首右脇して寢す、年七十二、貞觀八年七月慈覺大師の號を賜ふ、以上は高僧傳の略なり、圓仁は台教の僧なりと雖も、寧ろ密教を修すること厚く、爲めに叡山をして台密禪三學を令せ修せしむるに至る、これ最澄の始むる所と雖も、仁に至て成就せり、畢竟暗に眞言宗に對抗せし爲めなるべし

○二十二番神 圓仁は最澄の遺志を繼ぎし高僧なれば、勉めて神佛を習合せり、在唐の口求法を青龍寺の鎮守に祈り、歸朝後建立せしは赤山權現なりといひ、又仁は口吉山王を釋してこれ西天靈山の地主明神、即ち金毘羅神なり、一乘妙法に乗して東漸し、三國應化を顯はすの靈神なりといひ、以て習合の端を啓きしが終には

法華經の守護神として諸神を定むるに至れり、古今著聞集に曰く、慈覺大師妙法經書きける時、白髮の老翁杖にすがりて山に攀ち登りけるが、アナ苦し、内裡の守護といひ妙法經の守護といひ、年は高くなりて苦しく候ふぞと宣ひけり、誰か御渡り候ぞと尋ぬれば住吉神なりと名告りける、云々、今昔物語にも記して曰く、慈覺大師は傳教大師の入室瀉瓶の弟子として比叡山を受け傳へ、佛法興隆の志殊に深し、然れば別に首楞嚴院を建立し、中堂を建て、觀音、不動、毘沙門を安置し、總持院を建て、宋より將來の舍利を藏めて、舍利會を行ひ、常行堂を建て、不斷念佛を修ず、これ阿彌陀を讚する音なり、引聲といふ是なり、又山に大なる杉木あり、其木の空に住して妙法に精心して法華經を書れける、書き畢て此經を安置す、妙法經これより始まる、其時に此朝の諸々のやむ事なき神みな誓を起し、誓を結ひて此經を守り奉らんと誓へり云々、これ番神の權輿なり、著聞集今昔物語は、荒唐なる佛史に比しては多く信を措くに堪えたり、これ當時の社會史とも見るべきものなればなり、神光興耀記中に載して曰く、昔し天長六年己酉慈覺大師三十六歳にして首楞嚴院に於て妙法經執行の砌り勸請す、氣比、鹿島、熱山等大明神妙經を守護せんと盟まる、云々、これ三十

番神の權輿なりと、然れどもこは後人の附會せしものにして、三十番神は延久五年
叡山其正の勸請せし所、十二番神のみは慈覺大師の勸請せし所たるが如し、そは全
書中、三十神二百餘神皆大師心内に參拜して名帳に願はさす、何神といふ事知るべ
からず、大師の結番神は十二神なり云々と載すればなり、今十二番神を見るに左の
如し、

- 一番伊勢大明神、子日、
- 二番八幡大菩薩、丑日、
- 三番賀茂大明神、寅日、
- 四番松尾大明神、卯日、
- 五番大原大明神、辰日、
- 六番春日大明神、巳日、
- 七番平野大明神、午日、
- 八番大比叡大明神、未日、
- 九番小比叡大明神、申日、
- 十番聖眞子大明神、酉日、
- 十一番住吉大明神、戌日、
- 十二番諏訪大明神、亥日、

○三僧圓珍 圓仁の後、幾くならずして入唐求法せしは僧圓珍なり、圓珍姓は和

氣氏、讃州那珂郡の人、弘法大師の族姪といふ、弘仁五年二月十五日を以て生る、神思
警敏、八歳因果經を求めて之を誦み、十歳よく漢書を解し、十四歳叔父仁徳に隨ふて

叡山に登り、座主義眞に就きて台教を學ぶ、既にして願密并せ修し、十九歳薙髮して
沙彌と爲り、天長十年戒壇に於て師義眞より菩薩戒を受け、令名宮禁に達して仁明
帝の褒賞を受く、承和五年禪坐して不動明王と語り、七年又明王より立印儀軌及び
灌頂法を受けたりと、九年夏圓徳法師に就きて三種悉地の法を受け、十四年正月大
極殿の吉祥齋會に參して名を高め、嘉祥三年山王明神の夢告を受け、翌四年再び告
を蒙りて入唐の志を決し、仁壽三年秋八月唐商の舶に乗して海に浮び、途中琉球に
飄ひ、既にして福州に着く、乃ち開元寺に寓して經疏を究め、又中天竺那蘭陀寺の三
藏般若怛羅に就いて密教并に密印を受け、冬台州に往き、州縣を巡遊して國清寺に
登り、翌年入唐の圓載と邂逅して共に佛隴寺に至り、又國清寺に回りにて止觀を學び
尋て越州開元寺に往き、良諤和尚より台教を聽き、轉して長安に入り、青龍寺の法全
和尚を拜して瑜珈の密旨を受け、それより悉く密教を受けて、傳法阿闍利位の灌頂
を授けられ、尋て大興寺の三藏智慧輪を見、東都廣化寺より龍門の西岡に入りて、善
無畏、金剛智の塔を拜し、終に商舶に乗して歸朝しぬ、時天安二年なり、冬帝都に入て、
出雲寺に寓し、齋らす所の經書を表上し、勅あつて叡山山王院に住す、新羅明明靈告

あり、乃ち共に三井に至り一字を創して唐坊と曰ふ、貞觀六年仁壽殿に於て灌頂壇を設け、至尊を始め相國良房等之に浴する者三十余人、尋て持念壇を冷泉院に建て、祝聖の場と爲す、十年六月勅あつて天台座主に任じ、特に江州園城寺を賜ふて佛法灌頂道場と爲す、十七冬興福寺雜學會に齒し、元慶元年帝諸山の名徳を召して仁王經を講するや、珍選はれて御前講師と爲り、二年十月仁壽殿に護摩法を修して帝の疾を治し、寛平二年冬少僧都に任じ、四年十月二十八日定印を結び、禪坐念佛し右脇にして逝く、年七十八、延長五年十二月智證大師の證號を賜ふ、珍、仁に對して法を張りしより天台宗寺門山門の兩派を生ずるに至れり、珍は即ち寺門派の祖なり。

○四新羅明神 圓珍は圓仁に劣らざる高僧なれば、又神佛を習合したり、而して仁か住吉明神を引き來りし如く、珍は新羅明神を引き來れり、釋書に今昔著聞等を引て曰く、天安二年圓珍師舶を泛へて唐より歸る、洋中忽ち老翁あり、船舶に現して曰く、我はこれ新羅國の神なり、誓ふらくは師の教法を護持して慈氏の下生に至らんと、記し己んて見えず、珍京に入て傳來の教籍を將て尙書省に藏す、時に海上の翁來て曰く、此所經書を置くに堪えず、是の日域中に一勝地あり、我れ己に先づ攸を

相す、師官に聞して院宇を建て此典籍を置けよ、我れ鎮へに加護せん、又佛法はこれ王法の治具なり、佛法若し衰へば王法も亦衰へんと、語り已て形隱る、珍叡山に歸て山王院に至る、時に山王明神、形を現はして曰く、傳來の經書宜しく此所に藏むべしと、新羅明神又出て、曰く、此地來世必ず喧爭あらん、置くべからざるなり、南行數里之を勝處と爲すと、珍乃ち新羅山王の二神及び二比丘と滋賀郡園城寺に到る、寺僧敬待寺の事を説く、既にして山王睿卓に廻る、新羅明神珍に語て曰く、我れ寺の北野に卜居せんと、時に百千の眷屬倏ち來て圍繞す、唯だ珍獨り見る、他人は知らず、是に於て乘輿の人あり、儀衛甚だ多し、美膳を以て新羅を饗す、敬待來り賀す、而る後乘輿の人形隱れて見えず、珍明神に問ふ、輿を執る者誰とか爲す、新羅曰く三尾明神なりと、此れより新羅明神威靈益々顯はる、云々、又曰く園城寺は大友與多の建つる所なり、初め天智帝、大師、大友氏に勅して、崇福寺を移して此地に建て、丈六の彌勒像を安んず、天皇夢あり、又大師に勅して本地に還遷す、大師薨す、其子與多、願命を承け、天武帝に奏して之を創す、亦是れ大師の家基なり、(中略)珍大友氏に問ふて曰く、此寺を御井と曰ふは何ぞや、答へて曰く、寺の西岩に泉井あり、天智、天武、持統の三皇降臨の時、

此井水を汲んで浴湯と爲す、俗因て御井寺と號す、珍此事を聞きて地勢を見るに宛も唐の青龍寺に似たり、又新羅明神の言を思ふて、規して靈區と爲す、乃ち御井を改めて三井と爲す、曰く三皇浴井の事を取るなりと、又曰く我れ此水を搦んで三部瀧頂の關伽と爲し、慈氏三會の期に至らん、故に三字に改むのみと云々、新羅明神とは或は素盞鳴尊、父子の指せるならん、或は住吉神か、そは新羅曾戸茂梨の處に居し、出雲に還りまして蕃殖の功を成し玉ひしは素尊にして神功征伐の砌彼土に祀り玉ひしは住吉全体の神なればなり、按ずるに圓珍は義真の弟子にして、圓仁とは常に對抗する者、乃ち最澄の子與多と新羅明神とを引き來り、尙ほ山王明神の導きと三尾明神の示現を以てして、暗に山門に對して三井寺門の基を高め張りしものなるべし。

○五日吉の七社十四座 山王神道は代々叡山の高僧によりて習合せられたれば、其勸請の社殿は七社十四座となれり、七社とは大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮をいひ、十四座とは下八王子宮、王子宮、早尾、大行事、聖女、新行事、牛尊、小禪師、惡王子、岩瀧、劍宮、氣比、大籠、籠殿をいふなり、今其神佛習合の名目のみを對照すべし。

本宮七社

大宮、大己貴命、或は天照大神の垂跡(釋迦一に法宿大菩薩)

二宮、國常立尊、神皇魂尊(藥師)

聖眞子、正觀吾勝尊、或は八幡大菩薩の分身(阿彌陀)

八王子、國狹立尊(千手觀音)

客人、伊弉册尊、白山禪定の聖神(十一面觀音)

十禪師、瓊々杵尊(地藏)

三宮、惶根尊、一説天照大神三女(普賢)

所屬十四社

下八王子宮、天御中主尊(虚空藏)

王子宮、建御名、方命(文珠)

早尾、素盞鳴尊、一説猿田彦命(不動)

大行事、高皇產靈尊(毘沙門)

聖女、下照姬(如意輪)

新行事、瀨津姬(吉祥天女)

牛尊、口傳(大威徳)

小禪師、彦火々出見尊(彌勒龍樹)

惡王子、深秘(愛染明王)

岩瀧、踏鞴姬命(神武帝后辨財天)

劍宮、素盞鳴尊(不動)

氣比、仲哀天皇(聖觀音)

大竈、澳津彦命(大日如來)

竈殿、澳津姬、聖眞子(竈殿は(金剛界大日二)宮竈殿は(日光月光)

日光鎮座記には一々之が山來因縁を記せり、本宮末社附屬并せて二十一社、これ恐くは漸次に附加したるものなるべし。

山王一實の神道が漸次我が國に弘まるに至りしは、其高德が台宗を弘むると共に、よく神佛を習合して、國風民俗に順適することを圖りたればなり、而して當時密教

盛に行はれんとしたれば、台教の徒は之と對峙して愈々あらゆる習合を敢てずるに至れり、これ前掲の事蹟ある所以なり。

第十八章 藤氏攝關時代の神道

平安初の中世、政權藤原氏の手に移してより、祭神の事亦其管攝する所となりしかば、自然古態を棄て、流行を趁ふことを免れざりき、之を以て、祭祀の事、愈々細密なるにつれて、神は益々人事に近き者となれり、狼りに神社に位階を進め、而して常に禍福を祈りし如き其徵證なり。

○一神階を定む 初め文徳天皇嘉祥三年、勅して、天下大小の諸神、既に官社に預るも未だ公簿に載ざる者、有位は更に一階を増し、無位は新に六位に叙し、唯だ大社並に名神は無位と雖も、從五位下を授け奉らる、翌四年正月重ねて勅して、今推量るに六位の中、其階四ありて奉行に疑あり、故に五位を授け奉る神を除くの外は、有位無位を論せず、共に正六位に叙すべしと宜下し玉へり。こゝに於て清和天皇貞觀元年奉勅して、新に天下諸國二百六十七社の神に階を進め、位を授け奉り、秋後内水

分山口等四十五社の神に幣を奉て風雨を祈らしめたり、蓋し神に位階を授くることは、天平勝寶に始まり、こゝに至て盛に行はれしものなるが、此後は之に倣ふて神階を進むることゝなれり、これ必ずしも神に尊卑あるにあらず、其神威を崇め畏み或は事に觸れて所禱報賽するにつけて、其各社に位階を定めて諸社の序次を正せしものなり、故に全一神を祭ると雖も、社異なる時は其神は必ずしも全位にあらずしなり。

○二 神社の整理

貞觀元年僧行教か請に依り、勅して石清水社を男山に建つ、四年神祇官の奏請により伊勢大神宮の神嘗、祈年、月次祭并に臨時幣帛使か宮城を出づる時、京師始め沿道諸國の奉迎甚た勉めず、汚穢を掃はすして、路頭人馬骸骨ある如きことなからしめ、國司一人をして祇承して清掃せしめ、怠る者あらば欠祭の法に准して上祓を科せしむ、六年富士郡淺間大神の山に火起り、光炎揚ること二十丈、山を燒とこと一二里、沙石雨の如く雲霧天を蔽ふ、國司大神の御崇なりと奏せしにより、乃ち勅を下して云く、去年五畿及び伊賀、伊勢、志摩、遠江、相摸、上總等の諸國に格制を下して、國家を鎮護し、災害を掃ふは神を敬ひ祭を歛むにあることを警むと

雖も、諸國司其旨を愼ます、神社の破損、祭禮の疎慢あるを以て神崇あり、故に諸社をして新に華飾を加ふべきことを命し給へり、然るに今に至るまで其事なし、宜しく修飾を加へよと制し玉へり、此後肥後に神變多かりしを以て使者和氣朝臣藤原を豊前に遣して八幡神に奉幣せしめ、全年神異により淺間明神を官社に預らしめ玉ふ、八年鹿島神宮司の奏によりて、大神苗裔の神三十八社を陸奥國の所在に祭らしむ、是年勅して六月十二日祓除神宴の日、酒食の外に被物カクモノを求め、足らざる時は忿訟番辱する如き醜態なからしめ、犯す者は各其科に處せしむ、秋使者を伊勢大神宮に遣し、幣帛を捧けて應天門の災を告げ奉り、又幣及び白綾等を南海道諸神に班て災異を禱ふ、八年藤原朝臣須惠子を以て春日大原野の齋女とす、藤原良房太政大臣と爲り政治を攝行してより、藤原の氏神なる春日祭は此後大に盛なるに至れり、十年夏畿内七道諸國無封苗裔の神を有封始祖の社に附けて修掃を加へしむ、全年秋勅して諸社祝部白丁を補す事を停め、繼令民人神戶百姓と雖も、先づ八位及び六十已上事に堪えたる者を用ひ、然る後其人なくば之を用ひしめ、毎社其由を勘へ國司檢して帳を造り永く計會に備へしむ、十一年新羅賊船筑前に至りて豊前の貢絹を奉

ひ、太宰府廳樓に大鳥の恠あり、乃ち使者を伊勢太神宮に遣して奉幣して告文以て災を攘ひ、又五畿七道の諸神及び石清水神社に祈らしむ、十三年住吉社封戸の事を正し、十四年平野社の事を釐む、十七年春祈年、月次新嘗等に幣帛を受けざる諸國は齋衡の制を改め、畿内外國共に税帳、大帳、朝集の三使に附けて之を班ち遣らしむ、陽成天皇元慶元年、大嘗會檢核辨惑紀主基行事を定め、行事所に印各一面を賜ふ、全年九月中臣齋部を諸道に分遣して幣を境内の天神地祇三千一百三十四神に班つ、三年住吉神財帳を造り、爾今國司神主相共に神財を檢定し仔細に勘録して、遷替毎に三通を造り、官と國と社とに分つを恒例とせしむ、五年勅して天下諸國の諸社祝部をして、三年毎に氏人本系帳を進めて勘會に備へしむ、冬大和宗像社を筑前本社に准し、神主を置きて神事を掌らしむ、六年弘道主を伊勢神宮に遣はし奉幣せしむ、内裏犬産の穢あるを以てなり、七年伊勢齋王、野宮を造る、工を用ふること初め一萬三千五百六十人なりしが、減して六千七百三十八人と爲し、遂に立て、恒例とす、光孝天皇元年秋勅して、賀茂神山の殺生を禁斷し、犯す者は法に依て科に處せしむ、尋て越前氣比神社の租穀は、爾今舊例のまゝ、神庫に收め、其出納をば國守宮司相共に掌

らしむ、又氣比神戶の百姓を國役に充つることを停む、是年繁子女王を卜定して齋宮とす、仁和二年齋王伊勢に入るを以て充つ奉幣使を遣す、冬勅して伊豫正税、讃岐正税、殺各千斛を以て齋宮寮に充つ、宇多天皇寛平九年四月勅して河内の當宗杜本神を祭ることを再興す、これ天皇外家の神なるを以てなり、是時梅宮を始め、春日、大原野、平野、山科等外家の氏神を祭る者頗ふる多し、冬始めて賀茂臨時祭を行ふ、七年大和丹生川上神社の狩獵を禁し、冬制して、諸人氏神多く畿内に在るを以て、毎年二月四月十一月、先祖の常祀を請ふ者は之を許し、たゞ遊蕩日を経ることなからしむ、全年天皇自ら書を著はして、政要を述べ、又た新嘗、神今食、神嘗等諸祭には、親ら八省院に御幸して其儀を行ひ、齋宮齋院の用途の欠乏を補ひ、齋宮寮司を選任すべく、賦め給ふ、以上の如く神社に向つて漸次整理を加ふること攝關時代初政の状態なりき。

平安朝中世以後の神道は全く形式的となれり、即ち神を信する觀念も佛を信すると異なることなきに至り、猥りに之に禍福を祈るに至り、常に報賽して福を享けんと希ふ、之を以て神祇の事歴世修せられざるにあらざるも、攝政藤氏奉佛家の故を

以て殆んど山王兩部と擇ふ所なきに至れり。

第十九章 藤氏榮華時代の神道

藤氏攝關時代の神事も、貞觀等の初政にありては、尙ほ見るべきものありしが、延喜を経て天曆に至り、終に挫折して、全く收拾し難きに至れり、これ京都と地方との連絡、藤氏の秕政によりて年々隔離するに至り、而して地方豪族をして、漸く自家の地盤を固めて、獨り霸を成さしむるに至りて、社會の亂兆愈々動き、諸國人民をして、終に敬神の大道を忘却せしむるに至りしを以てなり、されば延喜は兎に角、以後の神事は、たゞ神社内に於ける無禮不法者を取締る法令のみとなれり、これ神道の終に衰頹に陥りし一大原因なり。

○一節 神人の戒飾 醍醐天皇延喜元年冬、勅して五畿七道三百四十社の神に位各一階を授けしむ、此歲神祇官奏す、檢非違使國內に在りと雖も、卜食にあらざる者神郡に入ることなきを以て、度會、多氣、飯野三神郡の諸人、或は禁忌を犯し、或は濫懇を好み、訴訟の聲日に絶えず、然も官司は神事を勤めて巡察に違わらず、請ふ神民の

事に秀でたる者を檢違使非に充て、また犯罪を糺さしめ、大内人に准して笏を把て事に従はしめんと、即ち勅して大神宮檢非違使を置く、これより先き神官社人等屢々神事を怠る者多し、之を以て弘仁八年制して之を正し、貞觀十年重ねて勅を下し、寛平五年及び六年尙ほ其弊を矯さんとして國司に令す、然も此年に至て諸國司任中神社の破損を修せず、禰宜祝等言を前司に託して責を逃るゝ者多し、延喜六年即ち制して曰く、神社大中の破損を致す者は、前司並に全任其料を出じて、後司之を修め少破は有封神社及び見任の吏と共に、神戸百姓を役して造營し、既に任を去て京に入る者は彼の全任と見任と、郡司禰宜祝等を責催して、修填せしむ、後ち延長中に及び、太政官符を神祇官に下して、諸國禰宜祝等神社の少破を修めず、大損を致すは、公家の修理を待て私功を加へざる故なり、自今以後神社修理の時は、公使を差して禰宜祝、社預等共に檢知し、署名を加へ十年を限として、其間少破あらば禰宜等修理を加ふるを以て恒例とす、かく神事を畏み玉ひしと雖も、當時佛教漸く行はれて、種々未來の脱を唱へ、陰陽家從て方忌災祥を言ふ者多きに至りて、公卿より庶民に至るまで讀經精進の事を重んずる者多くして、自然神事を輕んじ、神道といへば水旱疫

瀧等の起る時幣を神社に奉り、地震兵革臻りて使を神社に遣はし其難を祈り攘ふことと見傲せり。これより神道の大禮さへ之を疎んじ修せざるに至れり。

○節三 善清行の封事

清行は淡路守氏吉の子なり、學を巨勢文雄に受け、貞觀中文章得業生と爲り、元慶五年對策及第す、仁和中大納言に進み、寛平中備前介と爲り、從五位上に進み、昌泰三年刑部大輔文章博士を兼ね、時に菅原道真寵遇渥し、清行書を贈て退避を勸む、道真納れず、終に左遷の不幸に逢へり、四年清行改元の議を上る、帝嘉納し玉ひ、延喜と改元す、尋て大學頭を兼ね、式部少輔と爲り、從四位下に叙せられ、式部大輔に進む、時に帝政治に勵精し、詔して直言を求め玉ふ、清行こゝに於て時弊に關する意見十二條を上る、中に神祇を重んじ祭祀を嚴むすべきを述べて曰く、國は民を以て天とし、民は食を以て天とす、然れば民を安くし食を足すの道は水旱の沴なからしむるにあり、故に朝家毎年神祇官にして新年、月次の祭を設立し、嚴に齋肅を加へ、遍く神祇に祈て其豐熟を乞ひ、又其報賽を致す、其儀公卿辨官及び百官を率ゐて神祇官に至る、神祇官、社毎に各幣帛一襲、清酒一瓮、鉄鉢一枝を棚上に設け、或は左右馬寮を奉る社あり、爰に官祭文を讀み訖て祭物を諸社祝部に班ち、其

本社に奉らしむ、祝部等各潔齋して持捧け進め奉るべきに、去る事なくして、皆上卿の前にして、幣絹を懷に押入れ、梓柄を抜き棄て其餘を取り、又瓮酒を飲み傾けなどして、一人も祭物を持って官門を出つる者なく、其神馬は都芳門外にして市人皆之を買ひ去るに至れり、かくの如くんば祭る所の神何を以ててか之を饗け玉はむ、既に其祭を饗け玉はざる時は、豊穰を來すべき由なからん、望らくは諸國に勅して、吏生一人を差し、祝部を率ゐて其祭物を受け、即ち本社に奉て其祭禮を致さしめん云々、神事は當時かくの如く疎んぜられ、神官暴慢を極めしなり、これ一には佛教に信を傾けし爲めなり、されば清行は終りに僧侶の弊を矯さんことを論じて曰く、爾ふ僧徒の濫惡を禁せん、嚮に朝廷權貴の山澤を規錮し、田地を侵奪するを禁す、こゝに於て吏治を施し易くして民居安きを得、而して猶ほ兇暴邪惡の者あり、即ち惡僧と宿衛なり、今諸の僧の得度する者年に二三百人、大半邪濫、又は課を逃れ租を遁るゝものなり、天下の民禿首のもの三の二に居り、皆妻を蓄へ、腥を啖ひ、甚だしき者は盜を爲し、或は竊に錢を鑄る、望むらくは痛く之を禁懲し、度牒を奪ひ本役に返さんことを云々、當時佛教の弊かくの如く甚だしき者ありしなり、これ其神道を蠶食せし所

以敢て怪しむに足らざるなり。

○三 節 延喜式 神道の境亂前願の如く甚だしかりしなり、延喜式を修撰するの時、神祇式を改撰せしめたり、左大臣藤原忠平に勅して、弘仁、貞觀の式を取捨して編成せしめしものは是なり、此書五十卷、延長五年に成りて之を献る、其神祇式十卷最も備れり、當時天下諸國祭る所の天神地祇神祇官帳に載る者總て三千一百三十二座、大社小社の別ありて其幣數各々異なれり、式に載る神にして官幣に預る者之を號して官社といひ又式内社といふ、其他の神を式外社といへり、凡そ四時諸祭、令條の外二月は鳴雷神、大原野、大宮、寶平岡の祭、四月十一月は松尾、平野、霧籠神、四面御門、御川水の祭、六月十二月は御贖、卜庭神、大殿、忌火、庭火の祭、九月は御巫、御門、巫座、摩巫の祭、十二月は鎮御魂、齋戸、祭あり、月朔毎に忌火、庭火祭、晦日御麻御贖祭を行ふ、凡そ祭祀大中小の差あり、常祀の外事に從て祭る者祈雨神祭八十五座、名神祭二百八十五座、出雲國造神禰詞を奏す、其他霧籠神、鎮鳴籠祭、御産御井産井等の祭甚だ多し、之を臨時祭といふ、凡そ中祀前後の散齋の日僧尼及び重服の者内裏に參入するを得ず、致齋散齋の日は輕服と雖も入ることを許さず、凡そ穢惡の事に觸れて忌むべき者、

人畜の死生及び肉を喫ひ喪を吊ひ、病を問ひ、佛事に預るが如きは、事の輕重に依て日數の多少あり、唯宮城内一司穢ありとも之か爲めに祭を停むることを得ず、宮女懷妊者は散齋の前日に宮を出し、月事ある者祭日の前に退けて、殿に上るを得ざらしむ、凡伊勢大神宮神嘗祭幣帛使は正五位已上、卜食の者を充つ、其年中四度祭は祭主之を供奉す、若し故ある時は、神祇官並に諸司官人及び散位中臣氏五位已上を用ふ、祈年、月次、祭使參入の時、大神宮司卜部多氣河に祇候して解除を行ひ、朝使は先づ神郡の堺外に留め、卜食て後に入らしめ、驛使は飯高郡下榎小河に至て鈴聲を止めしむ、王臣以下は轍く幣帛を大神に奉るとを得ず、三后、皇太子も奏聞して後に之を供ふ、凡そ二所太神宮は預め、宮地二處を定め、二十年毎に新材を採て正殿宮殿、及外幣殿を作り、更に舊宮の神寶を新殿に遷し奉る、是に先て辨官史史生、宮掌、神祇官及び諸司主典若くは女嬪雜工等七月一日より神祇官西院に於て、神寶及び調度を營み造り、諸物備はる時、使を遣して之を太神宮に送る、此時豫め先づ宮中を祓ひ潔めしめ、其造宮使は孟冬より始めて、神宮七院及び朝熊園、相鴨田、乃家、蚊野、湯田、月夜見、草名伎、大間、須麻瀨、賣佐那、楠田十二社を造る、其使の供給又丁匠役夫の糧食は神

税を用ひ、神税足らざれば正税を用ふ、自餘の諸社は宮司之を修理す、其宮材を伐り、心柱を採る時には山口を祭り、又船代を造り、雜器を造り、心柱を鑿て殿地を築く時にも、皆各々祭を行ふ、其神寶祭物の色目及び禰宜内人の明衣に至るまで延暦の制に依て改むる事なし、凡そ神田四十六町一段其度會郡五町四反は郡司に營種せしめて大神宮三時祭、度會宮朝夕の神饌に供へ、伊勢、度會、多氣、飯野三神郡及び飯高、壹志、安濃、鈴鹿、河曲、桑名、六郡、大和、伊賀、志摩、尾張、參河、遠江等の神戸三百五十三戸、調庸雜物は神宮司檢領して神用に供ふ、三神郡の校班、損不堪佃、及び計帳、疫死等の政は宮司國宰共に之を行ひ、其雜務を行ふ者は、度會郡宇治郡を始とす、國司は先づ名簿を移し、卜食て政に従ふ、若し朝使來らば先づ神郡界外に留めて、卜食て後に入らしめ、卜合はざる者は界外に事を行はしむ、二所神宮、イカカ御馬各二匹、幣馬の内を簡んで常に養はしめ、其餘は皆神牧に放たしむ、其飼丁凡そ七八人、凡そ諸國神社は破に隨て之を修め、其四至内樹木を伐り、死人を埋むる事を得ず、諸神の名神官社等に預る者は、官符を待て神祇官内印を請ふて更に其國に下す、新年月次、神今食、新嘗祭の楯板置座は五畿諸國の神戸百姓をして進めしめ、年中の御卜、波々加木皮は大和、有

封社より奉り、其龜甲は紀伊、阿波、土佐之を進め、齋王野宮、料龜甲は神祇官之を進む、凡そ神戸調庸は祭祀修造及び供神の調度に充て、田租は貯へて神税とす、神税交易雜物並に伊勢神三郡、浪人の調庸は神祇官檢校して其司其出納を掌る、神戸百姓は賑く得度することを得ず、諸國神税、調庸帳、神戸計帳、祝部名帳は毎年勘造して神祇官に送り、官計會て即ち返抄を付く、云々、神事の清淨生々を示すことかくの如く、嚴格なりき、然れども當時天下諸國の正税公廩を分て、佛寺の用に供する者二百六十四万千八百餘束にして、神祇の祭に供ふる者は一万四千八百束に過ぎざりき、以て佛教益々榮えて、神道從て衰頹せしを察すべし、

○四諸國神名帳 神祇の制度延喜式に由て一定するに至り、諸國の神名帳亦漸く整備するに至れり、蓋し神帳の制は天平年中に起り、慶雲の年には神祇官配、承和には神祇官帳と呼ひしか、延喜に至て神名帳と稱するに至れり、されは諸國神名帳漸く備はり、各國內の神名、位配を記すに官知、未官知の別ありて、猶ほ式内式外と分つ如くなりき、故に國司任に赴く時は先づ國帳に載せる所の諸社に巡り詣づるを國司神拜といひ、又月朔毎に幣帛を班て禮を行ふを朔幣と呼べり、此後天下諸國

各式内の神一社を崇めて之を一宮と呼び、尋て二宮、三宮、四宮等の稱あるに至れり。かく當時神帳の事大に重んぜられしかば、延喜年太政官符を太宰府に下して、管國島の神名帳と寫し進めしめたり、然るに年月を超えて之を上らず、乃ち七年勅を下して曰く、管國神名帳悉く引損して據勘に難き事あり、宜しく管國島に仰せて注進せしむべし、然るを猶ほ進めざるは、府司國宰の緩怠なり、國宜しく承知して件の諸神位記案並に神名帳等を速に進上せよ、若し其本位記散逸して叙位年月詳かならざる者は、具注言上して重ねて怠ることを得ざれど、以て神帳の整理を計り玉ひしを知るべし、尋て筑後國司吉志宿禰公忠其國の神名帳を進め且つ奏して曰く、案内を檢ふるに、高良玉垂命神、豐比咩命神並に二前御位記、適き國底に納めて後代の鏡とするに足れり、仍て詳かに叙日を記し、兼て位記を寫し進上すること件の如し、但し其他諸神に至ては、或は國司商量して借位を授け奉り、或は位記紛失して叙日を知る能はざる類は、唯當階及び神名を記して奉る云々、以上の如くにして諸國神名帳は漸く整備するに至れり。

○五諸社の奉幣

當時政綱漸く弛みて地方乱離を來し、海内騷然たりしかば

屢々諸社に奉幣して災厄を攘ひ玉ふに及べり、朱雀天皇承平四年海賊諸國に蜂起せしを以て、幣を諸社に奉り、又山陽南海なる十國十八ヶ所の神に臨時幣帛使を發せられしが、天慶二年平將門、藤原純友等反を謀りしかば、朝廷乃ち使を伊勢、石清水、松尾、平野、大原野、稻荷、春日、大神、住吉の諸社、及び東海、東山諸道の明神社に遣して臨時幣帛を奉り、三年春勅して五畿七道の各神に神位一階を増して、其極位の神には封戸を寄せ奉ることを祈り、參議伴保平をして幣を伊勢太神宮に奉らしめたり、これ群賊平定を祈願せしものなり、既にして將門遂に誅に伏す、秋又幣を石清水、賀茂上下社に奉して南海の賊を平くすることを祈る、幾くもなくして純友亦誅に伏せり、五年乃ち石清水臨時祭を修め、又賀茂社に行幸し、尙ほ東遊走馬を祇園社に奉れり、これ皆群賊平定の報賽なりき、村上天皇天徳四年に至り、禁中火を失して内侍所災に罹り、神鏡大に破損したり、乃ち之を縫殿寮高殿に安置せしが、其後寛弘、長久の災に罹て神鏡遂に失せ玉へり、これ崇神帝の初御鏡を改造し玉ひしより、歷世敬齋せる神鏡にして、其間殆んど九百年終に此災に罹れり、これ神道の衰へし徵證とすべしか、當時藤原氏代々外戚を以て政治を攝關し、朝廷大に衰ふ、圓融天皇天祿二年攝

政伊尹始めて賀茂詣を行ひ、一條天皇即位元年吉田祭を始め、永祿元年天皇春日社に行幸し、正暦四年また大原野社に行幸し玉ふに及べり、これ皆藤原氏の氏神なり、以て藤原氏の專權を知るべし、寛弘二年冬内侍所神鏡災に罹れるを以て、參議藤原行成をして始めて宸筆の宣命を伊勢太神宮に奉らしむ、全年中宮大原野社に行幸あり、儀天子行幸の如くにして甚だ盛なりき、三條天皇長和元年左大臣道長石清水社に詣づ、自ら唐車に乗し前驅を馳せ、華美を極めて專横到らざるなし、後一條天皇寛仁元年十月幣帛神寶を天下諸神に奉るに、違例の神事甚だ多し、全月天皇石清水社に幸して神封百戸を寄せ玉ひ、尋て備中の御封二十五戸を神供料とし、播磨阿波土佐の御封を修理料に充て玉ふ、又愛宕郡を以て賀茂上下の社に充つ、萬壽二年華山院の皇孫源朝臣延信を以て神祇伯とす、これより子孫相承けて其職を襲けり、因て其家を呼んで伯家といふ、白川王家是なり、明年祭主大中臣輔親をして御病を神祇官に祈らしめ、又招魂祭を行ふ、長元四年秋齋宮頭藤原相通を伊豆に流し、妻を隱岐に流す、これ伊勢神宮の事に就いて不忠無禮の行ありしを以てなり、尋て出雲守橘俊孝を佐渡に流す、杵築社の神教を偽り申すに依てなり、藤氏播關たりしより神

事を畏れざることかくの如く甚だしきに至りしが、藤氏は尙ほ之を省みず、秋上東門院八幡社、住吉社に詣で玉ふ時は華美を盡して到らざるなく、これより八幡、賀茂春日、大野等の行幸行啓益々盛にして、藤氏愈々風流を事とし、驕奢を競へり、八年中宮の爲めに使を賀茂社に遣して神服を奉り、又使を鹿島香取社に遣して神封十五戸を寄す、皆皇子の生誕を祈る爲めなり、後朱雀天皇長久元年秋大風起り、豊受大神宮正殿及び寶殿瑞垣を倒す、天皇行幸を欲し玉ひしに、此變ありしより、大に歎きて毎夜宸筆宣命を讀みて御拜ありき、既にして内侍所神鏡燒失す、後冷泉天皇康平四年關白頼通賀茂詣を行ふに其儀行幸の如し、以上の如くにして神道の衰頽年を逐ふて益々甚たしかりき

○六節 天滿天神 此時代に北野天滿宮は奉祀せられたり、右大臣菅原道眞の靈を祭りしものなり、道眞は參議是善の第三子、夙に文學を以て名あり、又射技を能くす、之を以て貞觀元慶を経て累進して參議と爲り、寛平九年權大納言に移り、右近衛大將を兼ね、氏長者と爲る、既にして醍醐帝位に即き玉ふに及び、昌泰二年右大臣に進み、左大臣藤原時平と共に萬機を參決す、寵眷日に厚くして禁中の内宴に預ること

と屢々なりしより、時平之を嫉み源光、藤原定國等と心を合せて日に醜毀を放ち、終に樹立を謀ると謀して之を陥る之を以て道真延喜元年正月を以て俄に太宰權帥に貶せらる、宇多法皇之を聞き急ぎ救はんとし玉ひしも及はず、道真一族男女二十三人悉く貶黜せらる、道真配所に在るや終日門を閉ちて出せず、日に文墨に托して悶を遣り、三年二月終に薨す、年五十九、或はいふ道真太宰府に至るや、自ら祭文を作りて宛を天に附へ終に奮激して神と爲り、大に威靈を顯はす、これより迅雷風雨災旱屢々起り、宮中亦恠あり、時平及び其諸子相繼いで歿し、同腹なりし菅根清貫、希世等皆雷の爲に震死せしかば、世人之を道真の靈の祟なりといへり、こゝに於て村上天皇天曆元年時人祠を北野に建て、其靈を祀る、參詣の男女甚だ多し、時平の子顯忠深く其威靈を恐れ、毎夜北野天神を祈りて禍を免る、弟忠平道真の生前に於て慰勸書を道真に贈りて交を結ぶ、故に子孫世々攝政關白たり、これより世人愈々北野天神を奉祭するに至りしかば、朝廷亦之か祭禮を設け、終に二十二社の列に加ふ、爾後諸國亦社を建て像を畫いて道真の靈を祀るに至れり。

藤氏榮華時代の神道は愈々形式的に陥り、其奢侈を衍ふ爲めに神社參詣を企つる

に至りて、神事は繁き如きも全く衰頹を來せしものなり、されば氏神を祭るといひ、禍福を攘ひ修せん爲めに神社を創建するか如き事あるも、皆佛教の感化を受けて覺えず、かゝる舉に出でしものなりき。

第二十章 院宣時代の神道

藤氏專權の時代に當りて、漸次衰頹に陥らんとせし神道は、後三條帝の英邁によりて、一度復興の運を見んとしたりしに、全帝の登遐と共に、上皇院宣の時代と爲り、歴代佛法を信奉し玉ふこと厚きにつれて、益々神道を疎んずるに至れり、故に此時代に當りては、密に神道の頹廢を來せしのみならず、僧徒專横を極めて、神事を妨害するに至れり、これより神道は一時故態をすら存せざるに及ひぬ。

○節 神事復興の企圖 後三條天皇資實英邁にましませしより、東宮に在りし日疾くに藤氏の專權を憤り、又其奢侈を惡み玉ふて、弊政釐革に意あり、位に即くに及びて、終に藤氏の政柄を收めて親ら政をしらせ玉ひ、延久元年石清水に行幸し玉ふや、風箏を留めて、物見車の金物を剔き去らしめ玉へり、之を以て賀茂行幸の時

には金銀を鑄めし車一輛もあらざりき。天皇かく弊政の改革を欲し玉ひしかば、深く神道の復興を企て玉ひ、藤原實政左中辨を請ひ申せし時は、先づ天照大神の神慮を請ひ奉りて後にと宣ひ、其後伊勢宣命に誓して朕位に即きてより僻事せずと筆執らんとし玉へり、されど大江匡房之を諫めて、神は欺くべからずといひしかば、即ち黙して止み玉ひき、之を以て天皇の心事を推し測りぬべし、然るに不幸にして天皇世を早くし玉ひしかば、白河天皇其後を承けて親ら政を執り、承保三年石清水社賀茂社に行幸して毎年行幸の式日を定め玉ひ、永保元年春勅して、俗澆漓に及び曆辛酉を告く咎微輕きにあらざ、諸神に冥助を仰かずば、争で一天の禍を獲はん、宜しく天下諸神に位一階を増し奉るべしと宣ひ、一日藏人藤原爲隆の奏事を聞き、倦んで座を立たんとし玉ひしが、偶々祭主大中臣某隨天裁申請事と讀み聞かせ參らせしを耳にし、大神宮の訴よとて還り坐させ玉へり、かく神事を畏み玉ひしかど亦佛法を好み玉ふこと深かりしかば、僧徒神威を假りて乱暴を縱まゝにするに至れり、堀河天皇四年春賀茂神社を以て、毎日の神饌を備へ、秋夢に神祝不足の神宜あるを以て不輸田六百餘町を奉り、又御厨を諸國に分ち置かしめたり、時人反て之を誹る、

八年伊勢造宮催使を伊豫に下す、ことを止む、國司泰仲神拜以前其妨ありと奏せしに依てなり、康和二年國司京を出づる者幣を道神に奉て、途中の平安を祈り、國に就いて神拜を致すの後、吉日を擇んで池瀧官舎を治め、交替の政を爲すべしと制し玉ふ、夏宮主神祇少祐卜部宿禰兼良に勅して、御卜の時式外の神を卜問ふの例を問はしむ、兼良奏して曰く、式に載せざる神御卜に合ふもの承前の例なり、近くは延久二年冬越後の春日、布河神、陸奥の鹽竈、鳥海神、六年夏陸奥の浮島、鹽竈、鳥海の三社、承保二年冬紀伊の小野社、承暦四年丹後の須岐社、阿波の白鳥社の如き、皆式外と雖も、御卜に合へり、縱令御卜に合はざるも、式に載せざる神社を注して占ふ事、又常例なりと、五年神祇官奏して曰く、嘉保三年の宣旨を按するに、五畿七道諸國神社破壊ある毎に、修造を加ふべきに近代以降多く破壊あるは、是れ國司及び社司等の怠なり、五畿内神社は使を遣して其全破の者を注し、七道大神寶に預る社は國司等に下知して早く修理を加へ、舊基に復さしめよ、若し官符到來の後百日内に國司法の如くせざる者は重科に處せんと勅あり、然るに南海諸國大小神社破壊して顛倒に至らんとす、されば五畿内の例に因て其全破の者は修補を致し拒擯の輩は言上を経て天

親を請ふべく宣旨を下し、使を遣し玉へと、乃ち其奏に従ふて之を制す、尋て使を遣して實驗せしむるに、修補せる者十の一にして、破損の者十の九也、宜しく國々の神社を實驗せしめて神の爲めに誠を致し、國を鎮むべしと奏す、即ち勅して之に従ふ、嘉承元年賀茂別當の東西齋殿、災に罹るを以て使を遣して幣を奉り、三日廢朝を行へり、又太政大臣信長を以て大神宮上卿とし、始めて伊勢神宮の文書訴訟を評議することと載らしむ、以上の如く、歷世神道の爲めに盡し玉ふと雖も、其事皆消極的の務にして、一も神道を復興せしむるに足るものなし、

○藤原宗忠の敬神

鳥羽天皇元永三年十月川合社廻廊災あり、下社氏人

等火を救ひ、火の穢に觸れたり、依て相嘗祭を行はるべきや否やを議せしむ、公卿決すること能はず、上下社司を召し問ふに、齋院の相嘗に齋王、月の障あれば中卯日を用ふれども、本社相嘗延引の例なく、四月祭に穢ある時は供祭の例あり、故に今之に准して相嘗を行はるべしと答ふ、時に藤原宗忠曰く、此既に因て文徳實錄を考ふるに、齋衡元年穢に依て祭を停め、山城國、供へ奉る事常の如し、其所謂穢といふは死人あるをいへり、康和二年下社穢ありしにも、彼例に依る時は今又此に従ふべしと、明

法博士曰く、氏人本社に至るとも本社の穢にあらず、式に失火に觸るゝ者七日を忌ひの制あり、今社司氏人残りなく、川口村に赴き、火穢に觸るゝを以て神事に供奉すべからず、宜しく上の社氏人をして相嘗を勤めしむべしと、かくの如く社司上下社の作法各別にして、氏人異なるか上に、古今其例なしといふを以て、神祇官陰陽寮にトはしめて、上下齋院相嘗中卯日を用ふることを定め、即ち幣を賀茂社に奉て其狀を謝せしむ、崇徳天皇保延元年秋内大臣藤原宗忠奏して曰く、太神宮恒例神事及び諸社供、神物の不法は並に例に従て之を行ひ、諸國宰史往古の神領を停めて、新に權門勢家の莊を立て、神封を進めざるより、神社の破を致すの弊を禁し、二季神今食、九月例幣、新嘗の行幸は必ず之を行ひ、社司は氏人を稱して他人異姓を停め玉へと奏せり、これ神事の整理を欲するか爲めなり、宗忠は道長の玄孫權大納言宗俊の子なり、天承二年十二月累進して終に右大臣と爲り、全四年二月官を罷め、永治元年四月薨す、中御門家と稱す、此人詩文に工にして典故に通ず、中右記は其日記なり、又神樂階馬樂の曲に達す、之を以て白河法皇の恩遇を蒙り、政務を預り聽き、終に顯官に昇るに至れり、かく典故に精しかりしより神道の大事に當りては、獻替する所多く、大

に復興の爲めに力を盡せしなり。

○三藤原敦光の敬神 崇徳天皇大治二年神祇官八神殿焼け造營成らず而して諸禮停廢せり初め鳥羽天皇即位の年より二十五年間天皇神祇官に幸して神今食新嘗例幣祭を行ひ玉ふこと絶えたり保延元年秋式部大輔藤原敦光乃ち當時の弊を論して曰く凡そ二月祈年祭六月十二月月次祭神今食九月神嘗祭十一月新嘗會は朝廷の重事なるに僅に其祭を行ふのみにして其禮漸く薄く就中神今食は天皇中和院に幸し神嘗祭には大極殿に幸し玉ひ威儀よく整ひて自ら神心を感ずるに足れり然るに今其祭衰へて恒規を失へり宜しく事々式に従ひて舉行すべし且つ諸國大小神社破壊すとも修理を加ふることなく國宰祭祀の場に臨まず社司修理を致さず家譜ならざる者に社務を知らしむるを以て人皆謹愼齋肅の禮を盡す者なし去年風水の難あり今年饑饉の禍あるもまた此故なりとこれ實に時弊を痛諭せしものなり敦光は式部大輔明衡の子少にして父の學を繼ぎ對策して及第す堀河鳥羽崇徳の三朝に仕へ式部大内記を歴て文章博士を兼ね大學頭に遷り式部大輔に轉す保元元年災異荐りに臻りしより帝諸儒をして論奏せしめしかば敦光

乃ち古今を援證して前頭の上疏ありしものなりき亦當時に於ける神道忠實の士と稱すべし。

○四神事の頽廢 初め白河法皇政を院中に知らすに及び營造を事とし玉ひ其費頗る多くして諸國神社の修理朝廷之を備ふること能はず之を以て神事屢々違令多かりき時に元永二年上野奏して曰く近者關白藤原氏の莊園五千町に及び賀茂齋院の禊祭料の紅花を備ふると能はずと勅して之を停む然るに伊賀國の春日社領を收めて法皇の用途に充て玉ひしかば神事愈々紊れきされば太宰府管内の神人等蜂起して盜を爲し放火殺害計ふべからず大江匡房之か爲に太宰師たるも三年國に就くと能はずりき又因幡守宗茂同國司たりし時目代をして神拜を行はしめ九年の間國に就かざるを以て始めて一宮に詣で臨時祭を行へり神事を怠るとかくの如く甚たしかりしなり全十一月賀茂御祖社正殿及び舍宇二十宇災に罹りしを以て嘉承中上社の例に依て三日の廢朝を行ひ受領の功を募て假殿を造り漸く御体を渡し奉れり保安元年淡路國司奏して曰く先年宣旨に因て賀茂毎日神供の爲めに生穂庄を神領とせられしに官使國中新立の莊園を停め兼て神領

を收むるを以て神寶神殿の破損を致せり云々、崇徳天皇即位の冬太宰府に勅して神寶の勘文を勤め、神祭を謹しみ官舎の修造を致さしむ、されど大治二年神祇官八神殿焼けて造營容易に成らず、諸禮紊れて敬光、宗忠等の奏あり、時に樞大納言藤原實行思へらく、我朝は神國なり、故に敬神を先とし如在を禮とすべし、皇居程遠して行幸あらずば、公事已に絶えて、神事の恐れなきにあらず、且つ絶を繼ぎ廟を興すは聖代の嘉模なれば、徒歩の儀を改めて騎馬の例を興すこと、争てか神慮に叶はざらん、抑々里亭より八省に行幸し玉ふも騎馬なる時は其儀に據るべしと、近衛天皇久安元年勅して月次神今食の供神物を先規に復し、尋て樞大納言藤原實行等に勅して、諸社祭儀幣物みな舊典に違ふ事なからしむ、これ全く宗忠、敬光等の言に従へるものなり、然れども當時大尊會齋月に佛事を行ひ、神今食の前齋に法成寺八講を修め、伊勢奉幣の前齋に七寶塔の供養を行ふか如き事ありしより、公卿これに倣ひ、諸國皆神事を怠り、攝政藤原忠通の如きは私に社を寺中に設けて盛に祭を行ひ、名つけて總社祭といひ、城南寺、法性寺、蓮華王院等皆々之に倣ふて寺中に神祭を行ふに至れり、これより諸國々府に總社を建つる者多く、神佛混淆して分つなきに及び

ぬ、而して大社の祭漸次衰へて淫祠日に多きを加ふるに至れり、要するに院宣時代の神道は、たゞ傳來の儀式によりて神事を修せしといふに止まる、而も佛教の信仰社會に瀰蔓し、白河、鳥羽の上皇率先して佛法に歸依し、只管冥福をのみ修し玉ひしかば、神道は全く山王、兩部の専有する所となりしが如し、これ此時代に於て僧兵の暴横を來せしを、朝廷之を鎮壓し玉ふこと能はざるに至りし所以なり。

第二十一章 兩部神道の發達

空海主唱の兩部神道、時機に適合して、我が社會の信仰を集めしより、單純なる古來の敬神説は世人に忘れられ、而して現世幸福と未來佛果とを結び付けられたる兩部習合説は益々其根據を固うするに至れり、これより神道の儀式習慣は大に古代と面目を異にし、頻りに神怪不測を言ひ因果應報を説きて、天變地異に驚く我が國民をして、祈禱消災にのみ日を費さしむるに及びぬ、從て諸國の神社は、亦是等兩部神道の爲めに諸所に建設せられ、祈願報賽頻りなるに至れり、

○節一 八幡大自在菩薩 奈良朝に於て大に崇奉せられ玉ひし八幡神及び全比咩神は、さすが佛法に縁近き爲めにや、歴世佛家によりて習合せられ玉へり、一實神道にては日吉七社の中なる聖眞子を阿彌陀として八幡大菩薩の分身なりといひ、又延暦二年五月八幡大神託宣して、我は無量劫より以降、善巧方便を修して諸の衆生を濟度す、我か名をば大自在菩薩と諭し玉へりと云々、これより八幡神は兩部の神と爲り玉ひ、延暦十七年冬に至りては、太政官符にも、宇佐八幡大菩薩及び比咩神の封千四百戸を太宰府に納めしむ云々の語あるに及べり、これ後世元亨釋書に、八幡神の豊前に發現し玉ひし時すら民家の見に托して、我は第十六主譽田天皇廣幡八幡なり、我を護國靈驗威身大自在王菩薩と名づく、迹を諸州の神明に垂る、今願に此地にありと記すに至りし所以なり、蓋し八幡神はかく佛法に縁近かりしより、かの道鏡の事をも生せしが、其前後に於て佛家に習合せられ玉ふこと少からず、傳へいふ、開成法師は光仁帝の子、桓武帝の兄なり、天平神護元年正月朔、潛かに宮を出て、勝尾山に入り、善算善仲を師として剃髮す、又般若を寫す、淨金水を得んと欲して、勝相を祈り求む、限るに七日を以てす、滿夜夢に一人容儀端嚴、衣冠壯嚴にして、手に

青錦苞を持ち、房側の石上に立て曰く、我れ此金を以て師に與へて泥墨と爲さんと成之を受け便ち問ふ、公誰とか爲す、彼の人相を以て答へて曰く、得道より以來性を動かさず、八正道より權迹を垂る、能く苦衆生を解脱することを得、故に八幡大菩薩と號すと、覺めて几上を見るに金鏡あり、徑三寸、長七寸、成、感喜交々集る、其立つる所の石今尙ほ存す、又水を祈る、一日夜夢に一人北方より飛ひ來る、形夜叉の如し、曰く八幡大神我をして天竺白鷺池の水を取り來て師の經滴に充てしむるなりと、成問ふ、誰ぞや、答へて曰く、信州諏訪の南宮なりと、寤めて之を見るに、清水、關伽器に盈つ、成金水を得て乃ち桂窟に棲んで般若經を寫す云々、又最澄、宇佐に詣でし事あり、前出、又鎮西の慶圓法師八幡神祠に詣づ、祠に近づくころ、一女家門に立て、悲泣歔歔す、圓憐んで之を答ふ、問へて曰く、去る夜我が母逝く、我れ夢にして喪を擧ぐることを能はず、之を以て泣くのみと、圓、女の言を怒み、中夜に屍を負ふて野に葬る、又謂へらく神は穢を忌む、近づくべからずと、其夜馬場の小舎に宿し、持念回施す、五更に一男子來て曰く、無縁の悲葬、我か飲の原、何の忌諱かあらん、速に來て晤語せよと、圓大に異む、乃ち男子と祠前に至る、時に天未だ曙けず、人々皆眠る、圓、男子の異人なることを

思ふて博く法義を諮ふ、男子一々答釋明白なり、又曰く我か本身は釋迦文佛なりと、言ひ已で見えず、後圓弘法大師の親く神体を畫くを見て、始めて神感を定む云々、又傳へいふ、叡山の皇慶入宋の志あり、沙門寂照と共に舶に上る、時に鳩數千羽檻に集る之を逐へとも起たす、幾くもなく舶を離れて皆飛び去る、人多く曰ふ、八幡大師慶を留むる也と、空海亦宇佐八幡に詣でし事あり、又鎮守八幡を勸請せり(前出)かくの如く八幡は大菩薩として佛家に習合せられ、而して大自在王として崇められ玉へり、今大自在菩薩の字義を按ずるに、名義集に大論を引て摩醯首羅正には摩訶莫醯伊濕伐羅と名づく、此に大自在といふと載せ、一切經音義には、摩醯首羅此に大自在天と云ふと記し、諸天傳には、摩醯首羅此に大自在天と翻す、或は威靈帝と翻すといへり、之を以て觀れば、八幡神は古昔三韓を征服し玉ひし威靈の帝王なれば、即ち威靈帝、大自在天として崇奉せしものなるを知るべし、又菩薩の字義は、もと梵語にして、正しくは胃地薩怛縛、又菩提薩埵といふ、漢譯すればボウチは覺、サトバは有情にして、即ち覺を求むる有情の謂なり、之を略して菩薩といふ、菩薩の業を修すれば無性、聲聞、緣覺を越えて有情凡夫を超越し、己れ獨り生死解脱するのみならず、家に在

ては家、邑に在ては邑、國に在ては國、天下に在ては天下の民、一切衆生を平等に生死解脱せしむる心ある者を指す云々、然れば八幡大自在菩薩とは、よく萬物を生死せしむる威靈帝にして、天下の一切衆生を生死解脱せしむる覺者なりとの謂なり、かくの如くして、佛家は終に入幡神を宗教的の神体と崇め奉りしなり。

○二 石清水八幡宮 石清水八幡宮も佛家によりて勸請せられ玉ひしもの

なり、緣起に曰く、清和帝の御宇、行教といふ者あり、姓は紀氏、武内宿禰の後なり、昔し武内宿禰、景行帝の棟梁の臣と爲り、成務天皇の時、大臣となる、而して又仲哀、神功、應神、仁徳の輔佐なり、この故に、行教尤も宇佐神を崇む、神教に憑て、帝都の邊に棲んと欲し、山城國男山に移り玉ふ由、奏聞す、清和帝爲に社を建て、之を奉す、爾來勅使を差して幣帛を奉す、其使多くは源氏の人を用ゆ、圓融院天元二年三月二十八日始めて行幸あり、而して又一代毎に一度必ず奉幣使を宇佐に遣す云々、尙ほ不思議なる緣起あり、曰く、行教は武内大臣の裔なり、大安寺に居す、貞觀元年豊の宇佐八幡神祠に詣て、一夏九旬、晝は諸大乘經を讀み、夜は密咒を誦す、法歲已に滿つ、大神の曰く、久しく法施を受く、師を離るゝを欲せず、師王城に廻らば我れ又隨ひ行きて王城の側

に居り、嘗さに皇祚を護るべきのみと、教漸く山崎に着く、其夜又夢に大神の曰く、我が居る所を見よと、俄に覺めて東南を見れば男山鶴峯の上に大光を現す、凌晨光の處に至るに實に靈區なり、放便ち二事を録して、表奏す、帝橋工部に詔して、宇佐祠規に准して、新宮を建つ、世言ふ、教か見る所の大神、是に於て彌陀、觀音、勢至の三像、袈裟の上に現すと、是に因て殿内に三像を安んず云々、かくて石清水八幡は天慶の亂之が平定に功あり、全五年四月二十七日臨時祭を行ふ、勅使は播磨守光明朝臣なり、舞人、伎人各々一人、天祿三年より毎歲三月中の午の日を以て臨時祭を行ふと、これより兩部神道の行はるゝと共に石清水八幡亦大に榮え給へり。

○三 八幡放生會 八幡放生會の事も佛氏によりて、附會して營まれしものなり、元正天皇養老四年九月異國襲來し、日向大隅の國大に亂る、朝廷宇佐神宮に祈て、寇賊を平ぐ、大神託して曰く、この戰其死傷多し、我れ甚だ之を憐む、願くば寇平くの後放生を諸國に置け云々、これより放生會は生まれり、これ所謂佛氏の慈悲に基くものなり、公事根源に曰く、清水放生會は八月十五日なり、毎年八月一日より十五日に至て、人を諸處に遣して數萬喉の魚を買て、之を山下の小河に放つ、十五日の早朝

に其供養の爲めに神輿山下に降る、祠官衣服を粧ひ、俗人伎樂を奏す、供奉甚だ嚴なり、法會罷んで神輿山上に還る、時に祠官等禮服を脱ぎ、淨衣を着し、白杖を策き草鞋を着く、蓋し葬儀に准ずるなり、是日朝廷上卿宰相辨衛府を差して男山に向はしむ、内藏寮使宣命を受く、延久二年より行幸の儀式に准し、六府已下供奉す云々、かく放生會は終に清水に行はれて全く佛式を用ふるに至りたり、蓋し放生の故事は金光明最勝王經に流水長者か佛前にして一萬許の魚を助けしに基せり、梵網經にも放生の功德を記して、若し佛子慈心を以ての故に放生の業を行すべし云々、一切の地水は之れ我が先身、一切の火風は是れ我が本体、故に常に放生を行せよ、生々受生は常住の法なり、人に教へて放生せしめよ云々、普賢觀經には國王大臣重罪を懺せんと欲せば、當さに五事を行ふべしと、説き、其第四に、六齋日普天率土境内力の及ぶ所に勅して、殺生を禁し放生を行ふ云々、前掲の二文の如きは恐らく放生會の基する所なるべし、放生會はこれより歷朝石清水に於て行はるゝに至れり。

○四 春日明神の佛縁 藤原氏の氏神たる春日社は藤原氏の威權高まると共に、世人の信仰集れり、而して兩部の習合は此社にも及びぬ、傳へいふ、春日神祠はる

と山上にあり、空海其參詣に不便なるを以て、今の所に改め移すと、又曰く、春日大明神は慈悲万行の大菩薩なりと、又いふ、眞言宗新義派の開祖根來寺覺鑊少にして興福寺に赴き唯識を學ぶ、一夕夢むらく、貴婦人鑊を抱きて膝の上に置き、頂を摩て、曰く、汝は大法器なり、然れども吾が寺の寶にあらず、汝他山に於て必ず密教を弘めん、我れ又常さに汝を擁護すべし、我は是れ春日明神なりと、後日覺鑊高野に於て傳法院を創し、後ち根來に移りて密宗に一新義を開けり、これ春日明神の擁護によるものといふ、かくの如く春日明神は密教に因縁を有し玉へり。

○五 北野天滿大自在天神

北野天滿宮の事は前段に述ふる如くなるが、此神も佛教の習合を受けて、密教に關係深き神となり玉へり、傳へいふ道眞未だ死せざる前、裁疏して天帝に訴へ其靈奮激して威徳天神と爲るなりと、天慶四年八月沙門道賢なる者あり、冥を借て金峯山金剛藏王菩薩を見る、時に五色の光金峯山を照す、賢白して曰く、此光何の祥ぞ、藏王の曰く、今大政威徳天の來るなりと、須臾の間西方の空より千萬人至る、儀衛健如たり、太政天、藏王と晤る、已にして歸り去らんと欲す、賢を顧みて曰く、此人を將て我か居を見する如何と、藏王之を許す、賢をして一の

白馬に乘し行くこと數百里ならしむ、疾きこと風の如くにして一大池に至る、池中大島あり、廣さ百餘里、中に方壇あり、壇中に蓮華臺あり、臺上に島塔あり、塔中に妙法蓮華經を安す、塔の東西の壁に兩部大曼荼羅を懸く、其塔の莊嚴言ふへからざるなり、太政大天、賢に語て曰く、我はこれ上人の本國菅承相なり、切利天帝我に字して日本、太政威徳天と呼ぶ、我れ醜配の時、心を動かさるにあらざ、我れ國土一切の疾病災難の事を主る、我れ君臣を憐し、人民を傷けんと欲す、又思ふ、我か生前悲泣の涙を以て化して大雨と成し、本國を浸して水海と爲し、八十四年を経て國土を成立して我か住城と爲さん、然も此國は普賢龍猛密教を流傳するの地、又應化の諸聖悲願力を以て名を明神に借て、諸處に游住して衆生を覆護し玉ふ、彼の諸名神常に我を慰諭す、又愛重す、佛教の故に害を爲さず、但し我か十六萬八千の諸眷屬、暴惡鬼神等處に隨て災を興す、我れ尙ほ禁し難し、我れ神慰を受け、法樂を味ふ、故に昔日の怨懟少しく息むのみと、賢曰く、我か國の人民俱に火雷神と稱して尊重禮敬すること猶ほ世尊の如し、何の懟むことあらんや、太政天曰く、國俗我を以て仇讎と爲す、誰か敢て尊敬せん、又火雷神は我か第三の使者、火雷氣毒王といふ者なり、我か名にあらず

るなり、我れ在世の時歴る處の官位、人の之に居るあらは、我れ害意を起す、これ昔怨の甚だしきなり、而も今一誓を立て、本邦に遺す、上人之を傳へて普く流布せよ、若し人、我か形を作て我か名を稱し、慰勤尊重せば、我か心擁護せん、若し人、上人の言を聞きて信受崇奉せば、我れ亦如上の害を爲さずと、賢金峯に反て上事を陳ぶ、藏王の曰く、我れ汝をして彼の城に向はしむる者は、世間災難の根本を知らしむるなりと云々、既にして延長八年の雷震あり、災害萃りに臻る、然も其災崇福、法隆、延曆、檀林等の諸大寺に及び、太政天神罪報深し、而るに宿世の福力、大威徳天神と成る、乃ち無量の苦を除く爲めに、藏をして木國に歸り、一萬の率都婆を造立せしむ、これ天慶三年始めて右近馬場に小祠を建て、天曆元年六月北野に移り、後ち朔日寺最珍と右京の婢女子と力を協せて靈祠を造り、天徳三年右大臣師輔、大厦を改規して終に天満天神と成れるものなり云々、世に曰ふ、天満天神は十一面觀自在の靈應なりと、以上の傳説の如きは、恐らくは後世の附會ならん、然も兩部説流行の當時かゝる説話を作りて神道の信仰を佛法に集めしと推すること、亦甚だしき臆説にあらざるべし、三輪玄義に、大自在天は能く萬物を生ず、萬物若し滅ぶれば本天に還歸す、故に自在と

いふ、若し臆れば則ち四生皆苦み、自在喜べは六道咸く樂むと、菅公は天に昇りて即ち此自在天と成りしものなり、故に曰く、臆患の熾天に滿つ、諸鬼神十萬五千を従類とす、これ天満大自在天神の稱ある所以なりと、天満宮は兩部流行の當時此習合の中に祀られ、反て世人の信仰を集め玉ひしなり、兩部神道は眞言宗の榮ふると共に、益々其羽翼を伸して、古來の神事をも執り行ひ、益々習合に便益を得たりしもの如し、之か爲めに所謂當時の神官をして、兩部説に倣ふて種々の附會を神祇の上に捏造せしむるに至れり、神官既に僧徒の鼻息を窺ふに至ては、神道の頽廢亦怪しむに足らざるなり、

第二十二章 山王兩部兩神道の競争

我が國中世以前盛に行はれし佛法は、天台と眞言との兩宗なり、而して天台か山王一實の神道を創し、眞言か兩部習合の神道を唱へしことは既に述べし所の如し、之を以て此兩宗か榮を競ふて互に對立するや、其所謂神道の言説に於ても、自然競争の態度を執るを免れざりき、これ諸神社に山王兩部に關する種々の附會説を留む